令和元年第1回大多喜町議会定例会

6月会議会議録

令和元年 6月2日 開会 令和元年 6月4日 散会

大多喜町議会

令和元年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録目次

第 1 号 (6月2日)

出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定による出席説明者1
本会議に職務のため出席した者の職氏名1
議事日程
開議の宣告
行政報告
諸般の報告4
会議録署名議員の指名
報告第1号の上程、説明6
報告第2号の上程、説明6
報告第3号の上程、説明8
報告第4号の上程、説明9
報告第5号の上程、説明11
一般質問
根 本 年 生 君
野 中 眞 弓 君22
麻 生 剛 君30
吉 野 一 男 君38
山 田 久 子 君46
渡 辺 善 男 君
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決66
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決67
日程の追加
発議第3号及び発議第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決69
散会の宣告····································

第 2 号 (6月4日)

出席議員7!
欠席議員
地方自治法第121条の規定による出席説明者75
本会議に職務のため出席した者の職氏名75
議事日程70
開議の宣告
議事日程の報告
報告第6号の上程、説明7
報告第7号の上程、説明79
報告第8号の上程、説明80
報告第9号の上程、説明8
一般質問82
麻 生 剛 君8:
山 田 久 子 君90
渡 辺 善 男 君··································
野 中 眞 弓 君
根 本 年 生 君
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
同意第3号及び同意第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 125
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
休会について

散会の宣告	152
署名議員	153

第1回大多喜町議会定例会6月会議

(第1号)

令和元年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和元年6月2日(日) 午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野	中	眞	弓	君		2番	志	関	武臣	夫	君
3番	渡	辺	善	男	君		4番	根	本	年	生	君
5番	吉	野	僖	_	君		6番	麻	生		剛	君
7番	渡	邉	泰	宣	君		8番	麻	生		勇	君
9番	吉	野	_	男	君	-	10番	末	吉	昭	男	君
11番	Щ	田	久	子	君		12番	野	村	賢	_	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯島勝美	君 副 町 長	西郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫	君 総務課長	古 茶 義 明 君
企 画 課 長	米 本 和 弘	君 財政課長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	多 賀 由紀夫	君 健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建設課長	吉 野 正 展	君 産業振興課長	西川栄一君
環境水道課長	和泉陽一	君 特別養護老人ホーム所長	秋 山 賢 次 君
会 計 室 長	吉 野 敏 洋	君 教育課長	小 高 一 哉 君
生涯学習課長	宮原幸男	君	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務	局 長	麻 生	克	美	書	記	市	原	和	男
書	記	山川	貴	子						

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報告第 1号 継続費繰越計算書について

日程第 3 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 報告第 3号 継続費繰越計算書について

日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について

日程第 6 報告第 5号 専決処分の報告について

日程第 7 一般質問

日程第 8 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

日程第 9 請願第 2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択 に関する請願書

追加日程第1 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議第4号 国における令和2年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長(野村賢一君) 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町 長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

また、本来なら休日でありますが、町長初め町執行部職員の皆様のご協力を得、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日日曜議会が開催されますことを心から感謝を申し上げる次第でございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日6月2日は休会の日ですが、議事の都合により、令和元年第1回大多喜町議会定例会 を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

- **○議長(野村賢一君)** 日程に先立ち、町長から行政報告があります。 町長。
- **〇町長(飯島勝美君)** 令和元年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様 方には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をい ただきたいと存じます。

さて、学校法人三育学院が千葉県に申請をしていました旧西中学校を活用する中学校の設置計画につきましては、ことし4月16日付で承認され、この承認を受け、今月7日に大多喜町と学校法人三育学院との連携協力等に関する協定の締結と報道発表を予定しております。今後、来年4月1日の開校に向け、旧西中学校の整備等を推進してまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をいただきたいと存じます。

本日はこの後、報告案件が5件、4日は報告案件が4件、大多喜町名誉町民の推挙、固定 資産評価審査委員会委員の選任、農業委員会委員の任命及び任命に関連する農業委員会委員 に占める認定農業者等の割合に関する同意案件4件のほか、条例の一部改正、補正予算、大 多喜町過疎地域自立促進計画の一部変更など5件の議案審議が予定されています。そのほか、 本日と4日の2日間にわたり一般質問が行われますが、各会議事件について十分ご審議をい ただき、承認、可決賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長(野村賢一君) これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長(野村賢一君) 次に、諸般の報告でありますが、第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

このうち、5月24日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が千葉県自治会館で開催されました。役員の改選のほか、各町村から国及び県に対する要望事項を県議長会で取りまとめておりました。本町からは、ため池整備事業の補助率増高について及び2級河川夷隅川河川整備について要望しておりましたが、原案のとおり採択され、国・県に要望することになりました。

次に、監査委員から、3月25日、4月24日及び5月24日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、法律の規定に準じまして、有限会社たけゆらの里大多喜の経営状況を説明する書類が町長から提出されました。議員各位には、その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、3月20日に平成31年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきましては、6番麻生剛君から報告を願います。

6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 6番麻生剛です。国保国吉病院議会の報告をただいまより行います。 去る平成31年3月20日、国保国吉病院議会が開催されました。本町からは議長であります 志関武良夫議員、渡辺善男議員、そして私、麻生剛の3名が出席いたしました。

なお、今回は選挙第1号副議長選挙があり、いすみ市議会議員、石川光男氏が選出されま した。

引き続き、議案第1号 国保国吉病院一般職の職員の給与等に関する条例及び国保国吉病院組合一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また議案第2号 国保国吉病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、議案第3号 平成31年度国保国吉病院組合病院事業会計予算について、 全ての議案が全員賛成のもとに可決されました。詳細については、皆さんのお手元に配付の 資料をごらんください。

なお、今回の特色といたしましては、千葉大学との連携を密にすることを基本とし、千葉 大学次世代型健康長寿ホルモンアカデミー寄附講座へ引き続き協力すること。そのことに伴 い、健康イベントを開催するなど、地域に密着したコミュニケーションを図ることなどが非 常に好評を博したことが挙げられます。

今後は、積極的に各市町村に出向いていくことを予定していることと、また国保国吉病院の看護師不足も大幅に改善されました。4月からは87名体制となり、19名の増加が見られました。医師につきましては、4月からは現在の、現在というのは3月までのことです、内科6名、外科2名の8人体制から、内科8名、外科2名の10人体制になり、確実に地域の要請に応えられる体制になりつつあるなど、喜ばしい傾向であります。入院病棟に至りましても再稼働し、この秋からは80床体制へ向けて進むものと見られます。

これらの病院が、マンパワーの充足によりフルオープンするもので、収入の増加が見込まれるなど、明るい状況であることの報告がなされました。

また、事務局からは、KYBオイルダンパー12本全てを交換することも可能となり、もし 大地震が起こっても心配のない大丈夫な、安全・安心体制であることがあわせて報告なされ ました。

命を守る病院が、その設備も人材も充実することになり、地域に愛され、存続し発展する 兆しが見えたことは、過疎地医療からの脱却が関係各位の努力によりなされたことは大変評 価できるものと思われます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本6月会議につきましては、審議期間は本日と4日とします。お配りしてあります 議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(野村賢一君) これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 吉 野 僖 一 君

6番麻生剛君

を指名します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長(野村賢一君) 日程第2、報告第1号 継続費繰越計算書についてを議題とします。
本件について報告願います。

財政課長。

〇財政課長(君塚恭夫君) 報告第1号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

報告第1号 継続費繰越計算書について。

この報告は、継続費は毎会計年度の年割額のうち、その年度に支出を終わらなかったものについて、継続年度の終わりまで逓次繰り越しして使用ができることとされており、その繰り越した場合には、5月31日までに計算書を調製し、次の議会において報告が必要なために、報告をさせていただくものです。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

平成30年度大多喜町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成30年度大多喜町一般会計継続費繰越計算書。

款9教育費、項4社会教育費、日墨友好記念碑作成事業。この事業は、平成30年度、令和 元年度の2カ年度で日墨友好記念碑を作成するものでございます。

継続費の総額は800万、平成30年度の予算計上額は240万、支出額は213万8,400円、残額と翌年度逓次繰越額は26万1,600円、財源は繰越金でございます。

以上で、報告第1号 継続費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

〇議長(野村賢一君) これで、報告第1号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明

〇議長(野村賢一君) 日程第3、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題としま

す。

本件について報告を願います。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 報告第2号の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度大多喜町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成30年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び未収入特定財源について説明をさせていただきます。

初めの保育園管理運営事業は、みつば保育園の浄化槽の修繕で、翌年度繰越額は61万 6,000円でございます。

次の観光施設管理事業は、面白峡遊歩道設計業務494万7,000円と、中瀬遊歩道の飛び石補 修工事366万2,000円、合計860万9,000円でございます。

次の道路改良事業は、町道大中西線の道路改良事業で、翌年度繰越額は1,604万1,000円で、 未収入特定財源の地方債は道路整備事業債で、過疎対策事業債のハード分でございます。

次の教育委員会事務事業は訴訟に係る弁護士費用で、翌年度繰越額は55万円でございます。 次の小学校施設管理事業は、町内小学校 2 校の空調設備設置工事で、翌年度繰越額は 4,187万4,000円、未収入特定財源の国県支出金1,041万3,000円は国庫補助金、ブロック塀・ 冷房設備対応臨時特例交付金、地方債は義務教育施設整備事業債で、過疎対策事業債のハー ド分でございます。

次の中学校施設管理事業は、大多喜中学校の空調設備設置工事2,369万7,000円と、旧西中学校不要施設撤去に係る設計業務280万8,000円と、技術棟及び用具倉庫の撤去工事756万円、合計3,406万5,000円で、未収入特定財源の国県支出金677万8,000円は国庫補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、地方債は義務教育施設整備事業債で、こちらも過疎対策事業債のハード分でございます。

合計6事業、翌年度の繰越額合計1億175万5,000円でございます。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。

〇議長(野村賢一君) これで、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明

○議長(野村賢一君) 日程第4、報告第3号 継続費繰越計算書についてを議題とします。
本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長(和泉陽一君) それでは、報告第3号 継続費繰越計算書についてご報告を させていただきます。

議案つづり9ページをお開きいただきたいと思います。

今回の報告は、平成29年度に継続費として設定しました面白浄水場更新事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、翌年度へ繰り越すものです。

この規定では、地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、その額を継続年度の終わりまで繰り越しして使用できることとされており、繰り越した場合は5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされているところから、今回報告させていただくものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第3号 継続費繰越計算書について。

平成30年度大多喜町水道事業会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、 地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告する。

次のページをお願いします。

平成30年度大多喜町水道事業会計予算の継続費繰越計算書をごらんください。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、面白浄水場更新事業は、平成29年度から平成31年度、令和元年度の3カ年で、継続費の総額が9億4,332万7,000円で、そのうち平成30年度継続費予算現額が4億8,669万2,000円、平成30年度支払い義務発生額がありませんでしたので、残額4億8,669万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

この繰越額に係る財源内訳として、企業債4億8,000万円、損益勘定留保資金669万2,000 円を予定しています。

以上で、報告第3号 継続費繰越計算書について報告を終わります。

〇議長(野村賢一君) これで、報告第3号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明

○議長(野村賢一君) 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。
本件について報告を願います。

税務住民課長。

○税務住民課長(多賀由紀夫君) それでは、報告第4号 専決処分の報告についてご説明申 し上げます。

議案つづり13ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の 規定によりこれを報告します。

次のページをお願いします。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日公布され、平成31年4月1日から施行されたことにより、大多喜町税条例の一部を改正する必要が生じため平成31年3月29日専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

主な改正内容といたしまして、本町の関係するところでは主に2点あります。

1つ目として、令和元年10月1日から令和2年末までの間、消費税率10パーセントが適用される住宅取得等について、住宅借入金特別控除に係る控除期間が3年間延長され拡充がされるものです。

2つ目としまして、軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例、軽減課税について、電気 自動車、天然ガス、軽自動車については軽減が行われるものでございます。

それでは本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただきたいと存じます。 大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

14ページの中段になりますけれども、第34条の7第1項中以下につきましては、地方税法の改正に合わせて「寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、規定するものです。

附則第7条の3の2第1項中以下につきましては、住宅借入金特別控除に係る控除期間を 規定したものです。

次に、附則第7条の4中以下につきましては、地方税法の改正に合わせて「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」とし、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改正されたことによる附則の改正です。

次に、15ページをお願いします。

上から7行目になりますけれども、附則第10条の2第5項中以下につきましては、地方税 法の条例改正による条項のずれに伴う改正です。

次に、17ページをお願いします。

1行目からになりますけれども、附則第10条の3中以下につきましては、平成28年熊本地 震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したもの です。

18ページをお願いいたします。

下から7行目になりますけれども、附則第16条第1項中以下につきましては、地方税法の改正に合わせて、軽自動車税の種別割を別表のように軽減するものです。

19ページの第2項の表については、電気軽自動車、天然ガス軽自動車で、おおむね75パーセントが軽減されます。

また、その下、第3項の表については、令和2年度、燃費基準がプラス30パーセントの達成車についておおむね50パーセントの軽減がされ、その下、第4項の表については、令和2年度、燃費基準がプラス10パーセントの達成車については、おおむね25パーセントの軽減がされるものです。

次に、20ページをお願いします。

中段になりますけれども、第36条の3の2中以下につきましては、「公的年金等の支払を 受ける者であって、扶養親族を有する者若しくは単身児童扶養者である者」が追加され、項 ずれに伴う改正です。

次に、22ページをお願いします。

上から2行目になりますけれども、附則第15条の2中以下につきましては、軽自動車税の環境性能割、いわゆる旧自動車取得税の非課税として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した電気自動車、ガソリン車の令和2年度燃費基準がプラス20パーセント達成車の軽自動車の環境性能割が非課税となる規定の整備です。

その下の段ですけれども、附則第15条の6中以下につきましては、軽自動車の環境性能割の特例について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した軽自動車については、環境性能割の税率を2パーセントから1パーセントに減とする臨時的軽減の規定を新設するものです。

次に、24ページをお願いします。

附則第16条の2中以下につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例の判断は国土交通省の認定により判断し、不正な手段により取得し、それを取り消した場合は、種別割に10パーセント加算するものです。

25ページをお願いします。

下から6行目になりますけれども、第5条中以下につきましては、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化、及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置について規定したものです。

次に、27ページをお願いします。

中段の附則から30ページにつきましては、施行期日、経過措置を定めたものになります。 以上で大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていた だきます。

○議長(野村賢一君) これで、報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明

○議長(野村賢一君) 次に、日程第6、報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長(多賀由紀夫君) 続きまして、報告第5号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案つづり31ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の 規定によりこれを報告します。

次のページをお願いします。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日公布され、平成31年4月1日から施行されたことにより、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、平成31年3月29日専決処分をいたしましたので、ご報告

するものでございます。

改正内容といたしましては、課税限度額及び軽減の対象となる所得の算定基準の基準額の 見直しでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条でございますけれども、課税限度額を規定したもので、第2項では基礎課税額を58 万円から61万円に引き上げるものです。課税限度額の合計は93万円から96万円となります。

次の第23条でございますが、軽減について規定したもので、軽減後の課税限度額を第2条の限度額と同額とするとともに、5割軽減及び2割軽減の判定所得の額を改正するものです。

同条第2号中以下につきましては、5割軽減の対象となる判定所得となり、改正前では、世帯の被保険者数に27万5,000円を乗じた額に33万円を加えた額が世帯の総所得を超えていない場合、5割軽減となりましたが、今回の改正により、被保険者数に乗じる額を27万5,000円から28万円に、同条第3号では、2割軽減の対象となる判定所得に用いる被保険者数に乗じる額を50万円から51万円にそれぞれ改正するものです。

附則といたしまして、施行期日、適用区分を規定しております。

以上で大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

〇議長(野村賢一君) これで、報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は、10時50分から会議を再開します。

(午前10時32分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◎一般質問

○議長(野村賢一君) 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議の一般質問の時間は、答弁を含めて30分以内です。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己

◇根本年生君

○議長(野村賢一君) それでは、初めに4番根本年生君の一般質問を行います。

4番根本年生君。

11時20分までです。

〇4番(根本年生君) 通告に基づきまして、質問させていただきます。

私は、今回、土砂災害を未然に防ぐ防災対策の強化と、高速バスの駐車場の件で質問させていただきます。

まず初めに、土砂災害を未然に防ぐ防災対策の強化について。

私、議会でもう、一般質問でもこれで3回目ぐらいになりますかね、この件について質問させていただいています。それでは、質問させていただきます。

近年の集中豪雨及び地震等により、建物の崩壊など多くの被害が発生しています。今まで 安全と考えられていた崖地でも、いつ災害が起こるかわかりません。ここ数年、特に暑い時 期に大きな災害が各地で起こっています。これも想定されていない区域での災害であると思 っています。

国土交通省は4月26日、報道機関に対して報道発表を行いました。全国に67万カ所危険な 区域がある。そのうち94パーセントが前年度末までに基礎調査が終わったと発表しました。

今後は、基礎調査の結果を踏まえて、土砂災害警戒区域、土砂崩れがあった場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域や、特に危険な特別警戒区域が指定される見通しです。千葉県においても約1万1,000件指定される見込みだそうです。ただ、現在まだ調査が全部終わっていません。約3,500か3,600カ所ぐらい、まだまだ多くのところが指定されます。大多喜町においても、問い合わせたところ、現在22カ所ですけれども、150カ所ぐらい指定されるのではないかということを聞いています。今年度も38カ所ですか、今、盛んに調査しています。

それで、千葉県のホームページを見ますと、大多喜町の土砂災害の危険箇所図というのがここに、ホームページ、ダウンロードすると載っています。これを見ると、ほとんどの主要な区域、特に大多喜町は崖を背負っている住宅が多いですので、そこがほとんど指定されるような状況です。この対策を急がなければなりません。

それで、まず初めに公共施設の安全性を確保するとともに、重要な住宅地を確保すること

によって、Uターン及び移住者の増加にもつながるのではなかろうかと思います。

私は、この崖の一般質問をするに当たって、3人の方からいろいろな相談を受けています。 今、親と一緒に同居している方が1件、あと大多喜町を離れていたけれども地元に帰って、 親の住んでいるところにうちを建てて一緒に住みたいということで相談を受けています。

しかし、裏の山が危険で、このままではうちは建たないんです。自己資金で工事等をやればそれは別でしょう。また、災害に強い建物、これは相当のお金がかかると思いますけれども、そういったうちを建てれば可能でしょう。

しかし、崖を直すにしても、ちょっと聞きましたら1,000万ぐらいは楽にかかってしまうよと。そうすると、親にとってみると、こんなところと言ったら申しわけないけれども、小さな子供がいる若い世代に、よそに出ていっていいよと、何も無理して危険なところに住まなくてもいいじゃないかというようなことを言っているそうです。しかし、息子さんのほうは、いや、俺は親と一緒に暮らしたいんだよと、大多喜町に暮らしたいんだよと。それが嫌なのかいと親のほうに言っているそうです。

その言葉を聞いて、いや、私が親だったらこんなにうれしいことはないなと。何とかそういった方々のために、少しでも崖を整備することを早急に考えて、何とかしてやりたい、そう強く思っています。なかなか力不足で、その方の要望に応えることはできないことが非常に残念でなりません。それで、またその件について、再度行政側の姿勢、意見を聞きたいと思っています。

まず初めに、土砂災害を未然に防ぐ防災対策の強化を求めている要望書は提出されていると思います。これは、以前の私の質問の中で、果たしてそういった要望が地元であるのか、要望があればまた考えるというような答弁がありましたので、私は崖を背負っている危険な区域の行政区のほうに行きまして、とりあえず前に進めませんかと。それには、区のほうから要望書を出さないと前に進まないので、とりあえず要望書を出しませんかということで、各区で危険な箇所のあるところにお願いしました。お願いに行ったところは全部じゃありませんけれども。

その区は役員会を2回、3回も開いて、総会も開いて、総会も1回ではなくて2回、3回 開いたところもあるそうです。それで、住民の総意ということで、この要望書は出されてい ます。勝手に区長さんだけの判断で出したものではございません。

そこで、これまでにそういった要望書が行政区のほうから何件ほど出されていますか。お 答えください。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 根本議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

土砂災害を未然に防ぐ防災対策の強化を求める要望書につきましては、危険な崖地の調査、防災・減災対策、そして急傾斜地法に基づく崩壊防止工事の推進を図るための説明会の開催を求める内容で、大多喜地区で5区、上瀑地区で2区から要望書の提出がございます。 以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) それについて、回答も出されていると思います。回答の内容はどのようなものですか。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 説明会等の開催のことが主な内容になると思いますけれども、今回の説明会等につきましては県のほうの担当となることから、担当部局と協議させていただきまして、調整が調い次第、実施していくというような回答をしているというふうに認識しております。
- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 早い行政区では、もう1月の頭ぐらいに出ているところがあると思います。ついせんだっても何か要望が出たと聞いています。

それで、今の答弁の中で、土木事務所と調整の上、その場を設けたいというふうな回答になっているのかなと思いますけれども、土木事務所との調整というのは、もう1月から出ていれば約半年たっています。どのようになっていますか。

また、その回答書の中に、他の行政区も同様の相談がある場合は、他地区の要望もお聞きした上でとあります。現在、どのような形で他地区の要望を聞いているんでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** ただいま、先ほど申しましたように7つの区から要望書がございますので、そういう要望があるということで、今、土木事務所のほうに何とか説明会を開催していただけないかというふうに話はしておりますけれども、まだ土木事務所からの正式な回答はないのが現状であります。
- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) もう一つの、他地区の要望を聞くということになっていると思いますけれども、どのような状況ですか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 他地区の要望に関しては、要望書が上がってきておりますので、 今回の7区のみの要望書の確認ということになるかと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 崖のある地区は、この7区だけではありません。大多喜町中、ほとんどの区域、地区、崖があると認識しています。

説明会を開くに当たっても、要望書が出たところだけやるということではなくて、崖の危険性のある区についても同様に何らかの形で説明して、もしやるのであれば一緒にどうですかとか、一緒に説明会を聞きませんかとか、その辺のことをやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 今回の急傾斜地崩壊防止工事につきましては、あくまでも県の工事、それと地元の所有者の方のご協力がないと、なかなか前に進まない事業だと思っております。ということで、現在、町のほうでは要望のある箇所、要望のある区、これを対象に説明会の開催を考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) そうすると、県のほうが説明会に応じてくれないから、今まで延び延びになっているということの答弁かなと思います。

この要望書を出した関係区とも話して、町は町のほうで一生懸命動いているので、じゃ、 今度直接県のほうに区長さんと一緒に、一住民として早急に進めてもらいたいと。これは官 民一体となって進めないといけないのかなと思っていますので、そういった話も出ています。 一住民として、そのときには役場も一緒に来ていただければ助かりますけれども、県の夷隅 土木事務所のほうに行きたいと思う、そういった意見も出ています。いかがでしょうか。

じゃ、すみません、いいです、答弁はいいです。一住民としてえらく心配しているので、 住民としても動きたいなという意見もあるということでございます。

続きまして、この事業は千葉県下54市町村のうち43市町村で、住民の安心・安全を確保するために、急傾斜地崩壊対策工事が行われています。なぜ大多喜町は行わないのか、明快な理由を示してもらいたい。近隣、夷隅郡市は勝浦、いすみ、御宿、長生郡市もほとんどのところでやっています。

この工事は、もし条件に合えば、町が条例をつくって、やるよということになって条件が合えば、国・県が80パーセントを補助してくれると。そして、また住民の負担もあるんでしょうけれども。とにかく、今の段階では工事をやりたいと思っている人はたくさんいるんです。自己負担を100万、200万、300万出しても。中には500万ぐらいはいいよと言う人もいます。しかし、条例がないので、今はできないんです。

ですから、個人の山ですから、私は、自分の山だから工事をしなくてもいいよといえば、 それは無理にやる必要はありません。これは何回も言っています。しかし、安全・安心に暮 らしたい、子供たちがそこに住んでくれるということだから新しくうちを建てたい、そうい うふうに思っている方も今の段階ではできないんです。

まず、なぜこの急傾斜地崩壊防止工事を行うということが明言、明言しているのかどうか わかりませんけれども、やるのかやらないのか、もう一度明言してもらいたいのと、分担金 条例の改正を行えば、当然町のほうはこれで決定していくことになると思います。いすみ市、 勝浦市、御宿町、全てこれは県の事業ですので、分担金条例さえつくれば、あとは町が積極 的に情熱を持って県にお願いすれば、この事業はできるものと思っています。

これは、何回も言うように県の事業ですので、調査、設計、工事、全て千葉県が行ってくれる工事です。その後の維持管理も千葉県が全てやってくれます。草刈りとか軽微なことは地主さんもやらなくちゃいけないでしょうけれども、維持管理は県がやってくれて、安心・安全な崖の工事をやってくれるわけですから、これは早急にやって住民の要望に応えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(野村賢一君) 建設課長。

○建設課長(吉野正展君) なぜ急傾斜地崩壊防止工事をこれまで実施してこなかったのかというご質問ですけれども、近隣の自治体を見ますと、本町に比べ崖の規模が大きく、また崖の下にある住家も多いのではないかと思われます。よって、規模の大きいところかが実施しているのではないかと推測しております。

また、分担金徴収条例の改正を行い、工事を行う意思を表示すべきではないかとのご質問ですけれども、先ほどもお答えしたとおり、現在町内7区から防災・減災対策について要望書が提出されていることもあり、関係課と協議しながら、急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の改正について協議を進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) では、もう一度確認します。

急傾斜地崩壊防止工事は行うんですね。行うことを前提に、分担金徴収条例の改正に向けて協議を行うということでよろしいんですか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** そのとおりです。町のほうでそういう受け皿をつくって、いろいろな条件があると思いますけれども、その条件がクリアできればこの工事ができるよう、町としては整備したいというふうに、協議を進めていきたいと考えております。
- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 先ほどから再三出ています県から説明会を受けるということは、これは行わなくても、町のほうで分担金条例をつくって積極的に進めるということでよろしいですか。それとも、県の説明会が開かれないと分担金徴収条例もつくらないし、先に進まないんですか。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 分担金徴収条例の改正につきましては、地元と県の説明会がなければできないというものではないと思います。

ただ、この急傾斜地崩壊防止工事につきましては、所有者の方々にはご協力いただかなければいけないこと、また工事設置後もそれぞれ所有者の方にも責任があるというふうに考えております。

そういうことで、町のほうでは分担金徴収条例の整備に向けて協議してまいりますけれども、これから地元からのいろいろな要望書等につきましては、安くできたり、そういうメリットもあろうと思います。ただし、工事をやった後のデメリット等もいろいろあるかと思いますので、その辺は地元の方々と県の方々のいろいろな説明を受けて、そういう事業内容を十分認識していく中で、工事に着手していただければというふうに考えております。

- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) じゃ、早急に進めてください。

あと3番として、土砂災害防止法に基づく危険性のある箇所及び土砂災害警戒区域等に指定されている公共施設、学校、保育園、町営住宅など、また避難所に指定される施設は何カ 所ありますか。また、そのハード面での対策はどうなっていますか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 土砂災害警戒区域に建築されている公共施設、また避難所に指定されている施設は何カ所あるのか、またハード対策はどうなっているのかということで、お

答えさせていただきます。

まず、土砂災害警戒区域の箇所について、建設課からお答えさせていただきます。

土砂災害警戒区域の本町の指定状況でございますが、22カ所指定されております。また、 指定区域内にある公共施設等ですが、町営住宅の横山山之越団地とつぐみの森保育園の2カ 所が指定区域内であるということでございます。

次に、施設のハード対策についてですけれども、町営住宅についてお答えさせていただきます。

町営住宅横山山之越団地につきましては、裏山が私有地となっていることもあり、ハード 対策、いわゆる崩壊防止工事についてはされていない状況となっております。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(小高一哉君) それでは、先ほどの施設のつぐみの森保育園に関しまして、教育 課のほうからお答えさせていただきます。

現在、保育園の裏側の一部が土砂災害警戒区域の対象となっております。保育園が隣接している山の斜面につきましては、そのほとんどが崩壊防止を施してあることから、ハード面の整備については現在のところ計画しておりません。

しかし、区域内の土地所有者、居住している方々、その方々が整備について協議していく という意向であれば、その協議に参加することも必要であるかと考えております。 以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) この工事を行うに当たって、一番最初にやっぱりやらなくちゃいけないのは公共施設だと思っています。

それで、今ありましたつぐみの森の保育園、私も調べさせていただきましても、近隣のそういった施設で、学校、保育園等で、土砂災害警戒区域、今、裏山は保護されていると言っていましたけれども、県の図面では土砂災害警戒区域に入っているわけですから、そういったところにある保育園、学校はありません。もしあったとしても、ほかの担当の市役所等に聞きましたら、そういったところは一番に工事をやるよと。今、裏山は確かにきれいになっていますけれども、千葉県が危ないよと言っているところに保育園があるわけですから。地震等があれば、いつどうなるかわかりません。やはりこれは小さい子供がたくさんいる中で、早急にやらないといけないんじゃないかと。

それと、町営住宅、裏の山の所有者がいるから進まない。町の責任として、そこに町が住

んでくださいと、家賃を取って住まわせているわけですから。それは交渉して、安心・安全 に住んでいただける状況を早急につくらなければいけないんじゃないですか。町民の生命、 財産を守ることがなかなか進んでいかない。

我が家の防災ということがホームページにありますよね。その中に、町では災害の未然防止、被害の軽減を図るための予防施設を、予防措置を実施しているというふうに書かれていますよ、はっきり。

じゃ、今現在、土砂災害を防ぐためにどんな事業をやっているのか。治山事業は山を守る ための工事ですから、住宅、人の生命を守るための事業ではありません。住民の生命、財産 を守るために、今現在どのような災害防止対策をやっているんですか。

○議長(野村賢一君) どっちですか。

建設課長。

同じような考えで。

○建設課長(吉野正展君) どのような防止対策というようなお話ですけれども、この土砂災害警戒区域、土砂防法の中でございますけれども、根本議員のおっしゃるとおり、土砂災害等によりまして、裏山の崩壊等があって大変危険だということでありますけれども、なかなかハード対策につきましては箇所数、また膨大な時間と費用が大変かさむわけでございます。そのことから、土砂災害防止法の中では、住民の生命を守るために危険の周知、また警戒避難体制の整備、また住宅の立地の抑制、こういうソフト対策により住民の生命を守るというようなことで、この趣旨があろうかと思います。

ちなみに、町営住宅に関しましては、先ほども裏山の防災の工事をやっていないということでありますけれども、今、横山山之越団地には4世帯の方がおりますけれども、その4世帯の方々に対しまして、現在そこが土砂災害警戒区域に入っているんだと。例えば、土砂災害警戒情報等が発令された場合には、速やかに近隣の避難所、そこでいえば旧上瀑小学校が指定されておりますけれども、そちらに避難していただくような、そういうような周知をしているところでございます。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) ぜひ安全に住んでいただけるように、早急な対策をお願いします。特に保育園は早急にやってください。

地震はいつ起こるかわかりません。きのうも地震がありました。その前も地震がありました。おかげさまでというあれじゃありませんけれども、震度3とか4ぐらいで済んだからい

いけれども、これが6とか7となったら本当に危険な状態になりますので、お願いします。

それと、あと最近大多喜町、やっぱり人口減少、非常に悩んでいます。この間も一般質問でも言いました。要は、人口対策は土地政策であるんだと。大多喜町、若者が住む分譲地、土地がない。そのために、私も相談を受けていたけれども、2件ほど大多喜に住みたいんだけれどもと、ほかの地区に行ってしまいました。

それと、今回また崖があって建てかえができない、恐らく今の情勢だと個人で1,000万、 2,000万負担することは難しいでしょうから、要するに出ていってしまう可能性が大きい。

この補助金を受けて、周辺の勝浦市、御宿町とかを見ると、事業費の3パーセントで工事ができるようになっています。そうすれば、多くのところが優良な宅地になって、そこに住民が住んでいただけると、そういった政策をぜひとも早急に行うべきだと思います。

人口対策の面からも、この事業は早急に進めるべきと思いますけれども、町長、いかがで しょうか。

〇議長(野村賢一君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 急傾斜につきましては、根本議員も今回で3回目のご質問ということで、熱意はよくわかっております。

本町は、今日まで中山間地事業というのをやっておりまして、中山間地事業というのはかなり有利な事業であったということで、そういうもので進めてきた経緯があろうかと思います。先ほど、また課長が答えたものがあるわけでございますが、主にはそういうものではないのかなというふうな気はしております。

また、いわゆる負担金条例につきましては、先ほど課長も答えましたけれども、これは進めてまいりたいと思います。ただ、これもいろいろ協議していかなければいけないのは、負担金については、いろんな団体に負担金を求めておるものでございますので、そういったものを加味しながら、これからいろんな課とも協議を進めまして、進めていきたいと思います。そして、もう一つは、今の国の方向性というのは、やはり先ほど根本議員のお話にもありましたように、全国で大変な数のそういう土砂災害区域があるわけです。国の方向性としては、むしろハード面よりもソフト面ということで、相当これから力を入れていくという話であります。それは何かというと、ハード面でそういう急傾斜をどんどん直していくことはまず無理であると、全体、日本全国。

そういうことで、できればそういうところになるべく家は建てないように、あるいはそういうところで今度は移動するときにそういう補助とか、そういう方面ですね、ソフト面での

事業ということで、今、国のほうもそういうことは示しておりますので、大多喜町もそういったいろんなことを含めまして、また協議してまいりたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 早急に進めてください。

それと、私はもう一つ気になっているのが、船子のところの高速バスの駐車場。裏の山の木、この暑い時期になってきて、またさらに茂ってきましたよね。あれも非常に危険です。 あれも急傾斜地法で、私、条件が合う可能性もあると思うんですよ。そうすれば、事業費の 8割を県・国が見てくれて、あそこはきれいになるわけです。

それで、あそこの場所は、大多喜駅も玄関口だけれども、今後は大多喜町の玄関口になる わけでしょう。そこがいつ崖が崩れてくるかわからない、木が生い茂っている、そういった 状況はぜひとも避けたい。

ですから、急傾斜地法の事業をやることによって、個人の住宅を守れるけれども、いろんな公共施設施策にも使えるわけです。大多喜町の発展のために、これはぜひやっていただきたいと思っています。

それで、再度……、じゃ、この事業については住民も強く望んでいますので、ぜひとも早 急に進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

◇野中眞弓君

- ○議長(野村賢一君) 次に、1番野中眞弓君の一般質問を行います。
- ○1番(野中眞弓君) 1番野中です。

私は、2点にわたって伺いたいと思っています。

3月議会です。明らかになったことがありました。直近6年間の子供の出生数が大変、私にとっては衝撃でした。

2015年、3年前までは、毎年増減があるものの、50人台を保っていた赤ちゃんの生まれた数が、2016年には30人、翌年にはふえて45人。そして、昨年度は何と27人にまで減っていました。人口全体の第3次総合計画の将来見通しと比べてみますと、想定以上の速さで少なくなっていると言えるのではないでしょうか。

人口対策としては、何本もの対策があると思いますが、そのうちの一つとして少子化対策 は欠かせません。今まさにその充実が求められています。 今回、私は若い人が安心して子供を育てられるまちづくりの一環として、予防接種助成制度の創設と、子ども医療費無料化の高3までの拡大を改めてただします。特に医療費については、過去に何度かお願いしてあります。

まず、ワクチンの任意接種への助成制度創設についてただします。

任意接種と申しますが、今、子供のワクチンは二通り種類がありまして、国がお金を全面 的に負担する定期接種と、全部個人で負担する任意接種とあるわけですが、その任意接種へ の助成制度の創設について伺いたいと思います。

本町では、中学3年生まで給食費や医療費が無償になっており、子育ての基本的経費の心 配が少なくなっていることはありがたいことだと思います。

しかし、自分の子育てを思い出してみますと、大変なことの一つに子供の急な病気が挙げられます。痛がったり苦しそうだったりする子供を前におろおろしながら、どっちが休みをとるのかもめたり、同僚への気兼ねに気が沈んだり、仕事と看病の板挟みになったことなど、多くの方も経験していらっしゃるのではないでしょうか。子供が病気にならない環境づくりは、大きな子育て支援です。

ここでお伺いいたします。病気はかなり防げるようになったと聞きますが、予防ワクチン についてどうお考えになっておりますか。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えさせていた だきます。

予防接種は、これまで天然痘の根絶を初めポリオの根絶や麻疹の排除等、多くの疾病の流行の防止に大きな成果を上げ、感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなど、我が国の感染症対策上、極めて大きな役割を果たしてきたところでございます。

予防接種のワクチンは、病原体あるいは細菌が出す毒素の病原性や毒素を弱めたりしたものであり、これを接種しておけばあらかじめ免疫の記憶をつけておくことが可能となり、いざ本当の病原体が体の中に入ってきたときに素早く免疫により体が守られ、病気にかからずに済むという、病気を予防することが可能となるなど、現代の感染症対策の基本となっています。

以上のことからも、予防接種は感染症の拡大を抑制するなど、一定の効果が得られるとい うメリットがあるものと考えています。

○1番(野中眞弓君) ありがとうございます。

ワクチンは、感染による病気の排除、流行の防止に大きな役割を果たすということですが、 全くそのとおりだと思います。

子供が病気になることで失うものは、治療費だけではありません。治療費については、中学3年生までは本町は無料ですが、特に入院となれば医療費以外の経費も膨らむ上、パートなどで働いている方は直接の収入減も加わり、多面的に生活を圧迫することになるのが子供の病気です。

子供が2人、3人とふえれば、それだけ心配もふえる中では、子供は産めません。そこを フォローするのが、ワクチンの二次的なメリットではないでしょうか。

今、ワクチンによって防げる感染症は、世界中で二十数種になったそうです。ワクチンは個人の免疫をつけるために行いますが、これは個人免疫というんだそうですが、接種率が95パーセントを超せば接種しない人も感染しなくなるそうです。社会免疫というんだそうです。

しかし、ワクチンは万能でしょうか、お伺いします。本町における予防接種の接種率や罹 患率、そしてまれに出る副反応の出現率はどうなっていますか。

〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。

O健康福祉課長(長野国裕君) まず、主な定期予防接種の接種率でございますが、ジフテリア、百日ぜき、破傷風、ポリオの4種混合については、大多喜町は114パーセント、ジフテリア、破傷風の2種混合は82.8パーセント、麻疹・風疹のMR1期については89.2パーセント、同じくMRの2期については96.7パーセント、日本脳炎については123.7パーセント、結核のBCGにつきましては97パーセント、Hib感染症は112.1パーセント、小児用肺炎球菌112.1パーセント、水ぼうそうは97.3パーセント、B型肝炎につきましては110.1パーセントでございます。

接種率は、対象者を把握する基準日が毎年10月1日であり、接種者数をカウントするのは 4月1日から翌年の3月31日までとなるため、接種率が100パーセントを超えることがある ことを申し添えます。

次に、主な疾病の罹患状況でございますが、分母となる対象者が明確にならないため、罹 患率ではなく2018年千葉県の罹患者数を申し上げます。

ジフテリア、ゼロ人、百日ぜき、567人、破傷風、6人、ポリオ、ゼロ人、麻疹、26人、 風疹、383人、日本脳炎、ゼロ人、結核、1,088人、水ぼうそう、2,456人、ウイルス性肝炎 16人でございます。

次に、副反応の出現率とのことでございますが、こちらにつきましても分母となる対象者

が明確とならないため、平成25年度の千葉県におけるワクチンごとの副反応報告数を申し上 げます。

まず、2種混合ワクチンにつきましては8人、4種混合ワクチンは5人、日本脳炎ワクチン、2人、BCGワクチン、10人、MRワクチン、4人、Hibワクチン、1人、PCVワクチン、7人でございます。

さらに、公益財団法人予防接種リサーチセンターの予防接種ガイドラインによる重篤症例 の発生頻度を申し上げます。

ジフテリア・破傷風の2種混合ワクチンは、10万接種当たり0.2人の重篤症例が発生しております。4種混合ワクチンにつきましては、10万接種当たり1.1人の発生、日本脳炎ワクチンについては10万接種当たり0.7人、BCGワクチン、10万接種当たり2.9人、MRワクチン、10万接種当たり0.9人、Hibワクチン、10万接種当たり1.5人、PCVワクチン、10万接種当たり1.9人の重篤症例の発生頻度があるとのことでございます。

以上です。

- ○1番(野中眞弓君) ありがとうございます。
- ○議長(野村賢一君) 野中議員、勝手に質問しないでください。こちらを通してください。
- ○1番(野中眞弓君) すみません。
- ○議長(野村賢一君) 自分の世界に入らないでください。お願いしますよ。 はい、1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 接種率はおおむね95パーセントは超えているような気がします。罹患率は、町の数字ではなく県レベルの集計ですけれども、発症例のないものもあれば、数百人レベルの発症例があるものもある。そして、副反応についてはほとんどのワクチンでやっぱり出ている。これは、国がお金を出している定期接種で、そういうことで、ワクチンを打ったから病気にかからないというわけでもないし、打ったときに重篤な反応が出ることもあるということというふうに考えてよろしいでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(長野国裕君) そのとおりだと考えます。
- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) この定期接種でも心配事は起きるんですけれども、一方で、費用が全額利用者持ちの任意接種と呼ばれるグループではどうでしょうか。

任意接種になっている主な子供の感染症は、おたふく風邪とロタウイルス胃腸炎とインフ

ルエンザです。この3種の接種率、罹患率、わかるでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** 接種率につきましては、やはり任意接種ですので具体的には わかりませんけれども、感染している数字等についてお答えさせていただきます。

ロタウイルス等を含む感染性胃腸炎とおたふく風邪については、定点把握疾患のため全数を把握しているわけではございませんので、あくまでも流行しているかしていないかの指標になりますけれども、感染性胃腸炎につきましては、2016年の患者数が 4 万6, 474人、2017年が 3 万3, 931人、2018年につきましては 2 万9, 530人。おたふく風邪につきましては、2016年、5, 966人、2017年、1, 684人、2018年、747人とのことでございます。いずれも減少傾向にあります。

- ○1番(野中眞弓君) ありがとうございます。
- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 任意接種については、漸次減りながらも、圧倒的多数の子供たちがかかっているわけです。定期接種で95パーセントを超えるような感染症に比べると、本当に多い子供たちがかかっています。

2016年から減少傾向になっていますけれども、県内の自治体では、ある調査によれば2016年ごろから、おたふく風邪とロタウイルスの予防接種への助成に取り組む自治体が出ています。これと無関係とは思えませんが、その助成の仕方は、全額無料という自治体もあれば、一部助成もあります。助成によりワクチン接種が受けやすくなり、漸次減っていることに貢献しているのではないでしょうか。

若い人が安心して子供を産み育てられる環境づくりは、行政の仕事です。子供が病気にかかりにくい環境なら、若い親たちが安心して子育ても仕事もでき、経済的にも精神的にもゆとりが生まれると思います。

今、利用者負担になっている任意接種の料金は高額です。どのくらい高額かといいますと、 ロタウイルスの費用は2回接種するもので3万円前後、3回接種するものだったら2万 7,000円前後です。おたふく風邪の費用も、1回が6,000円前後。小児科学会が勧めている2 回接種になれば1万2,000円前後です。接種がこんなに高額だと、接種を受けられる人は限 られてしまいます。貧困と格差がここでも幅をきかせています。

お伺いします。任意接種への助成制度を新たにつくり、どの子も病に苦しむことを少なく し、若い人が安心して子育てできる環境を一層充実させ、少子化脱却、定住対策へとつなげ ていく考えはありませんか。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- O健康福祉課長(長野国裕君) 現在、予防接種は大きく分けて麻疹、風疹、日本脳炎等、集団予防のA類疾病と言われている9種類の定期接種、季節性インフルエンザと高齢者の肺炎球菌感染症に対する個人予防であるB類疾病の定期接種、そしておたふく風邪やロタウイルス等の任意接種に区分されています。

予防接種のメリットにつきましては、先ほどの答弁のとおり、感染症の拡大を抑制するなど、感染症対策に一定の効果が得られているところでございますが、一方、デメリットとして、ワクチン接種後に起こる副反応と言われる有害事象があらわれることがあります。

比較的軽いものは、発熱、発疹などの局所反応でありますが、重いものとしてはアナフィ ラキシー、重いアレルギー反応となります。あと、急性脳炎、急性脳症、けいれんなどが起 こることがございます。

特におたふく風邪やロタウイルスなどの任意接種が、一般的に国家プログラムである定期接種として導入されるためには、その疾病がどのくらい影響を及ぼしているか、また予防効果が十分あるか、安全が確保されているか、さらに費用対効果はどうなのかなどを十分評価する必要があります。

現在、これらの任意接種のワクチンについては、接種後の副反応等に関する安全性が完全には無視できない状況であります。国が定期接種への位置づけを見送っている任意接種に対して助成制度を設けるなど、積極的に推奨することは適当と思われないことから、助成制度の創設は考えていないところでございます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) ありがとうございます。

私は、前にインフルエンザの助成制度をつくってください、子供のインフルエンザですが、 そのときに、重篤な健康被害が起きたときに補償がないと言われました。ですから、今回は 補償制度、どんなのだということで探しまくりました。探す手段がちょっとなかったんです けれども。

到達したのが、国は任意接種に対しても、独立行政法人をつくって補償しているということがわかりました。ただ、それは死亡に至ったときの補償が定期接種よりも少ないものでした。さらに探しまくりました。そうしたら、町が任意接種に対する要綱をつくって、その中

にうたい込めば、千葉県市町村総合事務組合が定期接種とほぼ同じ額の補償をするということがわかりました。それで、前の答弁はクリアできたと思いました。

今回は、安全性が保証されないからと言いますけれども、安全性については定期接種もかなり副反応が出ていますし、それから打っても罹患する場合もあります。その辺では、私は任意接種と似たようなものではないかと思います。

先ほどおたふく風邪のことも出ました。例えば、おたふく風邪にかかったとします。おた ふく風邪の合併症、おたふく風邪そのものはかなり軽いのですが、年60万くらいの子供がか かって、合併症として無菌性髄膜炎、重度の難聴などがあります。無菌性髄膜炎は、接種をした人についての発症率は0.05パーセント、接種をしなくておたふく風邪にかかった人の場合は2パーセントの割合で、50人に1人が髄膜炎になると出ています。これは、ワクチンの 圧倒的な有効性を示すものではないでしょうか。

ワクチンは100パーセント安全でないことは、先ほどの答弁でも明らかになったと思いますけれども、打たないことのほうがもっと重篤な結果を引き起こすというのが、今の世界の流れです。

ロタウイルスワクチンについては、WHO、世界保健機構が先進国、中進国では無料で接種するように、おたふく風邪については、先進国は無料で接種するように勧告しています。

今の答弁でもそうですが、日本はワクチンの後進国で、Hibワクチンのときもそうでした。アジアでHibワクチンを定期接種にしないのは日本と北朝鮮という中で、やっと最近 Hibワクチンが定期接種に入りました。おたふく風邪とロタウイルスも似たようなものだと思います。打たないことのほうが危険性が増しています。

隣の長南町では、ロタウイルス、おたふく風邪だけではなくて、全ての任意接種、子供の 任意接種だと思いますが、全額無料で助成をしております。ロタとかおたふく風邪とかは有 名ですけれども、日本小児科学会は百日ぜきとポリオについても追加接種をするように、去 年の8月に見解を出しました。長南町は既にそれにも対応していました。

若い人たちが子供を本当に産みやすい環境をつくり上げる。多分安全性という点では、町が勧めたから予防接種をしたのに、副反応が出てとんでもないことになったと言われるのが心配だと思うんですけれども、今の予防接種は親の責任で打つことになっております。行政はそれを支援するという形です。

町としては、きちんと予防接種に対する知識を町民全体に教育、教育というか情報を流し、 そしてワクチンを打つことは自分のためだけではありません。感染を防ぐという点ではみん なのためでもあります。そういう行為に対して後押しをする、支援をする、もしも健康被害が出たときには、取り返しはつきませんけれども、何らかのフォローをするという制度をつくって、本当に子育てをしやすい環境をつくるべきだと思います。

町長、検討される考えはありませんか。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- **〇町長(飯島勝美君)** 子供さんがそういう病気にかからないような、予防というのは大切だというのは私も理解しております。

ただ、やはりこういう病気等につきましては、予防につきましても、かなり専門的な知識がなければなかなか難しいものだと思います。国がそういう面でまだまだ、それについては見地から見て、なかなかそこまで踏み込めないということは、やはりまだ問題があるのだと思います。それをまた私ども町にそれだけの知識、あるいは専門的なものがない中で、町が単独でというのはなかなか考えづらいと思っております。

先ほど課長が答弁したとおりでございます。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) WHOには、各国から精鋭が集まっていて、そこが勧めているんです。 自分に専門知識がないからといって、世界の専門知識を否定するのは非常に大それたことで はないかと思います。

隣の長南町では全額やっているんですけれども、費用としてはそれこそ150万前後で済んでいるわけです。ぜひ本町でも無駄を省き、子育てにお金を回していただきたいと思います。時間がありませんけれども、子供の医療費の無料化、親元にいる間だけでも安心して医者にかかれるように、ぜひ実現していただきたいと思います。

勝浦市の選挙のビラが入ってきました。やはり子供の医療費を高校3年生まで拡大するという公約が印刷されておりました。無料助成、ワクチンの助成も含めて、後進自治体にならないよう心から切望して、一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

以上で野中眞弓君の一般質問を終了します。

一般質問の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

その間昼食をとっていただき、午後は1時から会議を再開します。

(午前11時51分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 麻 生 剛 君

○議長(野村賢一君) 一般質問を続けます。

6番麻生剛君の一般質問を行います。

○6番(麻生 剛君) 6番麻生剛です。ただいまより、通告に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

今回、ちょうど梅雨入り目前ということで、私は1カ月ほど前に執行部のほうに通告して おきました。

私も、執行部の日ごろよりのご努力はかなり評価しております。例えば、きょうお持ちしましたこの防災マップ。一目瞭然で、今、当町の置かれている危険な状況がわかってくる。 これをしっかりと執行部の皆さんが把握して、そして住民の皆さんにお伝えしていく。そして、こちらにも大多喜町地域防災計画。これもまた皆さん方の努力だと思っております。

そして、これは教育委員会を中心につくられたものでしょう、「わたしたちの郷土」、私 たちのふるさと。この中にもかなりさまざまなことが書かれております。

そして、私はもう還暦を超えました。ということは、ある面で半世紀にわたる大多喜の災害の実体験者なんです。

ちょうどこの大多喜町、「文集大多喜」第17集、今から半世紀前につくられたやつです。 集中豪雨の記録。これに目いっぱい、当時の子供たちがその当時の恐ろしさを書いてありま す。このように記録として残す。そして、それを伝えていく。それが私たちの責務だと思い ます。

いよいよ元号が令和になって初めての、きょうは日曜議会です。多数の方が傍聴に来てくれました。令和に対する期待、あると思います。平成の時代は災害の時代だった。しかし、 令和は平和になろう。

そして、この令和のあれは万葉集の中から引用されたと言われております。万葉集というのは、多くの歌人がつくりました。そして、最も着目することは詠み人知らずといった民衆の声でしょう。とりわけ、遠く離れた、ふるさとを離れ、防人として、我が国の本土防衛の最前線で任務をしなければならない、そんな人々の心情をつづった歌も収録されています。

当時は、当地方は伊甚国、夷隅郡の語源になった地名です。ここから行ったんですよ。ここから都は、九州の最前線に行ったんです。それは、皆さん、考えてください。今とは違うんです。二度とふるさとの大地には戻ってこられない。しかし、自分の子供や妻、そして親族のために身を挺して戦っていった、守っていった、そういう方々がこの夷隅郡から多数輩出されております。万葉集の中より、私はそういうようなことを考え、今どうでしょうか。

私たち議会議員は、やはり住民の声をしっかりと伝える、その最前線として、きょうはこの議会の壇上に立たせていただいております。そのことを肝に銘じまして、執行部の皆さん、忌憚のない意見を、そしてはっきりとした形でお答えください。逃げられないんです。私たちはここで生まれ、ここで育っております。だからこそ、きょうはふるさとの災害への備えについて質問させていただきたいと思います。

まず、皆さんもご存じのように、先ほど私が防災マップで見たように、災害が予想される 地域というのは、そこはより早く課題を見つけ、対策を施すことが必須条件であります。そ の中で、先ほどのハザードマップより、私が見たところ、大多喜町の中心部、夷隅川を抱え ている関係で、多くの被害が過去幾度か起こってきたのは周知の事実であります。

とりわけ、どうでしょうか、久保とか猿稲といった地域は、堤防の問題が最重要課題と思われます。久保という地名もやはりどうでしょうか。水がつく、そんなことを連想することもあり得ると思います。さまざまな語源がありますけれども、一つはそういう地名でもあるわけです。

今の堤防の状況、目視で見てもかなりの老朽化の現象です。どうでしょうか、あの状況を 見て、現在の老朽化した堤防の状況、これについての管理状況というのは一体どうなってい るのか。担当課長よりお伺いしたいと思います。

〇議長(野村賢一君) 建設課長。

〇建設課長(吉野正展君) 麻生議員の質問に、建設課からお答えをさせていただきます。

ご質問の夷隅川の堤防ですが、その管理は千葉県でありますので、管理している夷隅土木 事務所に管理状況についてお伺いいたしました。

現在の久保地先の堤防の管理状況でありますが、年1回の堤防の草刈りを実施しているほか、平成29年度には堤防に生えている木の伐採を実施したということであります。このほか、パトロールにつきましては、年1回の定期パトロールのほかに、出水時におきましては随時パトロールを実施しているということでございます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 課長、答弁ご苦労さまでした。

私、思ったんです。課長も本当に日ごろより、よくみずからの足であの堤防を見ていらっ しゃる姿を見て、課長自身が、そして町執行部はよくやっていると。しかし、今問題がある のは1点なんです。県の土木の見解。

よく考えてください、皆さん。大多喜町の住民の人にとって安全・安心を考えた場合は、 必ずしも県土木の見解任せというわけにはいかないんです。いざ、災害が起こってしまった らどうでしょうか。いざ、洪水が起きてしまったらどうでしょうか。ましてや堤防が決壊し てしまったらと、こういう思いはこの半世紀の間、久保、猿稲地域の方々は常に不安におの のいております。大切なことは、行政の皆さんとの信頼関係の構築です。

今、思うんですけれども、あの久保の堤防が、そこにいる方々が、災害があったときに、この柱のところまで昭和45年の水害が来たんだよ、あるいは昭和35年のときはここまでだったよと、みずから守るためにそういうことを家族には言っているんです、あるいは地域の人には。そのことは、恐らく執行部の方も担当課長の方もわかっていらっしゃると思う。だから私はお伝えするんです。決して県土木の見解というのをうのみにしないでもらいたい。常に災害というのは、想定外が起こるんです。想定内じゃないんです、想定外だから災害になる。想定外だから有事になるんです。

私も、あの悪夢のような東日本大震災をちょうど都内で経験したときに、帰宅困難者の 方々が歩いて、しかし整然と、家路を急ぎながらコンビニに行く、あるいは公園に行って用 を足す、そういう姿を見て、我が国は捨てたものじゃない、我が国はみずから、そして秩序 があって動けるんだな、この国民性はすばらしいなと。恐らく大多喜町もそうでしょう。

しかし、今言えることは、県をも動かす、そして国をも動かす、そういう原点の原動力に なるのがこの町当局の熱意なんです。

そこで、あの堤防の問題について、もう一点ご質問させていただきます。

パイピング現象の危険が予想されるのではないでしょうか。あの近代的な堤防と言われた コンクリの堤防が設置して以来、既に半世紀近く。その間、多くの洪水の歯どめにはなって まいりました。しかし、現状は危険と思います。いざパイピング現象が起こってしまったら、 あっという間にあの中央商店街、中央街は一気に土砂で埋まってしまいます。これがないと は言えないのが、現在の状況だと思います。

この問題、担当課よりお答えいただきたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** ただいまの質問に建設課からお答えさせていただきます。

パイピング現象の危険が予想されるのではないかとのご質問でございますが、パイピング 現象とは、シルトや砂質の地盤内で脆弱な部分に浸透水が集中しますと、やがてパイプ状の 水の通り道ができる現象でありまして、このパイプの前後における水位差が大きくなると、 土中の浸透性が高まり、水とともに流動化した土砂が地盤の外へ一気に移動する現象のこと でございます。

管理しております夷隅土木事務所によりますと、現在、堤防の内部の点検は行っていないため詳細なことはわかりませんが、現在、久保地先の堤防は河川側がコンクリートブロックで覆われており、また出水時でのパトロールでも堤防の変化は確認されていないということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 今、課長の答弁を聞きまして、ちょっとほっと胸をなでおろしました。 パイピング現象自身は起こらない状況であると。それだけ県のほうでも、夷隅川の問題に対 してはそういう見解であるし、また課長のあそこの地域にみずから足を運んでいただいて、 そのようなことは今の段階ではと感じていただいたんだと思います。

しかし、集中豪雨というのは短時間に思いもよらない雨量を記録します。これからです、 梅雨どきや台風シーズンは。住民の方々はなかなか生きた心地がしないです。このことはし っかりと理解していただいてお願いしたいと思います。

ところで、どうでしょうか、今そういう状況を乗り越えた場合、一番大切なことは、夷隅川というあの千葉県を代表する大河を、下流より抜本的に行う河川改修工事が必要なのではないでしょうか。

というのは、私がいろいろ多くの河川を見た場合、都内におきましては下流より水門がす ぱんすぱんすぱんと閉まり、ゼロメートル地帯にも絶対に水を通さないという強靭国家の、 首都東京ですから、あれをやっております。

この大多喜を救うためには、夷隅川の下流地域より完全な改修を行い、必ず大多喜までは 起こらない、集中豪雨が起きても台風が起きても起こらないような万全な体制。これは、た だ単なる洪水ではなくて、私が言っているのはこれから起こり得るであろう南海トラフの問 題や、大地震が来たときの、あるいは房総沖の大地震が来たときの津波の問題も一気に、堤 防をしっかりし、そして下流改修工事をしっかりすることによって、ここの地域が100年先 も、あるいは200年先も安全で安心な町だということだと思います。

さて、どうでしょうか、これは執行部の担当課長がお答えするのもまた苦しい心情だと思うんですけれども、河川改修工事を下流より行うという、そういうことに対する意思はあるのかどうか、ご見解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) ただいまの河川改修工事についてはどうなっているのかというご質問ですけれども、河川の整備計画の基本となるべき事項では、河川の流量、流れる水の量を想定して、主要な地点での計画高水位や河川の断面を決定する必要がありますが、現在の夷隅川におきましては、この河川整備計画が策定されていない状況にあります。

近年では、地球温暖化等による異常気象により、これまでに考えられなかったような集中 豪雨が原因で、日本各地で多くの災害が発生しております。本地域におきましても、このよ うな災害に対しまして河川改修工事が必要と考えておりますので、現在関係機関に対しまし て、河川整備計画の策定について要望活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 課長、ありがとうございました。

要するに、課長はやはりこの地域を守ろうとする意思がある。だからこそ、行政の区画を 超えてとにかく動かそう、そして私の厳しい質問にかかわらず、県土木にも何度も足を通い、 恐らく頭も下げたことでしょう。そういうような姿勢がまず県を動かす、そして大多喜町だ けではできない、これは周辺の自治体、いすみ市やあるいはその他の自治体をも巻き込んで いくことになると思います。

私は、これは質問ということではなくて、どうでしょうか、もし町長、答えられたら。 町長は常日ごろ、安全・安心な町のために自分は命をかけるという意気込みでやってくだ さっていることは理解しております。だからこそ、行政区画を超えても積極的に働きをかけ、 そしてやっていくという決意をひとつお答えいただけたらありがたいと存じます。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) 麻生議員のご質問でございますけれども、考え方は同じでございます。 私ども、私も町長になりましてから、常に久保地域の水害につきましては頭に常に置いて おります。そして、雨が降るとき、特に勝浦市での雨量を非常に気にするところでございま

す。この地域で降った量についてはそんなに問題ないんですが、やはり勝浦市で降った水は 必ず大多喜に来ます。そういうことで、常に勝浦市の雨量というのは大変気になるところで ございます。

そして、河川計画については2つの問題があると思います。1つは、長期的な視野に立ったものと、もう一つは短期的にどうするかという話ですね。今ご質問がありましたように、 堤防等については、短期的な観点の中から、やっぱり日常整備点検というものをやっていかなけりゃいけないということでございます。

しかしながら、それは最終的な解決ではないわけです。やはり先ほど議員もおっしゃったように、河川の最終出口のところから直さない限り、なかなかこの問題は解決が難しいと思っています。

最近の気象変動等を見ますと、45年災害に降ったような雨というのは、今普通に降っておりますので、非常に危険な状態であることは間違いない。

そういうことで、私ども毎年町の要望事項として、必ず県のほうに各市町村が上げている わけでございますが、夷隅川の河川整備については町の要望事項としても取り上げていると ころでございまして、やはり中長期的な観点と、また短期的な観点と両面から、河川につい ては、特に久保については非常に危険なところであるということも認識しておりますので、 そういったところで活動もしているところでございます。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻牛剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 町長のほうより、久保地区はとりわけ大多喜の中心部であり、心臓部であり、大切な部分であるということのお言葉をいただきましたので、住民の皆さんも安心・安全なまちづくりに対して、これからもご協力してくださると思います。

私は今、思ったように、住民サイドの防災意識というものは、とりわけ中心街の方々はかなり高いものと思われます。今、行政との関係も大変密にしていると思われますが、この辺についてはいかがでしょうか、お伺いしたいと存じます。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) ただいまのご質問に、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

麻生議員のご質問のとおり町民の防災意識は高く、自主防災組織も、平成21年度から昨年度までに、行政区63あるうちの4分の1以上の17の自主防災組織が設立されております。そして、それぞれ活動をいただいているところでございます。

先ほど来ご質問のありました久保地区におきましては、平成28年5月に設立した久保区自主防災会とは、夷隅川の水位が上昇した際には、町から水位の状況であったり排水機場消防団待機状況、また水門閉鎖、排水ポンプ稼働状況等の情報を随時提供して、災害に備えていただいているところでございます。

また、自主防災組織を設立していない区には、毎年区長さん宛てに設立をご検討いただけるような文書で依頼しております。その際に、問い合わせには担当職員が随時対応しまして、 詳細についてご説明を申し上げているところでございます。

町といたしましても、町全体に気象情報や避難情報を発信しておりますが、自主防災組織との連携、また地域住民の方々の自助、共助など、防災意識の向上を推進していくためにも、 今後とも多くの自主防災組織が設立されるよう、周知活動を進めてまいりたいと存じます。 以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 総務課長、ありがとうございました。

私も、実例でございますけれども、ちょうど今、副町長になっている西郡さんが総務課長のときに、実際に現場に出向いて、久保地区にも出向いていただいて、さまざまなアドバイスをくださいました。つまり、住民に対する不安を拭い去る、そして住民に対する予防の知識を提供する、そういうようなきめ細かな行政をやっておった。これは私、大変高く評価しております。つまり、今、総務課長の答弁より出ましたように、自助、公助、共助、この三位一体の協力なくして防災立町はないということだと思います。

それでは、時間が迫ってきました。担当課の方々にも全ての方々に本当はお答えいただきたいんですけれども、子供の問題、重要な問題です。今、命を救う教育、これが最も大切なんです。児童・生徒の学校教育における防災教育については、どのようなことが具体的に行われているのか。ひとつご見解をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- **〇教育課長(小高一哉君)** ただいま麻生議員からの質問に関して、教育課のほうからお答え させていただきます。

防災教育については、学校で行う安全教育として、交通安全、生活安全、災害安全の3つ の領域があり、そのうちの災害安全という領域で防災教育を行っているところです。

基本的な考え方としては、自助、共助、公助、そして減災というキーワードのもと、小学 校、中学校の子供たちの発達段階に応じて実施しているところでございます。その内容とし ては、火災、地震などの非常時に備えた避難訓練を計画的に実施しています。さらに、事前に周知しないで行うワンポイント避難訓練を実施するなど、より実践的な訓練を行っているところです。そのほかとして、各種災害に関する安全マップを作成し、その結果を子供たちへ資料として提示し、注意喚起に努めてもらっています。なお、各小中学校では、一部の避難訓練において保護者への引き渡し訓練も行っております。

ほかにも、大多喜小学校では、長期休業前の安全確認として、地区児童集会、大多喜中学校では3年生全員を対象に心肺蘇生術を行うなど、児童・生徒への安全教育の推進に努めているところです。

また、今年度より新たな試みとして、大多喜中学校では、事前に訓練の進行やシナリオを与えずに想定のみを与えるブラインド型訓練、あと昨年は雨天で中止となりましたが、保育園児童との合同避難訓練を行う予定でおります。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 教育課長、ご答弁ありがとうございます。

やはり学校現場においては、実効的にプロセスを踏んで訓練をして、いざ有事の際に備える。これはわかりました。

今、私は、最も大切なことが一つ抜けておったと思うんです。それは、学校現場のほうでは恐らくこの「わたしたちの郷土」、ここに書いてあるようなことをしっかりと伝えていく。あるいは、「文集大多喜」第17集に当時の子供たち、書いてあることを体験談として伝えていく。この当時の人たちが、今、私ぐらいになっているんです。

そして、手前みそになりますけれども、角川書店発行の「わがふるさと城下町」では不肖 私が執筆しておりますので、この中にも災害についてのことが書いてあります。こういうよ うな実体験に基づいたものを、学校現場でも教材にし、そして教育、啓蒙活動に使っていた だきたい、そのように思います。

今、体験、語り部学習、これは私たちが生あるうちにしかできません。私も還暦を超えておりますので、私が10代のときに体験したことを今なら伝えられる。ここに載ってある方々もそうです。もういなくなった方がいます。そういう人たちを呼んでくることはできません。だからこそ、この小冊子を生きた材料として使っていただければと思います。

私の災害への備えについての一般質問、本当に長時間にわたりまして執行部の皆さん、そして町民の傍聴の皆さん、ありがとうございました。これからも自助、公助、共助のまちづ

くりについて全力で対処したいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長(野村賢一君) 宣伝はいいのか。あんなの、まずいっぺ。何を考えているんだ。

◇吉野一男君

- ○議長(野村賢一君) 次に、9番吉野一男君の一般質問を行います。 9番吉野一男君。
- ○9番(吉野一男君) 9番吉野一男でございます。通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから令和元年6月会議の初の一般質問を行います。

第1点目は、旧総元小学校の跡地利用について、第2点目は、学校用地の安全管理体制について。2点についてお伺いいたします。

まず最初に、旧総元小学校の跡地利用についてをお伺いいたします。

旧総元小学校の跡地利用については、過去にも一般質問をさせていただきましたが、町長の公約にも掲げておられる問題でもあり、4年が経過してもいまだ進展がない状況となっています。

なお、学校法人三育学院中学校が、2020年4月1日に旧西中学校に開校の運びになったわけは、飯島町長さんの並々ならぬ人脈、英知、努力、リーダーシップ、人柄、運があったからこそ、手腕を発揮して大事業をなし遂げられたと信じております。また、現在の人口減少時代に三育学院中学を誘致したことは、歴史に残るに値するものと信じております。

現在、旧総元小学校は、地元総元地区で組織している環境整備団体あさっこの会が、毎週 1回の外観目視での点検と、月1回の戸締まり点検のほか、毎年4回の校庭内外の草刈り作 業と、校舎内の床、ガラス清掃、体育館の床清掃を行っており、常に良好な状態を保ってい るところでございます。

幸いなことにと言っていいのかわかりませんが、民放テレビ局のロケ地として、またコマーシャルの撮影に利用されている向きもありますが、やはり恒久的な跡地利用として活用されることを地元の方々も期待していると思います。

このように、本町だけでなく全国的な規模で廃校舎が増加する中、学校教育施設として利用するだけでなく、道の駅として利用されている校舎や、宿泊施設を兼ねたレジャー的な施設への再利用などされているところもあり、企業の進出により、形態は変わろうが違った形での跡地利用を展開している自治体も多く、本町においてもこれらを検討することを望むと

ころでもあります。

そこで、次の点についてお伺いします。今現在、旧総元小学校の跡地利用計画について、 どのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 財政課長。
- **○財政課長(君塚恭夫君)** 吉野議員の一般質問に、財政課からお答えさせていただきます。 初めに、旧総元小学校の現在の状況について、若干説明させていただきます。

先ほど吉野議員が言われるように、地元総元地区の団体に環境整備などをしていただいております。実施されている活動は、月に4回程度の巡回活動と月に1回の安全点検、この2つの活動は月ごとにそれぞれの行政区の当番制で実施されております。加えて、年に二、三回の全会員で行う環境整備事業、こちらは先ほど吉野議員さんのおっしゃったとおり、校舎周辺及び校庭の草刈りと、校舎内の床清掃と窓ガラス拭き及び体育館の床清掃でございます。

定期的な活動は主にこの3種類でございますが、ほかに施設に破損などのおそれのある大雨や強風、台風などのときの特別点検として、必要に応じ施設の点検を実施してくれております。

また、常に地区の皆さんが学校を気にかけてくれていまして、照明の消し忘れがあった場合や施錠忘れがわかった場合には役員の方に連絡をして、必要な対応をしてくれているという状況でございます。

平成30年度のこの会の活動実績としましては、巡回活動、安全点検、環境整備などで合計 56回、延べ活動人数は340名ほどとなっております。

このように、地域の方々の活動によりまして、旧総元小学校は非常に良好な状態が保たれています。

学校の設備などにつきましては、トイレ等については浄化槽の定期点検をいまだ継続しておりますので、使用が可能となっております。電気設備についても、キュービクルの定期点検を業者に委託しております。上水道については、蛇口を開ければ水は出てくるのですが、受水槽を設置しておる関係で、蛇口からは受水槽経由で水が出てくるために、ふだんほとんど使用がされていないために、飲料水としては使用ができない状態となっております。また、プールにつきましてはフェンスで囲まれており、多少そのフェンスにさびは出ておるんですが、倒壊やぐらつきはなく、今現在、水がたまっているという状態です。

また、施設の利用状況につきましては、消防団の健康診断や操法の訓練、あと地元育成会の活動などが多いのですが、ほかには一般の企業のイベントや、音楽や映画、テレビ番組の

撮影など、それと町内外の少年スポーツ団など、多岐にわたった利用があります。

利用についてどのような考えがあるかとのご質問ですが、先ほど吉野議員さんがおっしゃられるとおり、学校教育施設としての利用だけでなく、宿泊機能を備えたレジャー的な施設や福祉関連施設など、さまざまな利用形態が考えられます。

いずれにしましても、旧総元小学校の利用については、施設を一体として、地元地域はも ちろんですが、大多喜町の活性化につながるような利用ができればというふうに考えており ます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 9番吉野一男君。
- 〇9番(吉野一男君) 答弁ありがとうございました。
 続いて、既に跡地利用をしたいという希望者がいるのかどうかをお伺いいたします。
- 〇議長(野村賢一君) 財政課長。
- **○財政課長(君塚恭夫君)** 跡地利用をしたいという希望者がいるのかということですが、先ほど利用状況で説明させていただいたようなイベントの会場やテレビ番組などの撮影、スポーツ団体の練習などといった短期間での利用希望がほとんどでございます。

また、事業展開を考えている事業者などから、施設見学の申し込みや電話による問い合わせなどというのもありますけれども、施設全体を長期的に利用したいというような正式な申し出や具体的な相談というのは、現在のところまだないという状況です。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 9番吉野一男君。
- ○9番(吉野一男君) 答弁ありがとうございました。

町長にお伺いしたいんですけれども、跡地利用について、旧総元小学校は、先ほど述べた とおり4年が過ぎております。その間にどうしても、町としても一体化ということで考えて いると思いますので、その点で町長のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) 吉野議員は総元小学校については大変な思い入れがあるかと思います。 町も、今、財政課長が答えたとおりでございますが、幾つかのいろいろな問い合わせ等、 現地の見学等、来ております。しかしながら、先ほど議員もおっしゃったように、やはり一 体的に長期的にお貸しするのが一番いいということでございます。

そして、もう一つは、やはり教育施設として使ってきたものでございますので、できるだ

けリニューアルの少ないもの、また費用対効果がいいものでなければならないなと、そういった観点の中からどれがいいかということで、いろいろと私どもも検討しております。

そして、私どもにも幾つかそういう提案の中で検討しているものもあります。しかし、今 ここでこうというお話はできませんが、ただ、ある程度その辺が、町の考え方、あるいは相 手方の考え方というものが一致した段階ではまた議会のほうに報告したいと思いますが、確 かに4年という経過の中で大変時間がたっているではないかという思いがあろうかと思いま すが、やはり町にとってこの施設を貸してよかったと、または地域に、経済にやはり効果が あったと、そういうできるだけ最大限のものを引き出したいという観点で今進めておりまし て、ある程度具体的なものが出た段階では、また議会と相談していきたいと思っております。

- 〇議長(野村賢一君) 9番吉野一男君。
- ○9番(吉野一男君) 答弁ありがとうございました。

そういうことで、町長、いろいろ腹案があるかと思いますけれども、全体的な形としていいものをということでありますので、できればそういうものを吟味しながら、総元小学校の校舎に対して、使えるものをよく吟味していただければありがたいと思います。今後もよろしくお願いしたいと思います。

それと、業者がいないというわけじゃないんでしょうけれども、今後その場合、公募等を する予定があるかどうかお伺いしたいんですけれども。

- 〇議長(野村賢一君) 財政課長。
- ○財政課長(君塚恭夫君) 公募の実施ということですけれども、公募するという手段が全くないとは、今この場では言い切れませんけれども、そういったことも考えられなくはない。ただ、今現在としては、いい提案というか、そういったお話が幾つかある中で、一番いいものを考えていきたいというふうに考えます。
- 〇議長(野村賢一君) 9番吉野一男君。
- **〇9番(吉野一男君)** ありがとうございました。今、各質問に対して誠意ある答弁、ありが とうございました。

今後、町長におきましては、今後任期中にできるだけ町の人口減少を抑えるとともに、旧総元小学校の跡地の活用も、あらゆる方法で誘致活動を展開して、町発展のために手腕を発揮していただきたいと強く希望するものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、学校用地等の安全・安心な管理体制について、次のことについてお伺いします。

先日、滋賀県大津市の交差点で園児の列に乗用車が突っ込み、2人が死亡、14人が重軽傷を負った悲惨な事故があり、死亡された2人の方に対してお悔やみを申し上げます。また、14名の負傷者の方々には、一日も早く回復されることをお祈り申し上げます。

また、登下校中などの子供が被害を負った主な事故は、過去8年前から調べたところ、10件ぐらいあるそうです。そういうことを踏まえると、大多喜小学校入り口の駐車場は狭く、全校一斉下校または雨天どきは車での迎えが多く、非常に危険である。この状態について、どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(小高一哉君) ただいまの質問に関して、教育課のほうからお答えさせていただきます。

大多喜小学校の正門入り口付近の駐車場が雨天時に混雑している状況については、こちらのほうも認識しております。この状況についての対応ということですが、現在学校として、一斉下校を含め正門前駐車場の前向き駐車及び雨天時等の児童の送迎について、駐車場を利用する際には車を前向きに駐車させ、おりた児童は緑色の舗装されたところを歩くといった、児童の安全の確保を最優先とした送迎のルールを決め、保護者の皆様に周知徹底を図るなどの対応を行っています。

なお、限られた駐車スペースを有効に活用していただくために、今後とも学校を通して保 護者への注意喚起の徹底に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 9番吉野一男君。
- ○9番(吉野一男君) ありがとうございました。

また、ただいま課長の答弁がありましたとおり、これは私もちょっと文書をいただいたんですけれども、4月1日付の文書であるんですけれども、保護者宛てに出した文書を、これは初めて見たんですけれども、これは実際に課長の答弁のとおりなんですけれども、これは実際私の経験上なんですけれども、ちょっと子供の会に行ったときに、一般的には隣側に、前向きで駐車していただきたいという条件なんですけれども、これはあくまでも迎えのときと、帰りとかの送ってきたときとかというのがあるんですけれども、これはちょっと対応が違うと思うんですよね、あくまでも。

やっぱりそれを踏まえて対応しないと、なかなかこれ、児童、先ほど事故の話もしました けれども、子供たちが通る関係で、やっぱりバックで出るという、前向きだとバックで出な くちゃいけないんですよ、帰り。また混雑しちゃいますので、迎えに来るときは混雑してバックで来て、また出る人は出るという形になるので、後ろ向きになっちゃいますので、バックで出るのはちょっと大変なときも、混雑していると大変なことでありますのでね。

そのためにやっぱり、実際、あくまでも送るときに駐車するような対応だと思うんですけれども、迎えに行くときもバックでとまって、前進で出るという形の方法が一番いいと思うんですよ。それが、この場合は両方できないんですけれども。

そういう点で、あくまでも両方いいような形は、今のスペースだったらなかなかとれないので、実際に私は考えているんですけれども、正門前の駐車場を利用する際の決まりは今言ったとおりなんですけれども、正門前の駐車場に接している町有地があるんですけれども、その町有地を駐車場用地にできないか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(小高一哉君) ただいまの、町有地をどうにかして使えないかというご質問なんですけれども、今実際その町有地のほうは、今の部分でいいますと袋小路状態でどこにも抜けられない状態の土地になっております。

そちらを駐車場のほうに利用できないかということなんですけれども、今、保護者の方に 周知徹底しているルールですと、それに従いますと、どうしてもそこで生徒と車両の動線が 重なってしまいます。ですから、今現在のルールですと、そういう動線が重なるところには 事故の起こる確率が高いということになっておりますので、そちらを駐車場に使うというこ とは、またいろいろ協議を重ねていく必要があると思います。

ですから、今のところ、そちらのほうに駐車場を使うということは、こちらのほうも今のところ考えておりませんので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 9番吉野一男君。
- ○9番(吉野一男君) 考えていないということでありますが、実際事故が起こってからでは遅いと思うんですよね。行政というのは、事故が起こらないとなかなか対策を講じないというのが常にありますので。そういうことじゃなくて、事故が起こらない前に対策を講じるということが一番重要だと思います。これは、やっぱり行政としても肝に銘じてやっていかなくちゃいけないと思いますので。

国もそのとおりですけれども、実際、後出しじゃないですけれども、やっぱり事故が起き てから対策を講じるというのは常にあるわけですけれども、そうじゃなくて、あくまで危な いところはやっぱり対策を講じるということが一番重要だと思いますので、町としても事故 が起こってから、補償問題とかいろいろありますので、その点十分踏まえた中で対応してい ただきたいと思います。

その前に、町有地も問題になりましたが、町有地はある程度町のものだと思いますので、 そこのところはやっぱり対応をうまくして、入れるような形をとれば、今の段階でできると 思うんですよ。そういうところをやっぱりよく吟味しながら対応して、町有地を生かすとい う形で。それはわざわざほかのところを借りるわけじゃないですから、町有地を使うという ことは一番重要ですので、それを使って、どうしてもできなければ民間のところを借りると か、そういうことになろうかと思いますけれども、その点、十分、また町としても考えてい ただきたいと思います。

それと、民有地が近くにあると思うんですけれども、民有地を借りることはできないのか お伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(小高一哉君) ただいま、民有地を駐車場に使えないかどうかということなんですけれども、実際、私どものほうで民有地のほうが、どういうところが今あいているとかそういうのを、正直なところ調査をしておりません。そのような調査は、今後行ってはみたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 9番吉野一男君。
- ○9番(吉野一男君) ぜひそうしていただきたいと思います。よろしくお願いします。 それと、現在、大多喜小学校の用地内に、使用不能のプールと接続している小屋を撤去して駐車場にできないか伺いたいと思います。
- **〇議長(野村賢一君)** だんだん話がエスカレートしちゃっている。 じゃ、教育長。
- ○教育長(宇野輝夫君) ただいま議員さんからご質問がありましたように、例えば小屋を撤去、多分今あの中で小屋というのはプールあたりかなと、そういうイメージなんですけれども、そうしますと、例えば校庭内の敷地にあるそのプール跡地等も含めて、例えば駐車場を設置することにつきましては、先ほど教育課長のほうから一部ちょっと話がありましたように、児童の動線、子供たちは校庭内で一番安心・安全に活動できる場所ですので、その中に車を入れることによって動線とクロスすると、非常に危険であると。より危険ということも

ありまして、それについては私のほうは今現在は考えておりません。 よろしくお願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 9番吉野一男君。
- **〇9番(吉野一男君)** 確かに事故のおそれがあるということなんですけれども、今現在もそ ういう事故のおそれがあるんですよ。

今現在、校門から入って右へ行くところを許可していますので、そこで動線が交わりますので、そこでも事故が起きるという可能性も、同じような形になると思いますので、その点も踏まえて、これはあくまでも実際的に狭いから、大多喜小は狭いからそういう形になるんですけれども、これはどうしても今後、やっぱり駐車場がないといけないので、できれば駐車場ということを考えてもらうことが一番重要だと思いますので、その点をよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(野村賢一君) 吉野議員、次にいってください。 9番吉野一男君。
- ○9番(吉野一男君) 答弁ありがとうございました。

今後、駐車場の増設については、安全・安心に子育てできる町にするためには、前向きに 進めていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それと、2番目です、上記以外の小中学校の送迎に係る駐車場に対する安全確保について はどのように把握しているのか。また、今後も対策を考えているのかお伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(小高一哉君) ただいまの質問に対しまして、教育課からお答えさせていただきます。

まず、西小学校につきましては、送迎の際の児童・生徒の乗りおり場所及び待機場所、登 校時間等を示した文書を配りまして、保護者の方々にご理解とご協力をいただいております。 大多喜中学校につきましては、正門へ行く道路が狭く、地域の生活道路にもなっているこ とから、生徒の安全を第一に考え、学校への車の乗り入れを控えさせていただくよう、保護 者の方々に文書を配り、ご理解とご協力をいただいております。

なお、今後の対策としては、大多喜中学校については裏門側から送迎できるよう、現在道路を拡幅改良中でございます。

以上です。

〇議長(野村賢一君) 9番吉野一男君。

○9番(吉野一男君) 答弁ありがとうございました。各質問に対し、誠意ある答弁をありが とうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

次は、山田久子君、2時10分からです。

(午後 1時57分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◇山田久子君

○議長(野村賢一君) 一般質問を続けます。

11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

〇11番(山田久子君) 11番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

新元号令和のもとでの初めての一般質問となります。令和に込められた願いである、平和が続き、お一人お一人があすへの希望を持って、誰もが個性を輝かすことができる時代となるよう、私自身もこれからも町民の皆様のお声を受けとめながら努力してまいりたいと思っております。本日は、地域防災について町の考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

過日、5月25日に長南町にて震度5弱の地震が発生いたしました。幸い大きな被害は出なかったようですが、私もひやっとした思いを感じました。地震に限らず、自然災害に対する不安がだんだん大きくなってきているように感じております。

去る3月会議において、避難所ともなる体育館にも空調設備の導入に対する町の考えをお 伺いしました折の執行部のご答弁の中で、エアコンの整備のほかにも建物の耐震性や非構造 部材の耐震性、非常用電源設備の整備、防災行政無線のデジタル化なども考慮しなければな らない状況である。これらの事業にはいずれも多額の予算を要します。今後、避難場所の見 直しも予定しておりますので、優先順位を定めて対応してまいりたいというふうに思います とありましたが、町では、これら建物や非構造部材の耐震化、非常用電源設備の整備、防災 行政無線のデジタル化などの整備に向けた計画を既に作成されているのか、具体的にどのよ うに考えているのかお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) ただいまのご質問に対し、総務課のほうからお答えさせていただきます。

建物の耐震性や非構造部材の耐震性、また非常用電源設備、防災行政無線のデジタル化等の整備計画ということでございますが、現在計画しておりますのが、平成17年12月に改正されました電波法によりまして使用期限が定められております防災行政無線の更新でございますが、過疎計画に盛り込むなどして、来年度、再来年度にかけて実施する予定でございます。避難所建物の耐震性や非構造部材の耐震性、非常用電源設備の整備についても、大多喜町第3次総合計画後期基本計画策定にあわせ策定される5カ年実施計画に、優先順位を決めて盛り込んでいくよう、関係課と協議をしていきたいと考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** ただいまのご答弁で、防災行政無線のデジタル化については計画が 既に立てられているということでございました。

この財源については、どのように考えておられますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 財源については、過疎債を見込んでおります。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- 〇11番(山田久子君) わかりました。

今、国では、地方公共団体が喫緊の課題である防災行政対策に取り組んでいただけるように、緊急防災・減災事業債制度を設けていると思います。この対象事業は、本町が抱えている課題も対象に含まれているものではないかと考えております。その中には、ただいま課長のご答弁でありましたように、防災行政無線のデジタル化、それから非常用電源設備の対応に関するもの、その他の避難所の生活環境の改善など等々というものがございます。

この事業年度は、平成29年度から平成32年度までが、東日本大震災に係る復興・創生期までの継続ということでございますけれども、こういった事業債を活用するということも含めて、防災行政無線以外のものも計画を検討されたのかどうか、これを伺いたいと思います。

〇議長(野村賢一君) 総務課長。

- ○総務課長(古茶義明君) この辺につきましては、今後、先ほど申し上げました第3次総合 計画後期基本計画でございますが、令和3年度からの5年間の計画でございますので、これ からそういうことについて考慮しながら、策定していきたいというふうに考えます。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) 今、令和3年度からの計画ということでございますけれども、もう一度、総合計画の中に、今、課長からご答弁いただいたさまざまな防災対策をしなければいけないということで上げられていたと思います。その中で、国のほうでもこういったふだんよりも有利に使える事業債というんですかね、こういったものも出してきてくださっている。その中で、町としてしっかりとした計画、もしくはそこまでいかないまでも、早目の計画を立てておくことによって、有利な財源が出てきたときに具体的に詰めていって、それを使って早く町の防災対策ができるというのではないかと、私はこのように思うんですけれども、どうして町はその計画というものが、これは大事なことだと思うんですけれども、前年度ではなくて、来年度どのような形になっていってしまうのか、この辺の考え方等をお伺いできればと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) やはり、今回の防災行政無線の整備につきましても、約5,000万 ほどかかる見込みでございます。

そういうことから、初めにどうしてもやらなくちゃいけないという優先順位のもとでやっておりますので、順次それは計画のもとでやっていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- 〇11番(山田久子君) わかりました。

お金がかかる、本当に防災は、申しわけございませんがお金がかかるというのは、これは 本当に大変な部分だと思うんですけれども、こうやって、今、全国的に防災・減災、安全対 策ということで、大きく皆さん、各行政区が動いている中で、国でも有利な財源になるよう なものも出てきていただいております。

大多喜町におきましても、過疎債ということで使わせていただくことができるわけでございますが、過疎債は防災のほうの事業にも使うことができる財源でもあると思うんですね。 ですから、やはり日常的にしっかりと計画を立てていただいて、有利なものが出てきたときには、そういった財源的なものも検討しながら、防災対策を進めていただくことができればありがたいと思います。 ですので、2年後だからそれまではやらないということではなくて、事前にある程度、何が一番大事、例えば今、防災行政無線が一番大事であるならば防災行政無線、次はという形で、ある程度の計画というのは立てておいていただいてもよろしいのではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) そのように対応してまいりたいというふうに考えます。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** よろしくお願いいたします。

それで、ただいま防災行政無線のデジタル化を今後進めていくということでございました けれども、その際に各家庭にあります戸別受信機というのはどのような形になっていくのか、 そこがもしわかりましたら教えていただければと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) それは、今回の電波法改正により更新していく必要がございます。 これもまた、この期限が令和4年11月30日までとなっておりますので、今回の過疎計画が 令和2年度の計画ということでありますので、それ以後のことについてはその次の計画に盛 り込んで対応していきたいと思います。

経費につきましても、やはり同じような金額がかかってまいりますので、そういう有利な 方法を探して対応していきたいというふうに考えます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) 次に、非構造部材につきましては、3月の議会のときにも少し触れていただきましたので、ここでは割愛させていただくんですけれども、非常用電源設備についてはどこの施設に設置が必要と考えておられるのか、伺えればと思います。

庁舎におきましては、大型のものをもうこの後ろにつくっていただいたと思うんですけれ ども、ほかにどのようなところが必要と考えているのか、お伺いできればと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 避難所となっております公民館ですとかそういう建物、公共施設ですね、避難所となっております公共施設が一番重要であるということで考えております。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) そうしますと、この非常用電源設備は、今のところ庁舎以外にはないというふうに考えさせていただいてよろしいでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 現在のところ本庁舎のみでございます。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- 〇11番(山田久子君) わかりました。

この非常用電源設備につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、大雨とか大雪とかにつきましては、公共施設、避難場所に皆さん、避難されている状況もふえてきております。早目の対応も必要ではないかと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。続きまして、同じく3月議会におきまして、避難所の見直しについて考えていきたいというご答弁がございました。どのような理由から、どこの場所をどのように見直していきたいと考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 避難所の見直しでございますが、これは指定緊急避難場所について見直しをしていく考えでございます。

今後、先ほどからほかの議員さんからも質問がありました、千葉県が新たに土砂災害警戒 区域を指定する区域内に現在の指定緊急避難所がある場合であったり、また今後も災害の状 況によりまして、現在の避難所に行くことが困難な場合も想定しまして、各地区に設置され ております集会所等を避難所として活用できないかなどについて検討していく予定でござい ます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** 地域の住民の皆様からも、今のある指定避難所に避難するというのはなかなか難しくなってきているというお声もございます。

今言った災害の種別によって避難が難しいという場合もありますし、高齢化やいろいろな 状況の中で難しいというお話がございますので、新たに検討していただけるということは非 常にありがたいことかなとは思うんですけれども、その場合、その指定避難場所というのは、 町で指定をしていくような考え方でいるのか、それとも地域の皆様から手を挙げていただい たところを指定していくような考え方でいるのか、どのような方向性でお考えになっていま すでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 現在のところ考えておりますのが、各地区に役場職員がいますので、その役場職員とその地域の方々と一緒に協議していくことも一つの方法であると考えて

おりますので、こういうことについても今後やっていく予定でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- 〇11番(山田久子君) わかりました。

地域の役場職員の皆さんのお力もかりられるということであれば、地域の皆さんもより心強いのではないかと思うところでございます。

その中で、身近な地域の施設を開設したいというふうに考えた場合なんですけれども、空 調設備やトイレの洋式化などが整っていないために開設が難しいという、そういう施設もあ ろうかと考えます。町の災害予防計画も、避難所の整備の意義は、避難所に指定した建物に ついては、必要に応じ換気、空調、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備 に努めるとあります。この点については、町は今後どのように考えておられますでしょうか。 考えていかれますでしょうかということで結構ですが。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 各地区の集会所については、指定緊急避難場所として考えて、一時的に避難していただくということを考えております。

もし、長期に避難が必要であれば指定避難所、今、指定しております14の避難所について 避難をしていっていただくようなことで考えております。

また、集会所等については、また企画のほうのコミュニティ事業でも対応ができると考え ておりますので、そのように考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番**(山田久子君) わかりました。

一時避難所ということでございますが、その一時避難所でも、例えば夜も人が過ごすようなこともあるかと思います。そういった場合の施設の運営責任者はどういった方がなるというふうに考えられるのか。また、水や非常食など災害備蓄品の対応というのはどのような形になる可能性があるのか、この辺をお伺いできればと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 現在のところ、そこまではちょっと想定していないというのが正直なところでございます。

今後、そういうのも含めて考えていきたいというふうに考えます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) ありがとうございます。

最近の避難の様子を見ていますと、やはり地元の近くの施設、地域施設なども活用して避難をされている方もふえてきているような感じがいたします。区などのご協力もいただけているのかなと思います。

今後、そういった形がふえるようになりましたときには、やはりこういった問題も出てくるのかなと思いますので、これから検討していただく際には、検討の内容の中に含めていただくことができればと思います。よろしくお願いいたします。

次に、平時から住民が避難所運営について模擬体験する防災ゲーム、避難所HUGや、千葉県災害対策コーディネーター研修など、文字で書かれたマニュアルとは違う、災害発生時に対する地域住民の研修も必要ではないかと考えます。避難所HUGゲームの体験をされた方からは、自宅の備えも大切さもわかったとのお声もいただいております。

町でもこの体験について考えられているということでございますが、研修内容や実施予定などはどのようになっているのかお伺いいたします。

〇議長(野村賢一君) 総務課長。

○総務課長(古茶義明君) 今年度におきましては、品川防災センターでの自主防災組織を対象といたしました研修を予定しているところでございます。研修内容につきましては体験型で、初期消火、要配慮者避難誘導、応急救護、避難姿勢などを研修する予定でございます。

先ほどご質問の、千葉県災害対策コーディネーター研修につきましては、地域の防災リーダーを育成することにより、既に設立されております自主防災組織との連携、また新たな自主防災組織の設立につながることが期待され、地域防災力向上のためには有効であるというふうに考えております。

研修内容の災害時の心構えと訓練の必要性などの講義、また先ほど言われました避難所運営ゲームHUGや、地図を用いた図上訓練、救出訓練など、3日から4日にかけて受講するものでございます。

この研修の事業費は、今年度当初予算には計上しておりませんが、県の補助金も活用できることから、今年度の補助金の申請状況を県に確認するとともに、研修会を開催した場合の 受講希望者がどれくらいいるかなどの調査を行うなどして、事業実施に向けて前向きに検証 してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。

○11番(山田久子君) ありがとうございます。

千葉県のコーディネーター研修ですと少し日数もかかりますし、費用もかかるということ

でございますので、課長のほうでこちら、これからまたご検討いただければと思います。

その中で、避難所運営のHUGゲームにつきましては、ほとんどそんなに予算がかからない中で、何時間か、1時間とか2時間の形でできるものではないかと思っております。

その中で、避難所運営ゲームを実際にやっていただいた方、私の場合たまたま女性の方が多かったんですけれども、その経験から皆さんからいただいたご意見は、ぜひ地域の区長さんとか本当にいろんな女性の方、いろいろと、子供たちにもこれを一緒にやって、地域で問題がどういうことが起こるのかというのをより考えるきっかけになるのでいいのではないかというお声をいただいております。

そういった意味では、避難所運営ゲーム、HUGゲームをもうちょっと身近な形で何回か 実施をしていただくことができないかと思うんですが、これはいかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 避難所運営ゲームにつきましては、先ほど千葉県災害対策コーディネーター研修の中にもございますが、またことし4月に移転、開校いたしました千葉県消防学校においても、今年度から住民を対象としました地域防災力向上のための防災研修を行うという案内が通知されておりますので、それも含めて町で独自にできるかどうかを検討しながら、今後進めてまいりたいというふうに考えます。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** よろしくお願いいたします。

もう一件、私が今後の避難所運営において大切なのではないかなと思っておりますことは、 災害時の緊急避難所、もしくは指定避難所となっております学校や旧学校施設を現在活用し ていただいている団体等も、防災担当者の方と地域住民との打ち合わせや訓練も必要ではな いかなと思っております。

今までですと、学校の、本当に学校と地域の皆さんということで、顔が見えていた部分もあると思うんですけれども、最近は学校施設、避難施設を、企業の方ですとかほかの学校の方などが使われるケースも出てきておりまして、地域住民との関係性という、顔が見えるということ、また気持ちが伝わっているという部分では、少し薄くなってきているのかなという部分もございます。

そういった中で、避難場所として使わせていただく施設の担当者と地域住民、また役所の 方も入っていただいて、具体的な打ち合わせや訓練も必要ではないかと思うんですけれども、 町としてこの辺何か考えてやることはございますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 先ほど避難所のところでも申し上げさせていただきましたが、地域の、先ほど申し上げました役場職員、それは避難所だけではなくて、地域全体の防災、避難とかそういうことについて協議をしていくということを想定しておりますので、先ほど山田議員さんがおっしゃられた学校管理者、そういうものを含めて一体的にその中で協議していければというふうに考えます。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) ありがとうございます。

いざというときにどうしたらいいのかというのが非常にわからないというものがあります。 訓練や練習をしていても、いざとなったときには想定外のいろいろな対応が生まれるという のが、避難所の場所ではないかと思っておりますので、日ごろから少しでも、一人でも多く の方にいろいろな疑似体験ができたらよろしいのかなと思いますので、お取り組みのほうを よろしくお願いいたします。

最後に、自然災害における防災・減災対策の観点から、公道に張り出した木や竹の適切な 管理について、今年度から導入された森林環境譲与税を用いて行うことができないものかと 思いますが、町の見解をお伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。 森林環境譲与税による、公道に張り出した木や竹の管理につきましては、公道に張り出し た木や竹が町有地の森林から張り出したものである場合や、私有林の人工林で森林所有者が 町にその経営管理を委託する場合は、その状況によりまして森林環境譲与税を活用し、その 木や竹の適切な管理ができると考えられますが、それ以外の場合はそれぞれの木や竹のある 山林所有者の責任及び費用において適切に管理していただくことになると考えております。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) これは、今までもご答弁いただいていたと思いますけれども、基本は所有者の管理ということで。その中で何か、例えば災害等において起こった場合には対応するとの考えである。また、災害が起こり得るような場合のような状況であれば、森林環境譲与税を使うことも、所有者の方の意向調査をいただいた上であれば使えるのであるというふうに解釈をさせていただいてよろしいでしょうか。ちょっと違うかな。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(西川栄一君) 森林環境譲与税は、原則、先ほど言いましたけれども、森林 の人工林というふうになります。

それ以外の場合で、町有地の公有林とか、私有林でも人工林でない場合のときに使えるというものは、防災や生活環境上、緊急性がある場合というようなときには使ってもいいのではないかというような見解が出ております。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) そうしますと、防災など、生活など、緊急上必要があるという場合にも使うことができるということでございますが、今、大多喜町に行って、やはり幾つか公道脇の樹木というんでしょうか、非常に危険性を感じるという、危ないのではないかという意見をいただいているんですが、こういった木に対して、町はこの譲与税を使って取り組んでいただけるということなんでしょうか。

例えば、自然災害の後の樹木がそのままちょっと出ているもの。それから、その後、上のほうでも落ちそうになっている竹や木があるとか、あと場合によっては車など通るときに、車にその樹木等が当たってしまって、樹木等が当たることによって荷物が動いてしまって危険性があるとか、いろんなそういったご意見をいただいているんですが、こういったものの対応を、この譲与税を使って対処することができるのかどうかお伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 森林環境譲与税を使ってということでありますけれども、先ほど言いましたように、条件が整えば森林環境譲与税を活用して、国道ですとか町道とかに張り出した木や竹を管理するというのは可能かと思いますが、町がそれをやるかということになりますと、森林環境譲与税の本来の目的というのが、これまで進んでいなかった森林の整備、間伐とか路面の整備など、あと木材利用の促進、人材育成などを行うことによりまして、森林機能、水源涵養ですとか山地災害の防止、木材の生産というようなことをやっていこうというのが本来の目的でありますので、町として、今年度森林環境譲与税という制度が始まったばかりで、どこに重点を置いてやっていくかというのがまだはっきり決まっていない状態なのですが、本来の目的がそのようになっていますので。それ以外の場合で、先ほど言ったような公道に張り出た木なんかも使うことは可能ですよというような見解が出ているという状況です。

財源自体も、町に来る財源というのはそんなに多いものではありませんので、それを有効 に活用していくということと、森林環境譲与税の本来の目的に使っていくということで考え ますと、率先して公道の木なんかを森林環境譲与税を使って管理していくというのは、ちょっとなかなか難しいのかなと。できないことはないんですが、ちょっと今の段階では率先してやっていくというのは、ちょっと難しいのではないかというふうに考えています。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- 〇11番(山田久子君) わかりました。

それでは、これからの検討ということでございますけれども、町民の皆様からも多くいただいているご意見の一つでもございますので、今後考えていただく中で対処できるところがありましたら、お含みをいただきたいと思います。

拙い質問になりましたけれども、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁 ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

以上で山田久子君の一般質問を終了します。

◇ 渡 辺 善 男 君

- ○議長(野村賢一君) 次に、3番渡辺善男君の一般質問を行います。
 - 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) 3番の渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、 通告に従って一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、大きな項目としては1件、森林整備の促進についてです。幾つかの小さな項目に分けて順次質問させていただきますので、明快なご答弁をお願いいたします。

質問事項1、森林整備の促進について。

本町は、総面積の約7割が森林で、そのうち民有林が7割強となっています。森林環境譲与税による施策が本年度より始まりましたが、人工林が対象で、民有林面積の4割強にすぎません。

最近、管理ができなくなった人工林や自然林が増加し、本来の森林機能が低下しております。このまま放置してしまうと、多方面に悪影響が及ぶと思われます。

そこで、森林整備や森林機能の回復に係る施策の現状と今後の取り組み、さらには施策の 拡充についてお伺いします。

ご存じのとおり、50年前と現在を比較しますと、木材の価値は下がってしまいました。植 林を奨励し、その販売益を見込んだ当時では想定できなかったことだと思います。その変化 に伴い、徐々に杉やヒノキの山林から人の気持ちが離れて現状に至っていると思われます。

ただ、樹木は毎年成長します。現状のまま手を加えなければ、周囲に悪影響を及ぼすことが想定できます。かつては枝打ちや間伐を奨励していた時期もありますが、最近では余り聞くことも見ることも少なくなりました。

そこで、まず人工林の枝打ちや間伐を積極的に推進する考えがあるか伺います。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。 初めに、人工林の枝打ちや間伐についてご説明させていただきたいと思います。

人工林では、苗木の種類や植え方により変わってきますが、1~クタール当たり約2,000 本から5,000本を植林し、下刈りを数年行い、植林後10年から30年にかけて5回程度枝打ち を行い、間伐も植林後10年ぐらいから5年おきに5回から6回行うことで、真っすぐで節の ない、年輪が均一な良材に成長するとされております。

これは、適度に枝打ちや間伐を行うことで地面に光が届き、下草も生え、地表の栄養が保たれた健全な森林となり、その状態を維持することができるからであり、またこのような健全な森林はすぐれた吸水力、洪水の緩和、山崩れの防止、水質浄化等の機能を有することができます。吸水力においては、健全な森林は草地の約2倍、裸の地面の約3倍の吸水力があるとされています。

このようなことから、森林、特に人工林においては、枝打ちや間伐を行うことは重要なことであり、これを行わない場合、将来住民の生活に大きな影響を及ぼすことも考えられます。 現在、町では、国や県の補助事業を活用いただき、間伐や里山整備を行う団体に対し助成を行っており、今後も枝打ちや間伐が積極的に行われるよう、これらの事業の活用の推進を図っていきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、最近では本当に枝打ち、間伐というのを見受けることが少なくなりました。実際に、現状として、森林面積に対して、1年間に枝打ちや間伐の作業面積が少ないと感じていますけれども、その実態はどうかお伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(西川栄一君) 平成30年度の県の補助事業の実績がありますので、そちらの

数字を述べさせてもらいます。

間伐のほうは0.42ヘクタール、竹林の整備が1.2ヘクタール、材の搬出が265立方メートルというような実績となっております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。今の数字を伺っていても、私が承知をしている人工林面積というのは、大多喜町の場合は、全員協議会でいただいた資料からですと、およそ2,900へクタールというふうに承知しております。その数字から見ても、最近本当に間伐とか森林に対する施業が減ってきているなというのを実感いたします。

その原因の一つに、制度普及、周知というのが足りないのではないかというふうに考えますがいかがですか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 制度普及が足りないのではというご指摘でありますけれども、 先ほど申し上げましたとおり、間伐等の実績が非常に少ないことから、制度が普及されてい ないというようなことは感じております。ですので、今後、森林整備の推進とあわせ、補助 制度等の広報ですとか周知を行い、制度の普及を図ってまいりたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

本件につきましては、行政がどこまで介入するか、介入できるかも議論されることだと思っております。所有者、地域もかかわって総体的に進めていく、森林をきれいにしていこうという機運の醸成も不可欠だと思っております。

そこで、住民参加による森林整備を進める考えがあるかお伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(西川栄一君) 住民参加による森林整備を進める考えがあるかというご質問でございますが、現在、地域住民の自主的な里山の環境整備や保全活動が、老川地区や西畑地区において行われており、これらの活動が地域振興や観光客の集客にもつながっていると考えております。

先ほどのご質問の中でありましたとおり、本町は総面積の約7割を森林が占めております。 この全てを森林所有者や林業経営者、あるいは町が整備管理するということは不可能であり ますので、地域の里山や森林を地域住民が整備保全する活動は必要なことと考えております。 そのため、町としましては、このような地域住民の自主的な活動を推進していきたいという ふうに考えております。

また、昨年度より、地域おこし協力隊により竹林整備活動を行っておりますが、この活動 についても、地域の方やボランティアに協力をいただいて整備を進めさせていただいており、 今後も引き続きこのような活動を進めていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

一口に森林整備といっても、実際は非常に能力が危険が伴う作業になります。したがって、森林整備に伴い、その効果や結果を何かに波及させないと持続性が乏しくなってしまいます。整備そのものは高度な技術や技能を要することから、本格的な整備から体験型のことまで、幾つかの段階に分けたり、副産物を販売して活動費を生み出すなど、循環型の仕組みをつくり出す必要があると思っています。

そこで、森林整備を通じた地域振興について考えはあるか伺います。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 森林整備を通じた地域振興についての考えはあるかというご質問でございますが、森林整備を通じた地域振興につきましては、モミジや桜などを植樹し、森林等の景観をよくし、観光客の集客につなげ、地域振興を図ろうと活動する団体などに苗木を提供しておりますので、今後も地域住民が行うこのような活動に対する支援を続けていきたいと考えております。

また、今年度から間伐を行い、その木を搬出、買い取り業者に販売し、その販売額相当を 町内の商店で使える商品券として発行することで、森林整備と地域商店の振興を図る事業、 通称木の駅プロジェクトと呼ばれる事業を実施できるよう、現在準備を進めているところで ございます。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、森林整備には高度な技術や技能を要する作業があります。しかし、昨今の状況を見ますと、その人材も減少の一途をたどり、今の段階で早急に技能を継いでいかなければ、人や地域が樹木の成長に押し潰されてしまうのではないかと危機感を抱いております。町内技能者をマイスターとして登録し、技能習得の研修や、実際の奨励なども必要だと思っています。

そこで、技術の承継、人材育成、専門家の呼び込みなどについてどう考えているか、伺い

ます。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 技術の伝承、人材育成、専門家の呼び込みについてどう考えているかというご質問でございますが、森林の整備については事業者や町による森林整備だけでなく、自伐型林業を行う方、あるいは地域住民による里山整備等も必要なことと考えております。そのため、自伐型林業を行う方や地域住民が森林整備の知識や技術を習得し、伝承していくことは重要なことと考えております。

町内にもそのような知識や技術を持ち指導できる方もおられ、今年度から自伐型林業を目指す地域おこし協力隊として本町に来られた2名の隊員を、このうちの1人の方に実地指導いただく機会がありました。2人の隊員も喜んでおられましたし、林業のよさをわかってもらえればという思いで指導いただいたというふうに聞いております。

今後もこのような方法、あるいは講習会というような方法などにより、技術や知識の伝承、 人材育成につなげられればと考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

現在、わずかではありますが、里山整備に尽力している団体が町内に存在します。今後の森林整備において、このような自主的団体は貴重な団体だと思っています。さらにその輪を広げ、各地に里山整備から森林整備に及ぶ行動力のある団体ができることが望ましいと思っています。行政としても、森林整備のパートナーとして団体の結成を奨励し、活動支援をしていくことが大事ではないかと思っています。

そこで、森林整備の受け皿として、既存団体への支援や新規の団体結成についてのお考え はあるかお伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(西川栄一君) 既存の団体への支援や新規の団体の結成についてというご質問でございますが、既存の団体に対する支援につきましては、里山の保全管理や、資源を利用することを目的に活動する地域住民や森林所有者等で構成された組織に対する助成を行っております。

昨年度は、老川地区と大多喜地区の2組織に活用いただいておりますが、今後、住民の森林整備に対する意識や機運が高まるよう、森林整備の重要性の周知を行うなどし、この交付金事業がより多くの住民に活用していただければと考えております。

そのほかにも、3つ目の質問で答弁いたしましたが、モミジや桜等を植樹し、森林等の景観をよくし、観光客の集客につなげ、地域振興を図ろうと活動する団体などに苗木等を提供する支援を行っております。

また、新規の団体の立ち上げについては、現在のところ予定はございませんが、今後森林 整備を推進する中で必要があれば、団体等の設立について関係者等と協議していきたいと考 えております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

平成27年4月1日に樹立した大多喜町森林整備計画が存在します。この計画は、国の全国森林計画、県の地域森林計画に附随した森林整備計画で、森林資源管理の目標や森林整備の目標を定めたものです。本町の場合は、県の南部森林計画に附随して樹立した計画で、森林整備の現状と、課題や基本的な考え方、推進方策が記されております。

そこで伺います。町が樹立した森林整備計画は、実際に事業展開に反映されてきましたか。

〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(西川栄一君) 森林整備計画が事業展開に反映されてきたかというご質問で ございますが、初めに、ご質問で出てまいります森林整備計画について、簡単にご説明させ ていただきます。

町の森林整備計画は、期間を平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間としたもので、大きく5項目に内容が分けられております。

1つ目が、伐採、造林、保育、その他の森林の整備に関する基本的な事項、ここでは現状と課題、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関することが記載されています。

2つ目が、森林の整備に関する事項、ここでは伐採、造林、保育、間伐等について記載されており、ここまでが計画の主要な部分となっております。

そのほかに、森林の保護に関する事項、森林の保健機能の増進に関する事項、その他の森 林の整備のために必要な事項が記載されております。

ご質問では、この森林整備計画が事業展開に反映されているのかとのことでありますが、 現在、町内で森林の間伐が行われている地区が主に西畑地区で進められておりますが、これ らについては森林整備計画書に沿って複数の森林所有者の森林を団地化し、間伐や材の搬出 が行われておりますので、これらの整備については、町の森林整備計画に合わせた事業が展 開されると認識しております。 しかしながら、整備自体が進まない現状がありますので、今後町の森林整備計画に合った 森林整備が進むよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

計画書にもありますが、森林の持つ機能というのは、木材等の生産にとどまらず、水源涵養、山地災害防止や土壌保全など多岐にわたっており、非常に役割が大きいと思います。森林面積が多い本町において、ここをおろそかにしてしまうと、荒廃に拍車をかけてしまうような気がしてなりません。

ただ、森林整備という一面だけでなく、森林の持つ機能を整備して、それぞれの機能を高める施策を実施することがポイントではないかと思っています。

いわゆる有害鳥獣、また先ほども話が出ておりました公道に対する支障木、全て原因を突き詰めていくと、森林整備のおくれがその原因となっているような気がしてなりません。一つでも原因を大きく進めることによって、ほかのことが解消されていくということで、施策の好循環を求めるものであります。

施策の好循環を生むための仕組みづくりが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(西川栄一君) 施策の好循環を生むための仕組みづくりが必要ではないかというご質問でございますが、渡辺議員のおっしゃるとおり、森林の持つ機能は、木材等の生産以外に水源涵養、山地災害防止や土壌保全など重要な機能を有しております。

そのため、森林を整備する上で、これらの森林の機能とそれぞれの地域の森林の特徴を踏まえた上で整備していく必要があると考えております。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した竹林から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林、天然の広葉樹林、遊歩道や宿泊施設が整備された県民の森などバラエティーに富んでおり、これらの森林の機能が今後も失われないよう、さらにはその機能を高められるような施策や仕組みづくりが必要と考えております。

今年度は、町の森林整備計画の見直しの年に当たりますので、このことを踏まえ、国や県、 関係者等の意見を聞きながら見直しを行うとともに、森林環境譲与税を活用した仕組みづく りができないか考えていきたいと思います。

○議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。

○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

樹立されている森林整備計画そのものは、本当に内容の濃い、すばらいしいものだと感じております。ただ、何の計画もそうですけれども、どうもこの進みぐあいというのが、町民が求めているもの、また一般に求められているものとちょっとおくれを感じるような気がします。その原因の一つに、森林整備計画に沿った行動計画、いわゆるアクションプランがないからではないかと、必要ではないかと思いますがいかがですか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 森林整備計画に沿ったアクションプランが必要ではないかというご質問でございますが、森林整備計画に沿ったアクションプランということでございますが、ことし4月1日から森林経営管理制度や、これらの制度を推進するための財源となる森林環境譲与税制度がスタートし、今後、市町村による積極的な森林管理が求められることから、渡辺議員のおっしゃるとおり、森林整備計画を推進するためのアクションプランというのが必要であると考えておりますので、今後森林整備計画の見直しを行う中で、どこに重点を置いて、どこからどのように整備を進めるのか、町としての森林整備の方針を定めることとあわせて考えていきたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

その行動計画、アクションプランを立てる上で、私なりの考えとしては、森林面積が非常に多い、人工林も2,900~クタールということでありますので、具体計画を出すときに主要道路や遊歩道、散策道等から近いところから優先的に整備を図るというのも、景観的にもよいのではないかと思っていますが、いかがですか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 主要道路や遊歩道、散策道に近いところから整備を急ぐべきだということでありますけれども、どこから整備するかにつきましては、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、今後何に重点を置いてどこからどのように整備を進めるのか、町としての森林整備の方針を定めた上で、整備のほうを進めていきたいと考えておりますので、ただいまのご質問は貴重なご意見として賜りたいというふうに思います。
- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

森林整備そのものの負担を考えて、最近、管理不能を理由とした相続放棄という事案も数

件、目の当たりにしております。その辺で、行政としても対策を何か策定したほうがいいの ではないかというふうに考えておりますが、いかがですか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** 管理不能を理由とした相続放棄に対する対応ということでご ざいますが、現在のところ、このようなことについて具体的には検討してはおりません。

しかしながら、森林経営管理法におきましては、経営管理が行われていない森林について は森林所有者に対し意向調査を行い、森林所有者が森林の経営管理を町に委託する意向があ るということがわかれば、町はその森林を経営管理することは可能とされているところであ りますので、この制度を活用していくことになるのではないかというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

ただいま担当課長より、本町における森林整備の促進について、現時点での考え方を小項 目に分けて答弁いただきました。

木というものは、親子3代にわたって育てるものだと聞いたことがあります。確かにこの50年は木材価値が下がってしまいましたが、次の50年、100年の間には価値が上がるかもしれません。

私は、森林整備計画を軸とした施策体系の構築と実施が急務ではないかと常日ごろ思っています。飯島町長が描く町政の推進に当たり、広大な森林を抱える本町における森林整備の継ぎ手の考え方と決意をお聞かせいただければと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- **〇町長(飯島勝美君)** ただいまの渡辺議員の、町の森林整備に対する考え方、そういったことでのご質問でございます。

今、産業課長のほうからるる、いろいろな施策についてはご説明したとおりでございますが、大多喜町は先ほどの話にありますように、約130平方キロという広い面積を有しております。そして、その70パーセントが山林ということで、言いかえますと90平方キロはやはり山林ということになります。この維持をしていくのは、本当に町だけでできるものではなくて、やはりその70パーセントは民有林でございます。そういうことで、民間の皆さんと協働の中で進めていかなければならないことでございます。

その中で、今までずっと、先ほどの話にもありましたが、50年という期間をかけて人工林 をやってきて、それはその当時木としては非常に高い値段で売れていた時期ですよね、植林 した時期というのは。それで、50年たった時点では、もう輸入材等も含めて本当に価値のない木となってきているところで、なかなか山林で生活を立てることは難しくなってきているのが現実だと思います。

それで、やはり2つの問題点があると思います。1つは、まず山林を維持することについて、生活的に、経済的に非常に困難なところもあるかと思います。もう一点は、先ほども話が出ましたけれども、町として保水力、最近の気象現象を考えますと、いつ災害が起きてもおかしくない。その中で、洪水等を考えますと、山林の保水力というのは町にとって非常に重要なものであるという考え方でございます。

そういう中で、やはり町も森林環境譲与税がいよいよ導入されました。そういった中で、 人口の減少といいますか、少子高齢化の中で後継者がいないという現状もございます。

そういうことで、町は森林環境譲与税を活用した中で、町が積極的にそれに手を挙げていかなければいけないし、民間の皆さんに山林をやって何とか兼業等を含めまして、経済的に何とかいけるかなという、そういったものも編み出していかなければならないと思いますが、まずできるところから一つずつ進めていく。

今、ご質問にありましたように、本当に道路の近いところから進めていく。非常に山奥に つきましては、今、自伐型林業というので進めています。これはいわゆる人が、簡単に言え ばけもの道のようなものですね。そういったものをつくりながら、奥深く山林に入るという ことでございますが、自伐型林業も含めまして、そういったことをまた進めていかなければ ならないと思います。

ですから、あらゆる使えるものは使いながら、森林はしっかりと、町としては一番大きな 資源でございますので、しっかりと守っていきたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- O3番(渡辺善男君) ありがとうございました。 以上で私の一般質問を終わります。
- 〇議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

3時25分から再開します。

(午後 3時12分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第8、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

〇2番(志関武良夫君) 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採 択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります齋藤晟氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります中村氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基本的資質を養うためのものである。将来を担う子供たちが、全国どこでも同じ条件のもとで教育が受けられることは国の責務であります。そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。

この制度が廃止されたり国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によっては義務教育の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育 費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいとする請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、意見書を政府関係機関に提出しております。

どうかよろしく審議いただきまして、採択いただきますようお願い申し上げる次第であります。

以上です。

○議長(野村賢一君) お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと 思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。 本請願については質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第9、請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する 意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

〇2番(志関武良夫君) 請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」 採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、令和2年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するため、令和2年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡 会の会長であります齋藤晟氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教 職員組合夷隅支部の書記長であります中村氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその 内容を伺いました。

日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てることは教育の使命でもあり、その教育環境の 整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましてもよろしくご審議をいただきまして、採択いただきますようお願い申 し上げる次第でございます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと 思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。 本請願について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

ただいま志関武良夫君外5名から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出 について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

追加日程第1、発議第3号及び追加日程第2、発議第4号を一括議題としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

◎発議第3号及び発議第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 追加日程第1、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する 意見書の提出について及び追加日程第2、発議第4号 国における令和2年度教育予算拡充 に関する意見書の提出についてを一括議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(麻生克美君) それでは、発議案を朗読します。

発議第3号。

令和元年6月2日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫。賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、野中眞弓、 賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、渡邉泰宣、賛成者、同、山田久子。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義 務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に 大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に 格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議第4号を朗読させていただきます。

発議第4号。

令和元年6月2日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫。賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、野中眞弓、 賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、渡邉泰宣、賛成者、同、山田久子。

国における令和2年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。 国における令和2年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和2年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1、震災からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
 - 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
 - 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算を更に拡充すること
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
 - 6、既存校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい 状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。 2番志関武良夫君。

○2番(志関武良夫君) 発議第3号及び発議第4号につきまして、一括して提案理由の説明 を申し上げます。

先ほど請願審査でご審議をいただきました請願第1号及び請願第2号の採択を受けまして、 我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣を初めとする関係各大臣に意見書を提出い たしたく、渡辺善男議員、野中眞弓議員、吉野僖一議員、渡邉泰宣議員、山田久子議員の賛 同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおり でございます。

よろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げる次第でございます。 以上です。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

まず、発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

〇議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 3時45分)

第1回大多喜町議会定例会6月会議

(第2号)

令和元年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和元年6月4日(火) 午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野	中	眞	弓	君	2番	志	関	武良夫		君
3番	渡	辺	善	男	君	4番	根	本	年	生	君
5番	吉	野	僖	_	君	6番	麻	生		剛	君
7番	渡	邉	泰	宣	君	8番	麻	生		勇	君
9番	吉	野	_	男	君	10番	末	吉	昭	男	君
1番	Щ	田	久	子	君	12番	野	村	賢	_	君

欠席議員(なし)

1

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町	長	飯	島	勝	美	君	副	田	1	長	西	郡	栄	_	君
教 育	長	宇	野	輝	夫	君	総	務	課	長	古	茶	義	明	君
企 画 課	長	米	本	和	弘	君	財	政	課	長	君	塚	恭	夫	君
税務住民課	長	多	賀	由糸	己夫	君	健儿	隶 福	祉 課	長	長	野	国	裕	君
建設課	長	吉	野	正	展	君	産	業 振	興 課	長	西	JII	栄	_	君
環境水道課	長	和	泉	陽	_	君			護老		秋	Щ	賢	次	君
会 計 室	長	吉	野	敏	洋	君	教	育	課	長	小	高	_	哉	君
生涯学習課	長	宮	原	幸	男	君									

本会議に職務のため出席した者の職氏名

 事務局長 麻生克美
 書記 市原和男

 書 記 川 貴子

議事日程(第2号)

日程第 1 報告第6号 専決処分の報告について

日程第 2 報告第7号 債権放棄の報告について

日程第 3 報告第8号 債権放棄の報告について

日程第 4 報告第9号 債権放棄の報告について

日程第 5 一般質問

日程第 6 同意第1号 大多喜町名誉町民の推挙について

日程第 7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 8 同意第3号 大多喜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準

ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

日程第 9 同意第4号 大多喜町農業委員会委員の任命について

日程第10 議案第1号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第2号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい

T

日程第12 議案第3号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第4号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第5号 大多喜町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第15 議案第6号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)

日程第16 発議第1号 大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 発議第2号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

◎開議の宣告

○議長(野村賢一君) 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

おとといの日曜日議会には、町長を初め執行部の皆さんには、休日のところ議会にご出席 いただきましてありがとうございました。また、議員の皆様も大変ご苦労さまでございまし た。傍聴の方も非常に日曜日多く、いただきまして、日曜日議会の目的が達成できたかなと、 そんなような感じがしております。

ここにアンケートの情報をいろいろいただきました。議員に対するお褒めの言葉もあります。いろいろ要望もございます。これも執行部といろいろ相談していきたいと思っています。 中には議員さん寝ているよと、そんなのもありましたので、傍聴の人はよく見ていますので、 そこら辺ひとつ、きょうは気をつけてやっていただければありがたいなと思います。

それでは、ただいまから2日の本会議に続きまして議会を開催したいと思います。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(野村賢一君) 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、ご承知願います。

◎報告第6号の上程、説明

○議長(野村賢一君) これより日程に入ります。

日程第1、報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

企画課長。

○企画課長(米本和弘君) それでは、報告第6号 専決処分の報告について説明をさせていただきます。

議案つづり33ページをお開きください。

報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の

規定によりこれを報告します。

この専決処分の報告につきましては、平成30年4月22日に発生いたしました車両事故の損害賠償の額を定める専決処分となります。

損害賠償の額を定めることにつきましては、昨年4月19日から24日までの6日間、東京都 台東区の主催によるふるさと交流ショップ台東において、移住定住の促進に向けた大多喜町 のPRを兼ねて、町の特産品や加工品の販売を行うイベントに参加をいたしました。

このイベント開催期間中でありました4月22日、イベント終了後に役場へ帰庁する途中、 午後7時55分ごろ、東京都中央区浜離宮庭園周辺の首都高速都心環状線下り車線を走行して いましたが、当時の首都高は工事による渋滞が発生し、停車と走行を繰り返す状況でござい ました。

前の車両が走行し始めたため走行したところ、再び前の車両が停車し、この停車に気づく のが遅くなり衝突したことにより、相手方の車両を含む前方2台の車両及び人身に損害を与 えたものです。

なお、本件車両事故に伴う損害賠償につきましては、車両損害2件、人身損害2件であり、このうち車両損害2件につきましては、賠償は既に処理済みとなっており、本専決の損害賠償はそのうちの2台目の車両に搭乗していた相手方との示談交渉が成立したことによる、人身損害による医療費に要した費用4万3,840円を損害賠償額とするための専決処分の内容を報告するものです。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

34ページになります。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり公用車事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第 1項の規定により専決処分する。

- 1、相手方、大阪府大阪市淀川区西三国1の29の2の701、林幸輝。
- 2、事故の概要、平成30年4月22日午後7時55分ごろ、首都高速都心環状線下り車線を走行中、前の車両の停車に気づくのがおくれ、衝突し、相手方の車両を含む前方2台の車両及び人身に損害を与えたものです。
 - 3、損害賠償額、4万3,840円。

以上で、損害賠償の額を定めることについての専決処分の説明を終わります。

〇議長(野村賢一君) これで、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第7号の上程、説明

○議長(野村賢一君) 日程第2、報告第7号 債権放棄の報告についてを議題とします。
本件について報告願います。

教育課長。

○教育課長(小高一哉君) 報告第7号 債権放棄の報告について、ご説明申し上げます。 35ページをお開きください。

初めに、報告の概要についてご説明させていただきます。

今回放棄した債権は学校給食費で、大多喜町債権管理条例の規定により、ことしの3月29日に債務者2人、件数47件、債権金額19万1,190円を放棄したものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第7号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄 したので、同条第2項の規定により報告する。

- 1、放棄した債権の名称、学校給食費。
- 2、放棄した債権の件数、47件。
- 3、放棄した債権の金額、19万1,190円。
- 4、放棄した時期、平成31年3月29日。
- 5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由。初めに表の一番右の 放棄した事由の欄についてご説明させていただきます。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定は、町の私債権の放棄できる事項を第1号から第7号まで定めております。今回の債務者2人に対する債権放棄は、いずれも第4号に規定する債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないためという事由に該当となるため、債権を放棄したものです。

それでは、放棄事由以外について、債務者ごとに放棄の金額、調定年度及び件数の欄の順 に説明させていただきます。

債務者1、15万7,650円、平成18年度から平成22年度までの5年間、39件。債務者2、3 万3,540円、平成22年度の1年間、8件。合計19万1,190円、47件の債権を放棄したものです。 以上、ご報告申し上げます。

〇議長(野村賢一君) これで、報告第7号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎報告第8号の上程、説明

○議長(野村賢一君) 日程第3、報告第8号 債権放棄の報告についてを議題とします。
本件について報告願います。

建設課長。

〇建設課長(吉野正展君) それでは、報告第8号 債権放棄の報告について、ご説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

初めに、本文説明の前に概要についての説明をさせていただきます。

今回放棄した債権は、町営住宅使用料及び町営住宅を退去したときに入居者が負担すべき 住宅修繕負担金で、大多喜町債権管理条例の規定により、本年3月29日に債務者2名、債権 数11件、金額として255万4,849円の債権を放棄したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第8号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄 したので、同条第2項の規定により報告する。

- 1、放棄した債権の名称。
- (1) 住宅使用料。
- (2) 住宅修繕負担金。
- 2、放棄した債権の件数、11件。
- (1) 住宅使用料、9件。
- (2) 住宅修繕負担金、2件。
- 3、放棄した債権の金額、255万4,849円。
- (1) 住宅使用料、20万4,900円。
- (2) 住宅修繕負担金、234万9,949円。
- 4、放棄した時期、平成31年3月29日。
- 5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由。初めに表の一番右の 列、放棄した事由についてご説明いたします。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定は、町の私債権の放棄ができる場合を第1号から第7号まで定めており、今回の債権放棄につきましては、第2号及び第4号事由に該当す

るものです。第2号事由は債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると 認められるときであり、第4号事由は債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事 情により、かつ、徴収の見込みがないと認めるときであります。

それでは、放棄した事由以外について、放棄した債権の名称別に、債務者ごとの金額、調 定年度及び件数の順にご説明いたします。

(1) 住宅使用料。債務者1、20万4,900円、平成10年度1件、平成11年度8件、合計9件であります。

次のページをお開きください。

(2) 住宅修繕負担金。債務者1、162万9,138円、平成11年度1件。債務者2、72万811 円、平成19年度1件、合計234万9,949円、2件でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(野村賢一君) これで、報告第8号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎報告第9号の上程、説明

○議長(野村賢一君) 日程第4、報告第9号 債権放棄の報告についてを議題とします。
本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長(和泉陽一君) 報告第9号 債権放棄の報告について、ご説明申し上げます。
議案つづり39ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入ります前に、概要につきましてご説明させていただきます。

今回放棄した債権は水道料金で、大多喜町債権管理条例の規定により、平成31年3月29日 に債務者30名、件数115件、金額144万6,168円の債権を放棄したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第9号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄 したので、同条第2項の規定により報告する。

- 1、放棄した債権の名称、水道料金。
- 2、放棄した債権の件数、115件。
- 3、放棄した債権の金額、144万6,168円。
- 4、放棄した時期、平成31年3月29日。

5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由につきましては、39ページから40ページにかけての表のとおりであります。表の一番右の列、放棄の事由につきましてご説明申し上げます。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定は、町の私債権の放棄できる事項を第1号から第7号まで定めており、今回の債権放棄につきましては、第2号及び第4号事由に該当するものです。第2号に規定する事由は、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であるため、また第4号に規定する事由は、債務者の死亡、失踪、行方不明等で徴収の見込みがないという理由によるものです。

第2号事由によるもの、8名、51件、53万122円。第4号事由によるもの、22名、64件、91万6,046円となっており、合計30名、115件、144万6,168円を放棄したものです。

以上、ご説明申し上げます。以上です。

○議長(野村賢一君) これで、報告第9号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎一般質問

○議長(野村賢一君) 日程第5、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については答弁を含めて30分 となります。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

通告順に従い、発言を許します。

◇ 麻 生 剛 君

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) おはようございます。

議長よりお許しいただきましたので、ただいまより6番麻生剛、一般質問に入らせていただきます。

きょうは通告順ということで、先にやらせていただきます。1カ月ほど前に執行部の皆さんには通告しておきました。恐らくなかなか規制があって難しい状況もあるかと思います。しかし、サンデー議会におきましても真摯なご回答をいただき、そして今回臨みましても執行部の皆さんの真剣な、そして何とか実現に向かってという気持ちを込めてのご答弁をお聞

かせいただければ幸いと存じます。

私も、合併以来65周年という月日がたったのを改めて感じました。私自身は、合併後、出生いたしまして、大多喜町の非常に右肩上がりの時代をよくよく見ております。町には人があふれ、そして学生もあふれ、そして企業の隆盛もあったと。鴨川に次いで、南房総では大多喜町が工業製品の出荷額もかなりあった。

しかし、今はどうでしょうか、なかなか厳しい状況。しかし、その中で執行部も町民の皆さんも、そして議員各位もできるだけ努力をしている。そんな中でこの65周年、振り返らせていただきまして、今、私たちがここまで歩んできたこの時代、何とか発展の原動力になった方々を私は一つ挙げて、そういう人々にある面で光を与えたい、そのように思っております。光は何も生きているときに与えるだけじゃないんです。亡くなってしまっても、しかし私たちの心の中にずっと残っている。

そして、ふるさとの原点をつくってくださった方、具体的に言いましょう。

今、大多喜町には交通のかなめとして、いすみ鉄道、鉄路があります。鉄道が残っております。この鉄路を守った方。ご存じ、あのいすみ鉄道の前身は木原線でございます。どうでしょうか、あのときは再三再四、廃線の危機でございました。当時は学生もいた。その中でもなかなか国鉄合理化の中で厳しいと言われていた。しかし、そこを木原線を守る会といった住民団体を旗上げして、住民の皆さんの声を伝える運動を展開し、このふるさと大多喜の名を全国のレベルにまで押し上げた、そんな方がいらっしゃいました。つまり、この大多喜から鉄路を救った男。今はもう鬼籍に入ってしまいました。しかし、そういう方々がいたからこそ第三セクターへとつないで、現在も菜の花色の電車になっております。ひとつ、このような方を忘れないでいただきたいと思います。

また、皆さん見てください。この役所からも見えるでしょう。ここは地下だからなかなか 見にくいかもしれないけれども、私どもがここに来るときに大多喜に入ったら見える、あの 白亜の天守閣、この町のシンボルともいうべき大多喜城天守閣。これを昭和の時代、この大 多喜町によみがえらせてくださった方がいらっしゃいます。

これは私がたまたま地元の大多喜高校という学校に通わせていただきましたので、そのとき美術を担当した日本画家の先生がおりました。この先生は大多喜城の数々の遺構を調査し、保存し、そして私たちの心のふるさとのシンボルとして残せるものは残し、そして活用できるものは活用していかなくてはいけない、それが先人の役割なんだ。大多喜城の大井戸のあの日本一の井戸と言われている底なし井戸、あの整備もした。そして、今、大多喜高校の校

門的な役割をしている薬医門、あれもきちっとした形で復元いたしました。

しかし、大多喜城の本来我々がシンボルとすべき、あの白亜の金のシャチホコの天守閣は 再建であります。再建というのは再び建てる。今ある部材を使って建てたんではないんです。 それぐらい苦労して苦労して、民間人のお力でやった先生がいました。

皆さん、今は博物館として、県立の施設として、非常に勉強の場になったかもしれません。 しかし、遠くさかのぼれば、あれは役所なんですよ。大多喜町役場と同じように、上総大多 喜藩の役所です。それは、今は文化の殿堂、そして観光の名所としてよみがえらせてくれた。 よみがえらせるというのは、これは大変なことなんです。ですから再建なんです。何もない ところを再び建てる、これをやってくれた方が民間人の方だったと。よくいろんな表彰規程 があります。どうしても官に厚く民に薄い、どうしてでしょうか。これ、ひとつ考えてくだ さい、その方が……。

そのほか、私は挙げていきたいと思います。私たちのかけがえのない命、きのうも一昨日 も問いかけましたけれども。それを予防医学、あるいは自分で脈をとってドクターハンドと、 要するにすばらしい実績を残して、手に握ると治ってしまう、ゴッドハンドと言われた先生 がいました。

この方は、ご存じ大多喜藩のご典医から脈々と続く家柄でしたので、たまたまふるさとの 医療のため、地域医療のために帰ってきました。しかし、私もその方といろいろよく話しま したけれども、聞けば千葉大学医学部、当時は千葉医大と申しましたけれども、そこでは引 きとめられ、引きとめられ、いずれこの日本の医療を背負ってくれと。千葉大医療を背負っ てくれと言われた方が、いや、自分のふるさとの地域の方々のために、私はそれが使命なん ですと。そのふるさとを愛する、家を愛する、その気持ちでやってくださった。

多数の方々が当時の木原線に乗ってきたり、あるいは都バスや小湊バスに乗って、あの小さな町医者だった場所に朝から並んで、そして先生にあれを診ていただくと。並ぶ人、3時間とにかく待った。しかし、先生に診てもらえば治るんだと。そして治っていくんですね。そんなすばらしい方がいらっしゃいました。

私は思いました。これだけの方だから、恐らく研究も非常にすばらしい研究をなさっている。案の定、たまたま町の審議会で一緒になったことがありました。今のいわゆるiPS細胞、山中先生のあの問題も、この先生は日胞学会の中で、具体的には臨床実験がない、治験もやっていない、しかしそういうサジェスチョンをしてくださいました。だから、私ども、当時の審議会の人たちは、この先生のお話を聞くのは非常にためになりました。そして、一

番大切なのは、高齢化になっても予防さえしっかりしていれば大丈夫なんだよ、ピンピンコロリ、本当は私のところに来なくても大丈夫だよ、そういう医療を目指したい、そんなことを教えてくださいました。

そのほか、皆さん思い出してください。今でこそ大多喜は徳川四天王、本多忠勝の城下町だと、これは皆さん知っています。しかし、どうでしょうか、今から半世紀前、大多喜城をつくった人は誰でしょうかと答えて、答えられる人はそんなにいなかったと思います。

当時、屋号はコヤナギさんという方ですよ。いや、お名前は違うんですよ、屋号は。非常に、やはり屋号で呼ばれる家というのは、昔から続くうちなんです。ですから、その方も本多忠勝公と同じお寺の菩提寺で、そこで墓守をして、あの本多忠勝公の墓を守っていました。本多忠勝公の墓は、議員の皆さんも見たことがあると思います。今でこそ非常に立派にきれいに整備されておりましたけれども、当時は草ぶして、コケむして、そしてあろうことか五輪塔の上が盗まれていたんです。ちょうど漬物の石にいいのかもしれない。そんなレベルの大多喜町の本多忠勝への関心度でした。

しかし、この方は本多忠勝研究に命をかけていました。私も数々のその方の文献をこのような小冊子で読ませていただきました。本当に難しくてなかなか理解もできなかったかもしれませんけれども、でも、それがどうでしょう。今、皆さん、町民の皆さんの間でも、本多忠勝とくれば大多喜城をつくった、本多忠勝といえば蜻蛉切のやりだよと、トンボが真っ二つに割れちゃうぐらいのやりを振り回すと。

そして、大多喜城のお城の祭り、あのお祭りでも今、きちっとした本多忠勝公のよろい、かぶとを使用しております。これも当初1回目はそうではなかったと思います。1回目に登場した方もこの中にいるかもしれませんけれども、当時は違ったと思います。その後、あの本多家のかぶとにしたり、そういう形にしたのはこの方のアドバイスです。この方も、今もうこの世界にはおりません。

そのほか、皆さん、このふるさと大多喜町で、郷土研究を全国に発信してくださった方がおります。角川書店発行の大多喜城物語や、あるいはそのほか人気の物語といった数々の著作でこの大多喜を取り上げ、そして大多喜は侍の都だけではない、文化の都なんだ、それを全国に向けて発信してくれました。私はこの方に、実は中学時代、教わらせていただきました。当時の先生方は、ただ単なる物を教えるだけじゃなくて、心も教え、そしてその地域を愛する気持ち、愛郷心も教えていただきました。

皆さんもご存じだと思います、波の伊八。竜を彫ったら左甚五郎、波を彫ったら波の伊八、

武志伊八郎信由。この方の欄間彫刻があるお寺のご住職です。あの天下の葛飾北斎に影響を与えたという武志伊八郎信由の、波の伊八の彫刻があるお寺として余りにも有名です。しかし、この波の伊八の問題にしましても、葛飾北斎に影響を与えたということを全国に向けて発信したのはこの先生であります。そして、この波の伊八の彫刻が大多喜にもあるんです。押田シンパチさんという波の伊八のやはり弟子です。そういう人たちの研究をして、かなり私たちにいろいろなことを教えてくれた。

どうでしょうか、皆さん、こういう方々を忘れてしまっては大多喜町65周年の歴史の重みが伝わってこないんじゃないでしょうか。私は常日ごろ申します、官に厚く民に薄いのではだめだ。そこで担当課には、私、かなり前からこの問題はお伝えしております。ひとつ追頌状という形で、このふるさとを支えてつくってくださった方々に、65周年というこの意義ある年にひとつ、この世界から彼らの世界へ発信していただきたい、そう思う次第であります。担当課のご見解、お願いしています。

○議長(野村賢一君) ちょっと論点がずれているような気がするんだけれども、いいんですか。

総務課長。

○総務課長(古茶義明君) ただいまのご質問に総務課のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、表彰についてご説明申し上げたいと思います。

表彰は、大多喜町顕彰規程によりまして、大多喜町合併記念式典で行うということを定めてございます。また、規程の中には、既に開催された記念式典において表彰された方は対象としないことも定めております。しかしながら、表彰する方の生存の有無については定めておらず、過去の式典開催時においても亡くなられた方を表彰しております。その際は、式典開催時にご遺族の方にお渡ししておりますので、麻生議員のただいまの質問のとおり、生前の功績をたたえて追頌することは、65周年記念式典でも今までと同様、可能であると考えます。

今回、開催を予定しております大多喜町合併65周年記念式典で顕彰する方々の選考はこれからでございますが、基準年数等の定めのある方以外は、前回の60周年記念式典開催年の平成26年10月6日から今回の顕彰基準日であることしの10月5日までの5年間に、過去に表彰をされていない方で功労のあった方を8月ごろまでに選考し、決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 担当課長、総務課長、本当にご苦労さまでございました。私も例規集 を拝見して、本当になかなか大変であるということはわかります。しかし、今言ったように、 亡くなってしまっても遺族の方にその功績をたたえることは可能である。本当にありがとう ございます。

私はこの方々に育てられました。だからこそ、ある面で遺族かもしれません。恐らくそういう方々が大多喜町民には多いと思いますので、今後、私ども恩を受けた方々、そしてふるさとをつくった方々をこういう形で表彰していく道筋をつくっていく、そのきっかけになればと思います。

それでは、私、なかなか常に原稿を超えてしまうことがあるので、議長よりご注意いただきましたので、また再び原稿に戻していきたいと思います。

今、65周年の歴史をつくってくれた方と。しかし、これからの未来の大多喜、未来のふる さとをつくってくれる子供たちのこと、これについてご質問したいと思います。

教育の機会均等は当然守られるべき権利であります。児童・生徒の本来あるべき能力が発揮されていく、その環境整備は行政の責務であります。決して親の収入により、その目指すべき道が閉ざされてはならないはずであります。

本町にも、そんな子供たちへの教育・財政支援の面より、奨学金制度があるのは評価するところであります。しかしながら、あくまでも貸与型なんです。返さなくちゃいけないんです。将来への返済の弁済の不安を抱えながら学校生活を送ることになります。そんな状況を打開する、そのために弁済不要な給付型を導入する意思があるかどうか、その辺を町当局にお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- **〇教育課長(小高一哉君)** ただいまの奨学金の給付型導入につきまして、教育課のほうから お答えさせていただきます。

麻生議員がおっしゃられるとおり、教育の機会均等は誰にでも与えられる権利であることは十分認識しております。町では、経済的理由により就学が困難な生徒に対し、個人及び団体の方々から寄附金を原資とした奨学金を、一定の条件を満たす方に無利子で貸与を行ってまいりました。平成20年にはこの原資をもとに新たに大多喜町奨学基金として設置し、大多喜町奨学基金貸与条例に基づき、貸与を行っているところです。

なお、平成30年度末時点での奨学基金の状況は、基金額3,494万3,657円、内訳として現金2,905万2,657円、貸与金589万円で13名の方に貸与しているところであります。全て計画どおり返納されている状況です。

ご質問のありました奨学金の給付型の導入についてですが、全国的に見ると幾つかの市町 村で実施している事例があるようです。県内では、東金市が4年制の大学に在学する方に限 り奨学金を給付しております。これは個人が蓄財した全財産を苦学生の奨学金給付のために 使ってもらいたいとの意向により、寄附を受け、運用されているものであります。

このような状況の中、国の新たな動きとして、文部科学省において、低所得者世帯であっても大学や短期大学などに就学ができるよう、本年10月に予定される消費税引き上げによる増収分の一部を財源とする高等教育無償化が、来年の4月1日から実施される法案が成立されました。支援内容は、授業料及び入学金の減免、給付型奨学金の支給の拡充となっております。

これらのことから、町としては、本町の基金が限られた原資でもあることから給付型を導入する計画はありませんが、国の制度の今後の運用状況や県の動向などを注視してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 町はとにかく今の段階の中で、奨学金の基金の残高が3,494万円ほど。 それも、この大多喜町のよさというのは、課長がご指摘いただいたように、篤志家の方々が、 きちっとした方々が寄附していただいてこれだけたまった、それを基金にしている。これは 私はすばらしいことだと思います。そして、今、事例として出た東金市、これもやはりかな りの、全財産を提供する、そういう篤志家がいる。つまり、やはり篤志家がいて、そういう ものを出す、社会貢献のできる、その町であったということは誇らしいことです。教育課長 も着任以来、熱心に現場を回り、そして汗を流しながらやってくださっております。

私がきょうは奨学金の必要性を言ったのは、国より先取りしていかなくてはいけない、国が今後無償化にかじを切ってきてある。しかし、どうでしょうか、無償化といっても、ただ単なる低所得者の方々や、あるいはご存じのように授業料の係る費用に対してのものがほとんどであります。それを本当の意味での無償化と言えるでしょうか。私たちが学究生活を送る、学校に通う、そして将来の子供のために、子供が頑張るんだといったときに生活がかかるわけです。それは家賃もかかるでしょう。教材費もかかるでしょう。それを、その分にお

いても保護してやる、補償してやる、これは本来の意味でも先進国家であります。そして、 地方の時代と言われて久しいけれども、なかなか実現できない。どうしても国の動向を見て からとか言わざるを得ない地方自治体の実態もわかります。しかし、ここで矛先を変えてい きたいと思うんです。

今、私たちは子育て支援や人口減少にストップをかけなければいけない、こう言われています。しかし、その実態はどうでしょうか。まだまだ肌寒い状況です。なぜならば、子供が生まれない。生まれてきた子供を今度は学校に通わせるにはお金がないんです。だからこそ、そういうお金をきちっと提供できる、そういう状況をつくれば、人口減少もストップ、子育てに対しても、教育に対しても、ヨーロッパ並みの無償化に持っていっている、日本では大多喜であるという状況の道筋をつくっていける、そういうことを考えていただきたいと思います。

私は常日ごろ、さまざまな方々にこの問題、体験している方々に聞きました。いや、なかなか奨学金の返済はきついよ、なかなか学校に行っていてもバイトでなかなか厳しいんだと、そういう方々が多いのを見受けられます。ですから、ある面で飯島町政が品川行きの高速バスをつくり、そしてここから都内の学校に通わせる、そうすれば住宅費が浮くじゃないか、そういうような発想は、これは高く評価していいと思います。なぜならば、東京で全ての生活を維持するとなると一月何十万とかかります。ここから通う、それだけでも私は大きな前進と思います。

かつて、私の尊敬する大平正芳、総理をやった方です。この方がたまたま、若き当時の大蔵官僚の時代に、奨学金を給付型にしようと発案したんです、日本で初めて。しかし、それはできませんでした。しかし、そのときにまいた種が、今着々と実を結びつつあると思います。今、諸外国は、近代国家と言われている先進国は無償化への道を歩んでいます。我が国もそれの道筋に行くべく、この大多喜から手を挙げて発信していければと思います。奨学金無償化、貸与型ではない給付型、ひとつ実現できるように、お互いに努力して、財源等も含めて考えていきたいと思います。

きょうは通常議会のあれで、皆さん方の非常に真摯なご答弁もいただいて、6番麻生剛の 一般質問、終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(野村賢一君) 以上で麻生剛君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩したいと思います。

次は、10時57分から再開しますのでよろしくお願いします。

〇議長(野村賢一君) それでは、時間ですので休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時57分)

◇山田久子君

○議長(野村賢一君) 一般質問を続けます。

次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

〇11番(山田久子君) 11番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、日曜議会に引き続きまして、通告に従いまして一般 質問をさせていただきます。

本日は、大綱2点にわたり質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、大多喜町特殊詐欺対策電話機購入助成事業の助成費拡大についてお伺いをいたします。

特殊詐欺防止対策について、本町でも防災行政無線での注意喚起を初め、警察や関係機関、 県、国でも大変ご尽力をいただいているところでございます。最近では、ATMでお金を振 り込む際に機械が光を発し、振り込み者の気づきを喚起するものも開発されたとのニュース もございました。一方、受け子と言われる方が子供や孫あるいは会社関係を名乗る方ばかり でなく、主婦や中高年の方もいるとのことで、驚きとともにますます手口が巧妙になってお り、心配が膨らんでおるところでございます。

そのような中、本町では、高齢者及び高齢者と同居する世帯に対して、特殊詐欺対策電話機の購入助成を実施してくださいました。本町の定義によりますと、特殊詐欺、悪質なセールス等を未然に防ぐため、着信を自動で拒否する機能及び自動応答録音装置機能を備えた特殊詐欺等の対策のために開発された電話機をいうとのことでございます。

この電話機を購入する費用の一部を助成することにより、電話による特殊詐欺の被害防止を図り、町民の財産を守ることを目的として、昨年12月より登録販売店から、特殊詐欺対策電話機の購入に要した費用の2分の1以内の額を上限5,000円とし、助成金を交付してくださっておりますが、その電話機の普及を図るために全額補助をしてはどうかとのお声をいただきましたことから、助成費の拡充に対する町の考えをお伺いいたしたいと思います。

初めに、特殊詐欺の近隣及び本町における発生状況と、この事業を実施するに至った経緯 について、改めてお伺いをいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) ただいまのご質問に総務課のほうからお答えをさせていただきます。

特殊詐欺、電話の詐欺による平成29年の被害状況でございますが、千葉県内で1,517件、被害総額は31億円に上っております。勝浦警察署管内では12件発生し、被害総額は600万円、本町ではそのうち7件発生し、被害金額は約500万円程度でございます。

なお、平成30年は勝浦警察署管内では5件、1,700万円の被害額、うち2件が大多喜町で発生し、約500万円の被害が発生しているところでございます。

そういうことで、大多喜町でも発生が確認されたことから、電話で詐欺には電話で対策することが被害防止に有効とされておりますので、振り込め詐欺を未然に防止する機能がついた電話機の購入に対し、その代金の一部を補助し、被害防止を図るため、昨年12月に大多喜町特殊詐欺対策電話機購入助成事業実施要綱を制定し、特殊詐欺対策機能のついた電話機本体の購入額の2分の1、5,000円を上限に助成しているところでございます。

最後に、ことしの1月から現在までの大多喜町を含む勝浦警察署管内では、発生件数はゼロ件ということで報告を受けております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) ありがとうございました。

本町でも5人被害が発生してしまっているということに対して、非常に残念だなという思いもございます。それで、この数は実際に被害に遭われた数もしくは警察に届けられた数ではないかなと思います。家庭の中で、実際そういうものがあっても外へ出なかったもの、または事前に防げているものもあるのかと思いますが、その電話というものはかなり来ているのではないかと危惧するところでございます。

私も何人かの方からお話を伺っておりますが、しっかりしている方でも惑わされたと、銀行まで行きそうになった、実際に銀行まで行ったというようなお話を伺っておりまして、えっ、この方が、というような状況も聞いております。非常に不安を覚えているというところが正直なところでございます。先ほども申し上げましたけれども、受け子の方も多様化しているという中で、私自身ももしかしたらひっかかってしまうかなと、ちょっとそんな不安を

ニュース、報道などを聞いていて思ったというのは、ちょっと現状として感じております。 次でございますが、特殊詐欺対策電話機の本町の普及予定台数と現在の申請設置台数、申 請のあった電話機の1台当たりの購入金額は幾らぐらいのものが申請されているのか、お伺 いをいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 特殊詐欺対策電話機購入助成事業の対象は65歳以上の方の世帯で、ことしの4月末時点で2,506世帯が対象となっております。本年度は150世帯分、75万円の予算を計上してございます。また、昨年12月の助成開始から現在まで17件の申請がございまして、その電話機本体の購入金額でございますが、1万円から電話機の子機やファクシミリ機能が付加された4万円弱までとなっているところでございます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) ありがとうございます。

かなり対象世帯が多い割には、まだ申請という形では少ないのかなと思っておりますし、 またこれからは普及を大きくしていかなければいけないのかなというふうに感じました。そ の中でも、購入されております電話というのも、やはりいろいろその家庭によって機能の付 加の状況が違う。また、この機会にまた新しいものを購入しようというお考えの方もいらっ しゃると思いますので、そこは各家庭の事情もあるとは思うんですけれども、この特殊詐欺 対策の電話機においては、今の話ですと1万円前後ぐらいから、1万円ちょっとぐらいから というんでしょうかね、購入できるということがわかったのかなというふうに思っておりま す。

そういったことを考えますと、この普及を図るために思い切って補助金の拡充をして、1 台1万円までというような形、そして現在あります補助率を廃止し、一気に普及を図るよう な、そういった考え方というのはできないかと思うんですけれども、もう一度ご見解をお伺 いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) ただいまの質問にお答えさせていただきますが、全国的には助成限度額が大多喜町よりも高いところもあるようでございますが、大多喜町の5,000円と同額かそれ以下の助成をしている自治体が全体の約半分を占めております。そういったこともあり、大多喜町でも、千葉県内においても、先進的に助成制度を創設しまして被害防止に取り

組んでいるところでございます。

千葉県では、千葉市を除き53市町村中、船橋、柏、大多喜町が補助制度があり、取り組んでいるところでございます。また、既にこの制度をご利用されている方もいらっしゃいますので、そういう方の均衡もありますので、今のところ助成額の増額は考えておりません。以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) わかりました。町としては先進的に取り組んでいただいているということで、その辺は本当に大きく感謝申し上げたいと思います。

その上で、この助成事業は平成33年3月31日で失効予定ということになっているかと思います。特殊詐欺がそこまでになくなることを本当に望むところでございますけれども、手口もますます巧妙になってきている現状を思いますとき、本事業の推進事業状況や特殊詐欺の発生状況などにより、事業の再考をお考えいただくことができればありがたいなと思うところでございます、期間の延長とか、そういった部分でございますね。

また、その考え方の中の一つとして、特殊詐欺対策電話機の貸し出しを行うことはできないかと思います。ご自分での購入判断や町への申請が難しいご高齢者の方々の特殊詐欺の心配も高いのではないかと思っております。また、町の皆様が、また町の職員の皆様がさまざまな業務の中で把握した方で、被害に遭う可能性が高いと思われる方や、警察活動等を通じて設置する必要性が高いと判断される方に貸し出しができ、スムーズな対応をすることで被害防止につなげることができるのではないかと思うのですけれども、この辺、町はどのようにお考えになられますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) ただいまのご質問でございますが、特殊詐欺対策電話機購入助成事業を利用する際には、先ほど山田議員さんもおっしゃられておりましたけれども、代理人による申請も可能であります。また、登録販売店も町内の電気店を指定しております。電話機の設置の際には、電話機の操作方法など、また、きめ細やかな対応をしていただくよう、その登録店にも依頼しているところでございます。

また、今このようなひとり暮らしの方でも申請ができるような措置を講じているとともに、 先ほど来、申し上げておりますが、既に半額の助成金を申し込まれた方との均衡を欠くこと になりますので、貸し出すことについては現在考えておりません。

〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。

〇11番(山田久子君) わかりました。

その上で、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、事業年度の失効という 形が決められているんですが、そこのところにつきましては、普及状況などを見て再度検討 していただくことを、考え方、持っていただけますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 令和3年3月31日をもって補助金の条項が終了するということで 規定されておりますが、今後のケースで、被害状況または補助申請への状況を検証した上で、 今後考えていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- 〇11番(山田久子君) わかりました。

本当にこの特殊詐欺、なくなることを本当に願います。また、町での防災無線や、今言ったこの補助金制度その他の中でいろいろ対策をとっていただいているところでございますが、これからますます高齢化率も高くなってまいります。このほかにも何かご高齢者の皆様のこういった対策は、検討できるものがありましたら、ご指導いただきながら普及を図っていただければと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、大綱2、骨髄移植におけるドナー支援事業等の創設についてお伺いをいたします。 白血病と闘われている方のテレビ報道などもあり、関心を持たれる方も多くなられてきて いるように思っております。過日の新聞には、白血病の新薬としてキムリアという薬が保険 適用されたとの報道がございました。国内初の治療法とのことで、治療を希望されておられ る方々にとって希望の持てるものと感じました。しかしながら、治療対象者の患者さんは年 齢や病気の種類などにより限定がされるともございました。そのようなことから考えますと、 既存の治療方法はまだまだ大切であると思います。

その中の一つの方法が骨髄移植であると思います。私が言うまでもなく、既に皆様ご存じであると思いますけれども、骨髄移植や末梢血管細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れかえる。実際は、ドナーの方から採取された造血幹細胞を点滴静注するようでございますけれども、これをすることにより造血機能を回復させる治療方法でございます。

日本では骨髄バンク事業が1992年から開始をされ、これまでに多くの患者さんを救う実績 を挙げていただいております。毎年約1万人の方が白血病などの血液の病気を発症し、その うち約3,000人の方が骨髄、末梢血管細胞移植を必要とされているようです。現在約9割以上の患者さんにドナー、提供者が見つかっておられるようですが、移植を受けられる患者さんはその約6割にとどまっているようです。ドナーの登録の対象年齢は18歳以上54歳以下、実際に提供できる年齢は20歳以上55歳以下です。

登録はしていても、提供者の健康上の問題や、提供に伴う通院や入院のための休業による 経済的負担などの理由で、提供を断念するケースが見られるそうです。骨髄バンクを介して、 骨髄、末梢血管細胞を提供する場合、患者さんと適合してから血液の採取の健康診断に至る までに8回前後、平日の日中に医療機関に出向くことになりますが、善意に基づく骨髄、末 梢血管細胞の提供ですので、登録や提供の際に仕事を休まれても休業補償がある会社は多く ないようです。ドナーの都合で病院に行くのではなく、患者さんや病院等の診察状況等で病 院に行くため、事業所の理解と協力も必要となってまいっているようです。

そこで、骨髄及び末梢血管細胞を提供されたドナーの方及びそのドナーの方が従事する事業所さんへの助成制度が各市町村で導入をされてきているところでございます。千葉県では、市町村がドナー提供者やドナーの従事する事業所に助成金を交付した際に、その金額の2分の1を補助する事業を行ってくださっております。このことから、大多喜町でもこの支援制度を導入し、ドナー登録者の支援を、ひいては患者さんの支援につなげていくという考え方で導入してはいかがかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

- ○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えさせていた だきます。

骨髄移植は、通常の化学療法や免疫制御療法だけでは治すことが難しい血液がんや免疫不全症などに対して、完治させることを目的として行う治療であります。骨髄バンクに登録されているドナー登録者は、2019年4月末現在で全国51万2,775人、千葉県では1万6,719人であり、一見多くのドナーがいるようでありますが、骨髄移植が行われるには提供する方と患者さんの細胞の型が適合している必要があります。その確率は近親者で約4分の1、非血縁者間になると数百から数万分の1と極めて低いため、できるだけ多くのドナー登録者が必要であります。幸い、適合者が見つかっても、健康上の理由や仕事の都合から提供を辞退する方も多くいるとのことでございます。もし、適合者が見つかった場合には、可能な限り骨髄移植に結びつくような環境が必要であると考えます。

骨髄移植におけるドナー支援事業については、山田議員の言われたとおり、県においては、

支援事業を実施する市町村へ補助金を交付するなど積極的に推進しているところでございますので、町においても導入する方向で協議を進めていきます。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** ありがとうございます。温かいご答弁をいただいたのかなと、そのように解釈をさせていただきます。

ただいま協議をしているということでございましたけれども、具体的に実施をしていただいております市町村の皆様のところを見ますと、ドナー及びドナーの従事する事業所さんに対して、補助金の金額ですとか対象日数も示されているようでございます。大多喜町さんではどのような形で考えていただいているのか、お伺いできればと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- O健康福祉課長(長野国裕君) 県内で本事業を実施している自治体は24市町あり、支援の内容はドナー本人に骨髄提供のための入院・通院1日当たり2万円で上限7日間分を支給し、勤務先の事業所へはドナー休暇を付与した場合、1日当たり1万円で上限7日間分を支給する自治体がほとんどでありますが、中には1回の提供でドナー本人と勤務している事業所へ定額を支払う自治体もございます。町では具体的な支援内容について、今後、近隣自治体を参考に考えてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- O11番(山田久子君) ありがとうございます。

日数によっての支給の方法と定額での支給の方法と、それぞれメリット、デメリットがあると思うんですけれども、町としては今教えていただきましたところの具体的な金額2万円とか7日間という、もしくは1万円7日間というところは下回らないような状況で検討をしていくというふうに捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

また、検討していただいて、これを実施するに当たってはどの程度の日数が検討するのに 必要なのか、いつごろから実施していただくことができるのか、目安などがありましたら教 えていただければと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** 先ほどの答弁とかぶる部分もございますけれども、近隣の自 治体を参考に、早い段階でできればとは考えている次第でございます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) また、ちょっとご答弁難しい部分もあるのかもわかりませんけれども、病気というのは本当、いつ誰が突然発症するかわからないものでございます。今現在も病気と闘っておられる方も多くおられると思います。この制度は命のボランティアとも言われております。ドナー登録や提供が少しでも進む一助になればと思いますので、できるだけ早いご検討、また実施を望むということでお願い申し上げまして、質問としては終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) 以上で山田久子君の一般質問を終了します。

◇ 渡 辺 善 男 君

- ○議長(野村賢一君) 次に、3番渡辺善男君の一般質問を行います。
 - 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) 3番の渡辺善男でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回の質問事項は大きな項目としては1点、景観行政団体としての取り組みについてでございます。

質問事項を幾つかの小さな項目に分けて順次質問をさせていただきますので、明快な答弁をお願いいたします。

大綱1、景観行政団体としての取り組みについて。

昨年の10月1日に、本町は景観行政団体に移行すると公表しました。景観法に定められた 景観計画を作成することや景観行政をより主体的に進めることができるということで、観光 入り込み客の多い本町にとっては大変意義あることと、その推進を強く求めたいと思います。 そこで、景観行政団体としての進捗と今後の取り組み、想定している事業展開などについ て伺います。その後、意見聴取や方向性の検討など、どの段階まで進んでいるか、まずお伺 いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- **〇企画課長(米本和弘君)** ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えをさせていただ

きます。

初めに、景観行政団体の千葉県内における現状を説明させていただきます。

景観行政団体は景観計画の策定等、景観法に基づく景観行政事務を担う実施主体となります。景観法では、指定都市、中核市、都道府県が景観行政団体になることと規定されておりますが、同法第98条第1項により、市町村が景観行政事務の処理をすることができることとなっており、事務処理に当たっては、あらかじめ知事と協議しなければならないと規定されております。

千葉県内では、この景観行政事務を処理するために千葉県と協議し、景観行政団体へ移行している市町村が、平成31年3月20日現在、県内54市町村のうち36市町村が景観行政団体となっております。このうち、景観計画策定済みの団体は20市町となっております。最近の景観計画を策定した団体は、平成26年に景観行政団体に移行した印西市が平成30年3月に景観計画を策定し、告示しました。また、平成26年6月に景観行政団体に移行となった君津市では、平成30年12月に景観計画を策定し、告示をしたところです。このように、計画策定に当たりましては、景観行政団体へ移行後3年から5年の期間をかけて策定している事例となっております。

ご質問のありました景観行政団体に移行後の取り組み状況でございますが、現段階では計画策定団体からの策定方法等についての情報の収集段階となっております。今後は景観の資源調査等に着手し、具体的なスケジュール等を進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

答弁の中で、計画策定に3年から5年かかっている市町の実例がありました。計画策定にこれだけの歳月を費やしてしまうと、その間に社会環境、かなり変化してしまいます。私は、費用をかけ、その道の専門家を投入してでも、一刻も早く進めることだと思っております。そうでないと、せっかくの移行の効力、効果が薄れてしまうのではないかというふうに感じております。そこで、町長の見解をお伺いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) ただいまの渡辺議員のご質問でございますけれども、ご質問いただいたそのとおりであると思います。やはり、決めた以上は一刻も早く進めるということが重要であると思います。ただ、その中でやはり利害関係も絡んでくるところがやはり若干あってくるものですから、そういったところは慎重に進めなければなりませんが、過去の他の事例

とはまた別に、町としてできるだけ速やかに早く進められるように努力してまいりたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) 町長、ありがとうございます。

何をやるにも必ず目的を定めると思います。目的の達成のために、道しるべとなる目標を 定めます。ただ、企業と違い、行政の場合はいろいろな分野があり、関連性もあります。縦 割りで事を進めてしまうと、どこかで自己矛盾が生じ、不協和音が発生してしまうと思いま す。そこで、各課の実施している事業との整合性をこれからどう図っていくのか、お伺いし ます。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) ただいま各課との事業の整合性ということでございます。当然、 各課で実施しているさまざまな事業との整合性というものは、十分図っていかなければなら ないものであると考えております。そのためには、総合計画に定める各種事業を初め、景観 に関係してくると考えられるものを各課において洗い出し、計画策定に向けての事前調査を 進めていくことが必要になると思います。

また、策定に当たりましては、専門的知識を有する立場の方のご意見や業務支援を受ける とともに、近隣の計画策定団体等の事例も十分参考にして進めていかなければならないもの と考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

一口に景観といいましても、とても範囲が広いと思います。景観の定義をどこまで広げる のかと疑問視する人も出てくると思われます。そこで、沿道の美化や建物の補修なども入っ てくると思いますけれども、景観の範囲、どこまで及ぶのか、想定しているのかを伺います。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) 景観法で言うところの景観とは、地域の自然、歴史、文化等と住民の生活、経済活動等との調和により形成されるものであると定義されております。また、文献によりますと、風景外観、景色、眺め、また、その美しさを指し、自然と人間界とのこととが入りまじっている現実のさま、というようなこととなっております。

このようなことから、景観の範囲については幅広いものが対象となってくると思われます ので、沿道の美しさや建物の外観等は当然該当になると考えられますので、今後の計画策定 の中で具体的に決めていかなければならないものというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。
 住民や企業を取り込んだ景観活動を考えているか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(野村腎一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) 地域住民の皆さんが行われているさまざまなボランティア活動の中にも、景観にかかわる活動もたくさんあると思います。里山の保全を目的とした花木の植栽や草刈り作業、道路沿線のごみゼロ運動、いすみ鉄道沿線の草刈り作業等、地域住民の皆さんの取り組みが、直接、景観形成につながっているものもあると思います。

このようなことから、景観計画の策定に当たりましては、地域に暮らす住民の皆さんや経済活動を営む企業の皆さんのご意見を十分に反映させた計画とし、その計画に基づいた取り組みが重要となってまいりますので、住民や企業の皆さんの協力は大変重要であるというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ご答弁ありがとうございます。

景観活動、本当に幅が広く、いろんな角度からあると思いますけれども、行政だけが先走って力を入れていってもなかなかうまくはいかない。どうしても地域住民が大きな役割でかかわってくると思います。

また、それだけでなく、地域にある企業等との理解もなくては相対的に進まないのではないかなというふうに感じております。景観活動において企業との連携は不可欠だと思いますけれども、町内外を問わず、今、企業の社会的責任活動ということで、特に、大きな企業ではCSR活動ということで、環境面での活動を展開しているところはあります。

本町におきましても、そういった活動を取り入れているところもあると思いますが、できれば町外、大手の企業等のそういった活動との連携とかも視野に入れたらどうかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) 企業の社会的責任における活動、いわゆるCSR活動ということでございますけれども、最近では特に大企業においてのボランティア活動とか、環境問題への取り組みを初めとした各種の社会活動というものが、さまざまな分野においても、メディア等を通じて取り上げられているような状況でございます。

このような中で、景観に関する分野において、企業側といたしましても、企業のイメージ アップとそれから地域貢献という観点からも大きなメリットとなるのではないかというふう に考えられますので、企業側のご協力を得ながら、積極的に連携を図っていければというふ うに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

ぜひ、中のマスタープランを立てる中で、そういったことも視野に入れて、全体をボリュ ームアップするような形で進めていただけたらと思います。

先ほども言いましたけれども、景観、環境にかかわることは、まずは住民や企業の理解、協力がなければ本当に進んでいかないというふうに認識しております。町民や企業に対して、 景観に対する意識を高める啓発活動も本当に重要になってくると思いますが、その辺はどう 行っていくか、どういう考えをお持ちか、伺います。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) 景観行政団体への移行につきましては、昨年の10月からの移行に 先立ちまして、9月に「城下町と渓谷をつなぐ景観まちづくり」というような題名で、景観 セミナーを地域住民や関係機関の皆さんを対象に実施したところでございます。

先ほど景観の範囲について説明をさせていただきましたが、景観といいますと、現実的に は風光明媚な場所であるとか文化的な建物等、観光面についての部分が取り上げられること となると思います。こういった面で、観光関係者においては、観光目的に本町に訪れる観光 客を通して景観に対する意識というのはかなり高いのではないかというふうに思われます。

また一方、地域住民の皆さんにおいては、道路沿線の草刈り作業を初めとした地域内の環境整備作業等、景観に関する活動を実際には行っているものの、日常生活の中では、住民の皆さんにおいては、景観に対する意識というのは余り高くはないのではないかというふうに思われます。

このため、啓発方法といたしましては、PRポスター、広報紙やホームページに限らず、 関係団体や地域の集会等においても、周知に努めていく必要があるのではないかというふう に考えております。

また、こういった全ての計画について言えることでございますが、住民の皆さんからの意 見を反映させた計画づくりは、つくって終わりではなくて、その計画をより多くの住民の皆 さんに理解していただき、計画に基づいた推進をしていくことが重要であるものというふう に認識をしております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) 丁寧な答弁、ありがとうございました。

ただいま答弁の中で、計画づくりはつくって終わりではなく、その計画をより多くの住民の皆さんに理解していただき、計画に基づいた推進をしていくのが重要であるものと認識しているという答弁をいただきました。私もそのとおりだと思います。ただ、私もいろんなこの計画づくり、参画したこともありますし、実際に成果物を見たこともありますけれども、どうしてもその計画というのは、計画をつくった時点である意味、なかなかそこから先が進まないというのが現実の形だと思います。

では、なぜそれが進んでいかないかというと、やはり推進体制、また具体的な行動計画、 アクションプランというのが整理がついていないということが原因ではないかなというふう に思っておりますけれども、やはり計画を着実に遂行するためには、マスタープランだけで なく、行動計画、アクションプランを作成して、強力な推進体制が備わっていて初めて成り 立つものだというふうに考えますけれども、そこまで計画作成に付随して検討される考えが あるか、お伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) ただいま計画を着実に遂行するためにはアクションプランも必要ではないかとのご質問でございますが、議員の言われるとおり、マスタープランを補完する行動計画、アクションプランまで策定することによりまして、計画のスムーズな推進ができるものというふうに思います。

現段階での景観計画の策定に当たりましては、細部にわたる計画等がまだまだ見えていない部分も多くありますので、先ほども申し上げましたが、有識者の意見とか近隣市町の取り組み等、状況等を十分精査の上、推進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、何事もやっぱり目的というのが必ずあって、その目的 の達成のために手段があるということで、いつの日かその手段を整えているうちに手段が目 的のようになってしまうというのが、一番物事進めるにつれ、手段の目的化現象というのが 結構言われているんですけれども、あくまでも目的があるんだと。

あと、私も昨年、大多喜町が千葉県に任せるのではなく、みずからの景観についての計画をみずから立てるんだということで、県と協議の上、景観行政団体への移行をされたということで、本町、観光だけではありませんけれども、町のイメージと非常に合っていていいなというふうに感じました。ぜひそういった面で、確かに人口は減ってきておりますけれども、町全体のイメージアップ、それに追随して魅力が上がっていくという意味で、これが町民福祉の向上のためにも非常に好印象ではないのかなというふうに思って、感じておりました。

こういった形で、その後の取り組みについて質問させていただきましたけれども、やはり皆さん方は大変多くの施策を実施して、多くの事務事業を抱えているというのはよく私も理解しているつもりです。ただ、せっかくいいことを始めて、いいことに取りかかったわけですので、一刻も早くそれを進めてほしいと。大変な時期に大変なことを進めることによって、職員の皆さん、携わる職員の皆さん方も達成感というのを得られるんじゃないかなというふうに思っております。

よく飯島町長、私も好きなんですけれども、このスピード感という言葉を口にされて、私 もそれをよく聞いておりますし、私もそういったことを指導を受けながら今までもやってき て、いつもその迅速化というのを、やはり物事にはタイミングがあるんだということを意識 しながら自分自身も動いてきたつもりでおります。その先に目指すものを定めて事業化して いくことが大事だと思いますし、迅速化というのは常に意識していかなければならないこと じゃないかなというふうに思っておりますが、通告はありませんが、最後に町長、お考えあ りましたらお聞かせください。

〇議長(野村賢一君) 町長。

〇町長(飯島勝美君) 渡辺議員が今お話しした、ほぼそのとおりであると思います。

特に、役所というのは、私も町長になりましてから一番強く感じていることは、形をつくることが仕事という形が非常に強いところがあります。いわゆる私が常に考えていることは、持続可能なものでなければならないというのは、私は常に皆さんに言っていることなんですね。ですから、形をつくることは仕事ではなくて、持続することが仕事なんだと、それは先ほど言ったマスタープラン、行動計画というものにつながるんだと思います。特に、そういったことをやはり我々、町側の意識を変えていかなければならないなと思っております。

この景観団体につきましては、やはり地域住民の皆さん方の協力なくしてできない、また 企業の協力なくしてはできないものでございます。やはり、何らかの形でやっぱり利害関係 がかかわってきますし、それである程度一つの考え方を統一していかなければいけないということの中で、やはり住民の皆さん、また企業の皆さんと十分話し合いながら、また、啓発ということがまた重要になってくると思います。やはり自分たちの町は自分たちでつくるんだという、そういう気持ちを醸成させることは重要であると思っています。しかしながら、それをやはりスピード感を持って進めるということは非常に重要であると思っていますので、そういったことを肝に銘じながら進めさせていただきたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 3番渡辺善男君。
- ○3番(渡辺善男君) 町長、通告なしでありがとうございます。

町長を初め各担当課長、丁寧な各ご答弁、本当にありがとうございました。町のイメージ アップはとても大切なことだと思います。景観行政団体移行で、一丸となって本町のイメー ジアップに大きな効果を出していきましょうという、一緒に、そういった私の思いを述べて、 私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

以上で渡辺善男君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午前11時47分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇野中眞弓君

- ○議長(野村賢一君) 一般質問を行います。
 - 1番野中眞弓君の一般質問を行います。
 - 1番野中眞弓君。
- 〇1番(野中眞弓君) 1番野中です。

私は会計年度任用職員制度について質問したいと思います。

会計年度任用職員って初めて耳にされる方、多いのではないかと思いますけれどもご存知でしょうか。2017年、地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年、来年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員制度が導入されることになりました。国のスケジュール表

だと2019年3月、ことしの3月議会あたりで、各市町村が条例を出して審議されるようになっていたのですが、全国的に非常にこの整備がおくれているようです。本町でも3月議会では出ませんでして、伺いますと、まだ6月でも出ませんでした。

公務員の働き方改革にかかわる制度です。民間では同一労働同一賃金や長時間労働改善など、働き方改革が大きな流れとなり始めています。この2つの法律の改定の目的は、公務員は労働基準法などが適用になりませんので、この公務員の非正規職員の処遇改善にあるということなんだそうです。町では、目下条例の整備作業中であろうと推察しますが、研究者や組合関係者からは、処遇改善の陰に、公務運営のあり方を変質させる危険性を指摘する声も出ています。

実際、ある地方都市では、総務省が作成したマニュアルに書かれている、これから先の自治体のあり方として、民間委託の推進ということがあります。これを31年度予算化して、非正規職員を民間企業団体に移籍し、労務管理は民間任せで仕事だけを委託や派遣にしようという案が予算化され、31年度予算案が議会で全員反対で否決されるということも既に起きています。会計年度任用職員をふやしたり、民間委託や派遣職員の導入により、一層正職員を減らされる可能性もあります。

この問題は、臨時職員の問題だけではなく、正職員にもかかわる、全職員の問題であることも指摘されています。私たち町民としては、もしも民間委託されたら、正職員が少なくなったら、十分に行政サービスは提供されるのかしらとか、ワーキングプア水準の職種がふえる一方だから、田舎では人が暮らせなくなる。地方の一層の崩壊を招くのではないか、そういう心配をしております。

この2つの法の抱きかかえている問題を念頭に置きながら、今回は、今まで放置されてきた臨時職員の処遇改善を強く求めたいと思います。官民ともに8時間働けば普通に暮らせる職場を実現させ、公務の職場では晴れやかな気持ちで住民サービスに尽くし、住民に信頼される役場になってほしいと願い質問いたします。

まず、1点目の質問ですが、ほとんど知られていない来年4月から始まる会計年度任用職員制度について、難しい言葉や行政用語は余り使わないで、簡単にわかりやすく説明してください。

○議長(野村賢一君) じゃ、簡単に。

総務課長。

〇総務課長(古茶義明君) ただいまのご質問に総務課からお答えさせていただきます。簡単

というわけではございませんが、説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月17日に公布され、非常勤特別職、臨時的任用職員の任用の厳格化、また、新たに会計年度任用職員制度が創設され、来年4月1日から施行されます。この改正では、非常勤特別職を専門的な知識、経験に基づき、助言、調査を行うものと定められ、また、臨時的任用職員についても、常勤職員に欠員が生じた場合において臨時的任用を行うことができると定められました。

現在の非常勤特別職及び臨時的任用職員、臨時職員については、来年4月1日からは法に 基づいた特別職非常勤職員、臨時的任用職員、そして新たに一般職の非常勤職員として規定 された会計年度任用職員として任用することになります。

会計年度任用職員については、地方公務員法の改正で、採用の方法や任期等について規定 されておりますが、給料、手当、報酬等については、地方自治法の一部改正により、その支 給内容が規定されているところでございます。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) よくわかりません。

私が簡単にまとめたのがありますので、それでいいかどうか聞いていただけますか。

- ○議長(野村賢一君) 皆さんもわからないんだから、わかりやすく、ひとつよろしく。 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 会計年度任用職員ということでお話ししたいと思いますが、会計年度任用職員ですが、任用期間が会計年度内1年以内、また、常勤の一般職員と同じ勤務時間、1週間当たり38時間45分の会計年度任用職員フルタイムと、常勤の一般職員よりも短い勤務時間の会計年度任用職員パートタイムの2つに、大きく分けて2つに区分されます。給料、報酬、費用弁償、または休暇等の処遇においては、任用期間であったり、その勤務時間によって異なります。

福利については、地方公務員法の各規定が適用となり、懲戒処分等の対象となります。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、営利企業の従事等の制限が対象となります。

おわかりになりますでしょうか。以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) なかなかわかりません。

私のまとめたので間違っているかどうか聞いてください。

地方公務員法では、自治体の公務、運営は、任期に定めのない常勤の職員が基本と規定していますが、最近では総務省の集中プランなどで正規職員が減らされて、臨時あるいは非常勤職員が、今では補助的な仕事から正規職員の仕事まで担っています。大体3つあります。特別職非常勤職員が1点、2つ目が臨時的任用職員、3つ目として、今度、会計年度任用職員が新設されて頑張ると。

特別職非常勤職員については、学識経験がある人に厳格化される。臨時的任用職員は、正規職員の欠員を補う場合に採用される。例えば、産休で抜けた後に入るとか、病休で抜けた後に入るとか。それから、そのほか一般は会計年度任用職員で、会計年度ですから、今、課長から説明があったように、4月から翌年3月までの会計年度のサイクルで採用される、新しくできた制度だと。

これは一般業務に当たる職員で、2種類あって、正職員と同じに働くフルタイムと、それ以下の労働時間のパートタイム職員があるという、そして、そのフルとパートでは処遇が違う。そして、今度は義務が生じていて、フルタイム職員の場合は正規職員と同じ義務や規律が求められていると。特に、兼業は禁止されているというようなことなんですけれども、どうなんでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 今、私が申し上げたのは、この内容でございますので間違いない というふうに思います。
- ○議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) お願いがあります。

私たち一般人は、本当に行政用語にふなれなものですから、それを聞くだけでもわからなくなりますので、できるだけ何かちまたで使われている言葉を使って答弁してくださると、ほかの課長さんたちもお願いなんですが、わかりやすいと思いますので、よろしくお願いいたします。

こういうふうに非正規職員の分類が厳しくなり、新しいものができたんですが、本町の今までの非正規職員の実態と、来年以降、新しい制度のもとでどういうふうにするつもりなのかお伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 現在の臨時職員数でございますが、町長部局で63人、教育委員会 部局で59人、合計で122人を雇用しております。そのうち、社会保険加入者が61人となって

おります。来年度以降につきましては、現在、改正された法と現在の状況を照らし合わせて 協議しておりますので、今時点ではお答えすることはできません。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 社会保険加入者というのは、この中でどんな身分なんですか。 それと、正規の職員の数は何人でしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 社会保険の加入要件でございますが、1週間の労働時間及び1カ 月の勤務日数が正職員の4分の3以上であること。また、週の労働時間が20時間以上、かつ 月額賃金が8万8,000円以上、そして勤務が1年以上見込まれること、学生以外であること の4つを満たすことが要件となっております。

正規の職員ということでございますが、この4月1日時点で、企業会計職員を含めて、全部で175人でございます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 正職員が175人、そして臨時職員が122人、臨時職員というのが本当に 町の中で大きな割合で仕事をしていらっしゃるということに、若干驚いております。

この人たちが、今まで低賃金にめげず頑張ってきてくださったんですけれども、新しい制度のもとで、この臨時職員の方は希望すれば残れるんですか。今の身分というか、それは保障されるんですか。それとも、法の中では、マニュアルですか、新規に公募をするという条項もあるようですが、新規の公募者がいて、競争になるんでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 今いる臨時職員をそのまま任用できるかということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○総務課長(古茶義明君) それにつきましては、会計年度任用職員となりますので、1年ごとの新規の任用となります。その際には、あらかじめ選考試験を行って、その上で選考していくと。ただ、今までいる方の職員については、臨時職員については、同じように選考に応募していただいた上で雇用ということになりますが、今までの経験年数とか成績によって左右されると思いますので、その方より優秀な方がその選考試験に応募してくるようであれば、

その分はお約束はできないところでございます。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) そうすると、今、臨時で働いていらっしゃる方については、来年度以降の採用については保証できないということなんですか。もしそうだとすれば、臨時職員に対して、今、働いていらっしゃる方に対してこの制度の周知ということをきちんとしないと、身分の保障というか、生活の保障ができなくなるわけだから、より重要な問題を含んでくると思うんですけれども。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 現在の臨時職員につきましては、多くの方が仕事を、成績優秀でこなしているというふうに思いますが、やはりこの制度に基づいてやる場合、そこは完全にその人を採用するというお約束はできない、今の時点ではお約束はできないということでございます。

この制度の改正にあわせまして、町条例の案を今後策定していくわけですが、それと同時 に、そういう今の臨時職員さんであったりとか、そういう方については改めて説明のほうを させていただければというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) わかりました。先にいきます。

民間では、同一労働同一賃金や最低賃金1,000円から1,500円を求める声が大きくなっています。今度の制度の給料関係はどうなるんですか。処遇改善ということがうたわれております。どういう処遇改善になるのでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 給料については、具体的なものはこれからでございますが、会計 年度任用職員のうち、フルタイムの職員については、職務の内容により常勤職員の初任給を 基礎に、県及び近隣の自治体との均衡を図りながら給料表を定める予定でございます。

また、会計年度任用職員のうち、パートタイム職員については、報酬による支給となります。その額についても今のところ定まってございませんので、お答えすることはできません。 以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 端的に伺います。

具体的に、任用職員の給料は今より上がるんでしょうか、上がらないんでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 先ほどお答えしましたとおり、まだ具体的な給料表を作成しておりませんので、具体的なことはお答えできませんが、下がることはないものと考えます。
 以上です。
- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- **〇1番**(野中眞弓君) 次にいきます。

手当については支給できるという表現になっています。この表現はどういう意味かという と、しない可能性もありますよということを含む表現であると考えられます。きちんと支給 するという考えはあるのかどうか、伺います。

そしてまた、期末手当については、フルタイム、パートタイムとも常勤職員と同率に支給 をする考えはありますか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 手当の支給でございますが、先ほどの制度概要のところでもご説明申し上げましたが、地方自治法の改正により、会計年度任用職員の常勤の職員と同じ勤務のフルタイム会計年度任用職員と、常勤職員よりも短い勤務時間のパートタイム会計年度任用職員ごとに、支給できる手当が規定されたところでございます。

常勤の一般職員の1週間当たりの勤務時間と同じ勤務時間のフルタイムの会計年度任用職員の手当につきましては、町条例で定めることにより、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当等が支給できると規定されております。また、常勤の一般職の1週間当たりの勤務時間より短い勤務時間のパートタイムの会計年度任用職員の手当は、期末手当を支給できると規定され、支給方法は町条例で定めることとされております。

例規案についてはこれからでございますが、常勤の一般職職員と同じ勤務時間の会計年度 任用職員及び常勤の一般職員より短い勤務時間の会計年度任用職員ともに、県及び近隣自治 体との均衡、また、任用期間であったり、1週間当たりの勤務時間数等を勘案した例規案を 作成していく考えでございます。

期末手当の支給率でございますが、現在の常勤の一般職職員、また、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を基本に、先ほど申し上げましたとおり、今後、県及び近隣自治体との均衡を図りながら、定めていく考えでございます。

以上です。

〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。

- ○1番(野中眞弓君) フルタイムもパートタイムも期末手当については出される。そして率については今のところはまだ未定であると。ただ、できるだけやはり同じ職場で働く以上、同一労働同一賃金の精神で同率支給できるように、条例整備をしていただきたいと思います。あと、ほかの病気休暇とか、年休とか育児休業などの諸休暇は保障されているのでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 休暇につきましては、地方公務員法第24条第5項の規定により、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めるとされております。

会計年度任用職員についても、条例、規則で定める必要があります。休暇の種類でございますが、労働基準法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法で認められています年次休暇、公民権行使、官公署出頭、介護休暇、産前産後、妊産婦、疾病のほかありますが、そのほか常勤の職員との均衡を図りながら、任用期間及び1週間当たりの勤務時間数等を勘案して、今後、労基案を作成していく考えでございます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 常勤の職員との均衡を図るというのは、具体的にはどういうことですか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 先ほど申し上げました労働基準法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法で認められている休暇以外の休暇につきましては、有給、無給を含めて、常勤職員と基本的には同じであると考えられますが、これについても、今後、県及び近隣自治体との均衡を図りながら定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 休暇については常勤の職員とほぼ同じ権利を保障する方向でというふうに考えてよろしいですね。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 現在のところ、それはお約束することはできませんが、そのよう な方向で考えていききたいと思ってございます。
- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) お願いします。

次にいきます。

採用については、公募により競争試験あるいは選考によるとありますけれども、今いる職員がまた継続する場合も同じように競争試験とか行うんですか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 冒頭で少しお答えさせていただきましたが、この制度は更新とか継続という考え方ではございませんで、あくまでも任期を1会計年度内としております。そして、同じ業務を行うにしても、新たに設置された職に任用されるという制度でございます。次の年度も同じ職を、役場のほうが、町が募集した場合、その方が任用されることを希望する場合は、応募していただいて、書類や面接による選考を行います。

再度応募した方の選考に当たっては、今まで働いてきた成績、人事評価制度等を活用して いくことも必要であるというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 時間がありませんから、次にいきます。
 再度採用された場合、給料に経験などは反映できるんですか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 更新した場合、経験を反映させて昇給はあるのかということであると思いますが、選考の結果、次の年度も同一の方を任用する場合、人事評価や経験年数を考慮して、一定の昇給も考慮していく必要があるというふうに考えております。
 以上です。
- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) こうして伺ってみますと、今の臨時職員の待遇よりか処遇改善は行われるというふうに思います。この辺はきちんと働く人が安心できるような職場づくりに励んでいっていただきたいと思いますが、町長に最後にお伺いします。

民間では、非正規職員の正規化や、有期雇用から無期雇用への転換に流れが広がり始めています。地方自体の臨時職員の増大は国の方針によるものですが、住民サービスの充実や地方の本当の再生のためには、正職員をふやすことが求められています。正職員の枠をふやし、非正規ではなく正職員として安心して職務に打ち込める。8時間働けば普通に暮すことができ、結婚し、安心して子育てのできる、そういう職場づくりこそが人口定着への王道ではな

いかと思われます。

役場が率先してこの道を切り開いていくことについて、どういうふうに考えられるでしょ うか。町長にお伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) 今回の法の改正そのものは、やはりそういう非正規の職員の皆さん方、 そういう方々の待遇改善というのが一つの大きな趣旨の中にあります。そういうことで、 我々はこの法の趣旨にのっとって進めていくということでございます。
- ○議長(野村賢一君) 時間ですので、速やかにお願いします。 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) ありがとうございました。よろしくお願いいたします。期待しております。
- ○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。
 以上で、野中眞弓君の一般質問を終了します。

◇ 根 本 年 生 君

- ○議長(野村賢一君) 次に、4番根本年生君の一般質問を行います。 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 根本です。日曜日に続きまして一般質問をさせていただきます。

私は、今回、空き店舗の閉鎖及び取り壊しを防ぎ商店街の活性化を図ることについて、それと観光案内のできる新たな観光施設についてということで質問させていただきます。

まず、城下商店街の古い町並みは閉鎖店舗が相次ぎ、後継者のいない店舗も多く、今後取り壊されてしまう店舗が多くなるのではないかと非常に危惧しております。古い町並みということで、今から20年前にやったんですかね。それで10年間かけていろいろ整備をしてまいりましたけれども、それが今、本当に危険な状態に陥っているということで危惧しております。その件でお伺いします。

また、4月から5月にかけて、商店街の中心地にある老舗の店舗が取り壊されました。間口も広く昔の面影を残す立派な建物であったと思われます。その影響は大きいものがあります。取り壊されてみると改めて壊されるということは本当に大変なことだなということを、私も含めて地域の住民の方々も強く思っております。店舗が壊されると両脇の店舗の方々、今まで見えなくて隠れていた部分が見えてくると、申しわけないけれども、どうしてもそう

いった見えない部分というのはなかなか手入れが行き届かない。そうなってくると、やっぱりちょっとみっともないなというふうに思われる方も多い。

それと次に風当たりが非常に強くなるということで心配しています。風当たりが強くなると、やはり屋根の瓦が飛んだり、また、壁が両脇はほとんどの場合トタンとかでできている場合が多いものですから、そこが壊れてしまうのではないかということで、非常に心配しております。多くの皆さん、やっぱり自分の瓦が飛んだとか、何か壊れて周囲に迷惑をかけると、被害をかけるということを非常に心配しておりますので、そうなるとうちも壊してしまおうかなという店舗もふえてくるのではなかろうかということで、非常に危惧しております。数年後には主な建物は取り壊されてしまうんじゃないかと、非常に寂しい思いでいっぱいでございます。その件でお伺いします。

現在、町のほうはいろいろな施策を打ちながら商店街の活性化に、古い町並みの維持管理 に努めているところだと思います。そこで聞きます。

現在、観光客の誘致及び商店街の活性化のために、商い資料館、また釜屋さんの改築工事を予定していると思いますが、現在の状況及び町並みの整備の今後の予定について伺いたい。 また、さらに取り壊す建物がふえた場合は、どのように対策を考えているのかお聞きします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(西川栄一君) ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。 初めに、商い資料館の改修及びその他地方創生交付金事業による、町並み整備関係事業の 今後の予定等についてご説明させていただきます。

まず、商い資料館の改修工事につましては、プロポーザルにより改修及び施設管理運営の 契約候補者の選定を行う予定でありますが、現在、地元の方のご意見を聞くなど調整を行っ ており、調整が調い次第、改修工事の事務を進める予定でございます。

釜屋の改修工事につきましては、プロポーザルを行い、契約候補者が決まりましたので、 現在、契約について準備、手続を進めているところでございます。

城下町通りの再整備につきましては、現在、あんどんの設置や車のスピードを落とさせる ための立体減速表示等の検討とあわせ、地域の方のご意見を聞かせていただいており、今回 の整備の中でできるものがないか検討しているところでございます。

そのほか観光総合戦略の策定、城下町通りの観光活性化計画の策定業務については、計画 策定委託業者の選定業務を進めております。今年度中に計画を策定する予定であります。 次に、今後、城下町通りでさらに取り壊す建物がふえた場合の対策は、どのように考えているかというご質問でございますが、平成12年から10年間行われた町並み整備事業により、古い町並みの維持、整備が進み、観光客が訪れるようになりましたが、今後も継続的に観光客に訪れていただくには、毎年少しずつでも整備を行い、町並みを磨き上げていく必要があると考えております。

これは、町並みに限らず、町内の観光地、観光施設、全てに言えることではないかと思います。そのため、先ほど説明いたしましたが、今年度策定予定の城下町通りの観光活性化計画の中で、城下町の整備の方針や、空き家、空き店舗あるいは歴史的に価値のある建物等の活用方法を示し、建物等の所有者に町並み整備に対する理解、協力がいただけるように努めてまいりたいと考えております。

〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。

○4番(根本年生君) ありがとうございました。

それで、現在は多少何か地域の方々の意見を聞く場を設けているやに聞いております。しかし、当初地域住民の方と十分意思疎通が図れていない部分があったのではないかと思われます。その地域の人々から聞いたことです。地域再生計画という、これは公表されているものがあります。この策定に当たって、町民、特に地域住民の方々がどの程度かかわってきたのか。多くの方々に聞くと、商い資料館さんとか釜屋さんの改築について、本当にわからなかったと。いざ動き出してから、そういったことがあるんだなということを知ったという方々が多くいます。

やはり地域のまちづくりは地域の人々が主役になっていかなければならないと思っております。今後は、地域住民の関係団体と連携して、協議会を立ち上げ、町並み整備計画を策定し、地域住民となった町並み整備を行うべきであると考えます。

住民が主役であるということは、でき上がったものを説明するのではなくて、計画の段階から、白紙の段階から地域住民の方々、特にあの辺で店舗を構えている方々が一緒になって計画づくりをする。できたものをこうなりましたということを言われても、なかなか協力するといっても、なかなかあれは自分たちの意見が通っていないじゃないかというようなことで、やっぱり計画の段階からつくっていくべきだと思います。

先ほど、平成12年から10年間町並み整備をやりました。そのときに聞きますと、それはそれこそ住民が中心になって、景観条例の中身があるように、景観形成住民団体の認定等において、猿稲区、久保区、桜台新丁、各行政区の皆様と協定書を結んで、まちづくりについて

は町民が責任を持って、町と一緒に協力してやりますよという協定書を結んでやったものだ と思われます。

また、それだけじゃなくて、神社、お寺も多い、その方々とも協定を結んで、私はお寺はこういった花壇、花を私たちはメーンにして頑張りますよ。私のところはこういった花をメーンにして頑張りますよというようなことで、やはり神社とかお寺とも協定を結んで進んでいったというふうに聞いております。

その結果、ポケットパークも町なかにかなりできていますけれども、住民が要望して、その維持管理については住民が責任を持って行うので、ぜひこの事業を進めてくれということで進んだものだと思っております。

ですから、今後、各地域の方々と協定書を結ぶなり、地域住民の方が主役であるということを認識して取り組むべきだと思います。いかがでしょうか。

〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(西川栄一君) 地域住民と連携して事業を進めたらどうかということでございますけれども、今年度、城下町通りを中心とした地方創生推進交付金事業、釜屋、商い資料館の商業施設への改修、城下町通りの再整備を進める中で、地域住民との意思疎通が図れていないのではないかというご指摘でございますけれども、確かに短い間での計画の策定ですとか、複数の事業が集中したことにより、地域の皆様への説明が不足しているということは、また、十分に地域の理解が得られていないところがあるということは感じております。

そのため、4月、5月に地域の方々のご意見等を伺う会議を数回開催させていただきました。また、今後城下町通りの観光活性化計画を策定する中でも、地域の方々のご意見を伺い、計画に反映できるものは計画に取り入れ、地域住民の意見や考えを考慮した計画としていきたいと考えております。

次に、協議会等の立ち上げというようなことでありますけれども、地域住民と一体となった町並み整備を進めていくべきではということでございますが、歴史的景観条例において景観形成を得ることを目的とした、景観形成住民団体というのがございます。この団体は、現在活動が行われていない状態でございますが、まだ解散はしておりませんので、今後、この団体が再度活動いただけるように支援していき、城下町通りの観光活性化計画の策定や、城下町の活性化にご協力いただき、その活動を通して、空き家・空き店舗あるいは歴史的価値のある建物等の所有者に、町並みの支援に対しご理解がいただけるように努めていきたいなというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 前向きな答弁でありがとうございました。

私もあれだと地域、これ交付金を受けるときにつくった計画ですよね、地域再生計画。本当にすばらしい計画を、これ書いてあるとおり、ただこれをやっぱりスムーズにスピーディーに早くやるためには、申しわけないけれども、町の職員さんだけの力ではなかなか難しいところがあるんではなかろうかと。やはり住民の協力を得てやって、初めてスムーズにこの事業がいくものだと思っております。

そのためには、地域住民の力をいかにかりるか。町の職員の方々もいろんな仕事があります。多分これだけにかかわっていることはなかなかできないでしょう。ということは地域住民の力をいかにかりるか。どこかにお願いに行くに当たっても、役場だけで行くんではなくて、地域住民の方々とともに、何かあったらお願いに行くとか、やはり地域住民の方が中心になれば、皆さん非常に心配していらっしゃいます。建物を壊したいんだけれども、このまま壊しちゃったら町並みがどうなるのかな、今までずっと100年も200年もそこでお世話になってきたのに、取り壊しちゃっていいのかなということを、非常に心配している方々がたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ地元の方々と協議して進めていただきたいと思います。

それと人口減少により、今後大多喜町において空き家がふえてくると思います。特に、町並みは空き家がふえてくると思われます。恐らく5年たったらどうなっちゃうかなということで非常に危惧しております。

空き家対策は、国の本当に重要な急務であり、国も重要政策として考えています。さまざまな補助金、税制の優遇措置もあります。それらを有効利用して町の活性化につなげるべきだと考えます。また、広く町民にも情報を提供し、空き家対策に役立ててもらうべきと思います。

何回か前の一般質問でも空家特措法に基づく空き家の計画を立てて、国からの助成金をもらって、民間でやるには相当助成金がないと空き家の改修できませんので、さまざまな制度があって、空き家を観光施設に利用するとか、ポケットパークに利用するとか、防火用の空地にするとか、駐車場にするとか、さまざまな補助金があると思います。それら特措法に基づく空き家の計画をつくって、協議会を立ち上げないとそういったものはできないと思っております。空き家対策について早急に進めてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** 空き家対策についてということでございますけれども、空き家・空き店舗の問題につきましては、城下商店街のみならず、町内の他の商店街におきましてもある問題で、今後、空き家・空き店舗の数はふえることが見込まれております。

商店街における空き店舗・空き地対策等として、産業振興課では空き店舗・空き地を活用 し事業を始める方に対し、補助金を交付する制度を用意しておりますが、今後も空き家・空 き店舗の増加が見込まれる状況におきまして、やはり新たな対応をしていく必要があるのか なというふうには考えております。

そのため、ご質問のありましたさまざまな補助金や税の制度を活用した、空き家・空き店舗等の対策について、関係課と協議しながら考えていきたいというふうに思っています。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) ぜひやっていただきたいと思います。

それと、先ほどの答弁で、地域再生計画に伴った町並みの何か計画、総合戦略の計画をつくるということになっていますですね。それで、先ほど渡辺議員さんの一般質問の中で、景観法に基づく景観計画もつくるよということの答弁があったと思います。今、町並みでつくろうとしている観光の戦略の計画と、景観法に基づくこの景観計画というのはリンクする部分が多数あるんじゃなかろうかと思いますけれども、これはどのような形で進めていくんですか。先に、町の基本計画をつくってから景観法の計画に行くということですか。

- ○議長(野村賢一君) どっちが答弁しますか。
 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) ただいま質問がありました町並みの基本計画というのは、今年度で策定するような計画になっておりますので、先ほどの景観計画につきましては、今後またスケジュールを組んで進めていくような形になりますので、今年度の計画が先行していくような形になりますので、全く関係ないものではございませんので、そこら辺も含めた中で景観計画の策定もしていければというふうに考えております。
- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) よろしくお願いします。

それでまた、先ほどの答弁の中で、歴史的景観条例の中に景観審議会があって、それは房 総の小江戸を守る会ということでよろしいんでしょうかね。

〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。

- **○産業振興課長(西川栄一君)** そのとおり、房総の小江戸をつくる会でございます。
- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) その景観条例の中に、第8条の中に景観形成地区内において、次に掲げる行為を行おうとする者は規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならないとあります。これは新築、増築、取り壊しも含まれるのでしょうか。

何か町並みの重点区域の中で何らかの工事をするときには、町に届け出なければならないという規定があります。これは有効に機能していないのではなかろうかと思われますけれども、これが有効に機能していれば、さまざまな建てかえ、模様がえ、新しく建物を新築する場合等、ある程度この条例に基づいて、指導とかそういったことができるんではなかろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(西川栄一君) 歴史的景観条例の中の……。

(「8条ですね」の声あり)

- ○産業振興課長(西川栄一君) 8条で、景観形成地区内において新築、増築、改築、移転等、または除去をする場合には届け出る必要があるということで、それが機能していないんじゃないかということでございますが、確かに届け出等がない場合もございます。届け出があって、こういうことをしたいんだけれどもという場合もございまして、そういった届け出が出ている場合は、新築、改築なんかの場合は、こういうような形でやってほしいとか、補助金もございますので、補助金を使って活用してやってほしいとか、そういう指導はしておりますが、出てこないというところも確かにあるかとは思います。
- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) ですから、今後、とにかく町並み、建物を壊されてしまっては、本当にまずい、空き地になった後に改めてうちを建てるんであれば、それは非常に経費はかかるわけですので、8条の、条例ですから、これは守る義務はあるわけですよね、町民も。これをよく示して、とにかくこういったことがあるんで、何かのときにはちゃんと届けてくださいということを行っていかないと、それに伴って、ただこれお願いするだけじゃいけないでしょうから、この地域再生計画でもいいですよ。こういったふうに考えてくださいということを、あの辺の重点区域の方々に早急に、恐らくこの間の観光戦略会議とかといって町民の方の意見を聞いたということですけれども、それは一部の方であろうかと思います。

正直言って、今、店舗を閉めたとか、後継者がいないとか、高齢者の方とか、今後どうな

ってしまうのかなという人たちについて、もっと十分説明をするためにも、この8条の規定をもっと、条例ですから、これを周知徹底してやったらいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) そのように努めてまいりたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) そうすると、今1件、町なかに、ちょっと聞きますと何かのお店ができるというようなこと、できるんですよね。空き地のところで。くらやさんの隣の空き地に。そこの建物がどのような建物になるのかと心配している向きがあるんです。やっぱり町並みに合致した建物をつくってもらいたいと。

やはりその辺も含めて町並みの整備については細かく、それで今後建てる方についても、 この8条の規定もあるんだよということを、できるだけ町並みに沿った計画でやってもらい たいということを言わないといけないんじゃなかろうかと。できないものはしようがないけ れども、言えばある程度のことはやっていただけるんじゃないかと思っていますけれども、 その辺はいかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** そちらの件につきましては、こちらに相談が来ておりますので、こういう条例がありますので、条例に沿った建物にしていただけるような、指導というかお話はさせていただいております。
- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) ありがとうございました。

とにかく本当に今、跡継ぎがいない商店が多いです。老朽化した建物も多いです。本当に 町民と一緒になって、地域住民と一緒になって、ぜひ町並みの保存、商店街の活性化に努め ていただけると助かりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、新たな観光案内のできる観光施設について。

今まで観光施設として利用されていた釜屋さんとか商い資料館が、指定管理等により町の 管理ではなくなり、古い店舗も閉鎖を、あるいは取り壊されてしまうと、今まで町の施設で すから中に入って自由に観光案内とか、ある程度できたんですけれども、やはり今度町の施 設ではないということだと、中に入ることもなかなか難しいでしょうし、今までどおり観光 案内ができない。 そうすると、やはり観光ボランティアの方が、皆さん一生懸命観光案内してくださっているんだけれども、見せるところがないよと。やっぱりリピーターをふやすには、大多喜町のすばらしさを紹介して、それで今度は、仮におじいさん、おばあさんが来たら、次は息子さんとかお孫さんにも来てもらう。あるいはその方が所属している団体等に来てもらうですとか、やっぱりリピーターをふやしていかないといけないと思います。

そこで、この役場の中庁舎、ユネスコの賞を受賞した役場庁舎の観光案内等、新たな案内 のほうに観光施設を考える必要があるのではないかと思われます。いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** 新たな観光施設を考える必要があるんではないかということでございますが、最初に産業振興課のほうからお答えさせていただきます。

城下町通りを中心とした町並み整備が行われたことで、現在、町並みを訪れる観光客がふえておりますが、観光客がふえた要因は、町並み整備だけではなく、町並みを案内する城下町案内人ボランティアの皆様の存在も非常に大きいと考えております。できるだけ町並みの案内に影響が出ないようにしたいと考えております。

釜屋や商い資料館については、運営形態が変わりますが、外観は大きく変わらないことから、建物の歴史等はこれまでどおりご案内いただいてもいいのかなというふうに考えております。

また、町並み案内に活用できる新たな観光施設については、今年度建設が予定されておりますメキシコの記念碑の活用や、商い資料館に現在展示されている資料やその他観光客を集客できる展示物の展示場所等の設置について、城下町通りの活性化計画を策定する中で考えていけられればなというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 役場庁舎の観光案内ということで、総務課のほうからお答えさせていただきます。

現在、役場中庁舎の見学につきましては、平日においては、屋上の見学以外は8時30分から5時15分までの開庁時間内は開放してございます。屋上については、職員が事故防止のための見学上の注意点等を説明して、ご理解をいただいた上で職員が同行して見学をしていただいているところでございます。そして、土日祝祭日の閉庁日につきましては、現在、建築を学んでいる学生さん、または建築関係者については事前の申し込みにより、総務課職員が

対応しているところでございます。

ご質問は、今以上に開放ができないかということであるかと思いますが、役場の閉庁日については、現在2人の職員で日直業務を行っているところでございます。現在の体制では日直が庁舎見学に対応することは日直業務に支障を来すおそれがあります。

しかしながら、土日祝祭日の対応につきましては、今後、町観光協会等と課題も含めて実施方法について、前向きに協議してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 前向きな答弁ありがとうございます。

観光案内の場合、20人以上になると観光案内人が原則2人つくことになっています。それで、本当に皆さんベテランの方ですので、十分私は対応はできるんじゃなかろうかと思っています。小さい子供とかほとんどいるわけじゃありません。皆さん立派な大人の方々ですので、本当に観光ボランティアの方々一生懸命ボランティアでやっているんだけれども、本当に見せるところがなくて困るよなと、正直なところ声が大きいところがありますので、ぜひとも役場の庁舎の案内ができるように配慮していただけると助かります。

以上で終わります。よろしくお願いします。

〇議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

以上で、根本年生君の一般質問を終了します。

これをもちまして一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は2時10分から再開します。

(午後 2時00分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 議員の皆さんに申し上げます。

これから議案審議に入りますが、質疑につきましては、同一内容について今までどおり3 回までとします。また、議案書のほかに議案審査資料が配付されていますが、この資料は、 あくまで参考資料として配付されているものですので、質疑の際は議案書により質疑される ようお願いします。

日程第6、同意第1号 大多喜町名誉町民の推挙についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(飯島勝美君) それでは、同意第1号についてご説明したいと思います。

41ページをお開き願いたいと思います。

次の者を大多喜町名誉町民に推挙するため、大多喜町名誉町民に関する条例第2条の規定 により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は大多喜町新丁77番地、氏名は田嶋隆威、生年月日は昭和9年1月14日でございます。 提案理由でございますが、名誉町民は、町民または町に縁故の深い者で、広く社会の進展 や学術、文化の発展に貢献し、または町の功労者として、その功績がひときわすぐれており、 郷土の誇りとして町民から尊敬されている者に対し、大多喜町名誉町民の称号を贈り、これ を顕彰する制度でございます。

これまで、町村合併後の初代町長の故尾本要三氏、県議会議員を務められた故齋藤万右エ門氏、2代目の大多喜町長を務められた宍倉一輔氏の3名を名誉町民として推戴しています。ご承知のとおり、田嶋隆威氏は町議会議員を経て、平成6年に大多喜町長に就任され、4期16年間の長きにわたり、住民福祉の充実や商工観光事業の推進など、本町の発展に多大な貢献をされました。また、千葉県の町村会長も務められ、大多喜町のみならず、千葉県の発展にも多大なる貢献をされました。よって、大多喜町名誉町民として、その功績を長く伝えようとするものでございます。

なお、この名誉町民の推挙に当たっては、5月9日に開催した大多喜町名誉町民審議会へ 諮問し、全員の賛同を得、田嶋隆威氏を推挙することについて承認する旨の答申を受けたこ とをご報告するとともに、推挙につきましてご同意をいただきますようお願い申し上げ、提 案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(飯島勝美君) それでは、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について を説明したいと思います。

43ページをお開き願いたいと思います。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

次の者を大多喜町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大多喜町紙敷1362番地の2、氏名、麻生文行、生年月日、昭和26年8月14日。

提案理由でございますが、現委員であります麻生文行氏が、令和元年6月15日をもちまして任期満了となりますので、再任として推薦をお願いするものでございます。

麻生氏におかれましては、経験も豊富で、人格、識見ともにすぐれておりますので、再度 委員をお願いしたいと考えております。ぜひ、議員の皆様の同意を賜りたいと存じますので、 よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎同意第3号及び同意第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第8、同意第3号 大多喜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて及び日程第9、同意第4号 大多喜町農業委員会委員の任命についての2議案は、関連する案件ですので一括議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(飯島勝美君) それでは、同意第3号、同意第4号についてお話をしたいと思います。 45ページ、47ページをお願いしたいと思います。

同意第3号 大多喜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて及び同意第4号 大多喜町農業委員会委員の任命について説明申し上げます。

まず、同意第3号及び同意第4号についてご説明申し上げますが、まず同意第4号の大多

喜町農業委員会委員の任命についてご説明申し上げ、その後、委員の任命に伴い同意が必要になる同意第3号についてご説明申し上げます。

議案つづりの47ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、同意第4号についてご説明申し上げます。

次の者を大多喜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第 1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は大多喜町葛藤123番地、氏名は佐川順一郎、生年月日は昭和25年11月21日でございます。

提案理由でございますが、一身上の都合により、平成31年3月31日付で農業委員会委員を辞任された委員があったことから、農業委員会委員に欠員が生じたため、その補充委員を任命するものであります。なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります令和3年3月31日までとなります。

佐川氏につきましては、農業委員会委員を経験されたこともあり、農地行政に対する深い 見識を有しておりますので、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

引き続き、同意第3号について、担当課長よりご説明させていただきます。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** 同意第3号 大多喜町農業委員会の委員に占める認定農業者 等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてご説明申し上げます。

議案つづり45ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規 則第2条第2号の規定により、大多喜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれら に準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意を求めるものでございま す。

提案理由でございますが、先ほど同意第4号で、大多喜町農業委員会委員として任命の同意をお願いいたしました佐川氏は、認定農業者等又はこれらに準ずる者に該当しないため、 佐川氏を任命した場合、現在の基準となっております農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合が過半数に満たなくなるため、この割合を過半数から4分の 1以上とすることについて、議会の同意をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

〇11番(山田久子君) 同意3号のほうの件で少しお伺いしたいと思います。

農業委員を任命する際の認定農業者等の要件につきましては、地域において農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が、農業委員会の運営に的確に反映されるよう、原則として認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされていた中で、例外が設けられた中での人数だと思っております。

本町では、認定農業者の方が今後ふえることが考えられるのか、また、今後認定農業者を ふやすようにするような取り組みを何か考えているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

- ○議長(野村賢一君) 山田さん、ちょっと議題と違うような感じがするんですけれども、これから認定農業者をふやすかどうかという質問だったですね、今。
- ○11番(山田久子君) 認定農業者の数が、やっぱりここは全体の中で占められている割合というところでございますので、今回これを同意することに当たりまして、今後、町の一人の認定農業者というのはどのような形になっているのかどうか。ふえる感じでも全くないのか、あるのか、それによってのここでの定数というものをどのように考えたらいいのかというところで、参考の形として町の現状と考えというものをお聞かせできればと思いまして、何わせていただいております。
- ○議長(野村賢一君) 大変恐縮ですけれども、この同意案件とちょっと違うような感じがするんですけれども。
- **〇11番(山田久子君)** それなら結構です。
- ○議長(野村賢一君) よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから同意第3号及び同意第4号の2件を一括して採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、同意第3号及び同意第4号は同意することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第10、議案第1号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(小高一哉君) それでは、49ページをお開きください。

議案第1号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について。

本文説明の前に、提案理由をご説明させていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、本年4月 1日から施行されました。これにより、改正前は放課後児童支援員の必須要件となっている 研修が、都道府県のみで行われていましたが、改正後は指定都市でも研修が行えるようにな りました。この基準奨励を参酌している大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正し、指定都市で研修を修了した方でも、本町において 放課後児童支援員としての資格を有することとなるように、条例の一部を改正するものです。 それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わりにします。ご審議をよろしくお願いします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番野中眞弓君。

〇1番(野中眞弓君) 2点あります。

1つ目は指定都市の長と、指定都市というのは具体的にどこでしょうか。

もう一つ、指導員の研修ですが、今までは県知事のもとに行われていました。今度指定都 市の長のもとに行われる研修との違いというか、質の保証は大丈夫なのでしょうか。

以上2点です。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(小高一哉君) まず1点目の指定都市というのはどこかということですけれども、 現在全国で20市、この千葉県でいいますと、千葉市、人口が50万人以上の都市ということで 指定都市ということで、近隣では千葉市ということになります。

それで、あと現在都道府県知事がやっております研修は、全16クール、年間あります。それで当大多喜町につきましては、その中の何クールというふうに指定がされてきております。ですから、日程の都合等が悪い場合は、千葉市が行う研修に参加できることになりますけれども、現在のところ千葉市のほうで今年度、まだそのスケジュールが立っておりません。まだこちらのほうにはいつ研修を行うということで、千葉市のほうに聞きましたら、まだ研修の予定は立っていないということでご報告があります。

あと、研修の内容なんですけれども、やはり研修の内容については、この基準に基づいて 行っていると思いますので、そちらまだ調べておりませんので、お答えははっきりできませ んのでご理解ください。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) そうすると、指定都市が加わることによって、講習を受けやすくなる というか、そういう状況が生まれるわけですか。
- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- **〇教育課長(小高一哉君)** はい。その状況がありますけれども、ただし、千葉市のほうが、

各市町村の受講を受け入れしていただけるかどうかというのは、千葉市の考えになりますので、その辺ははっきりお答えできません。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決をされました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(野村賢一君) 日程第11、議案第2号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正す

本案について、提案理由の説明を求めます。

る条例の制定についてを議題とします。

税務住民課長。

○税務住民課長(多賀由紀夫君) それでは、議案第2号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由の説明を申し上げます。

議案つづり51ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、平成30年4月から国民健康保険制度の広域化に伴い、県から示された標準保険税率を参考に、税率の改正をお願いするものでございます。主な改正点は、基礎額医療分の所得割額の税額を改めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中以下は、基礎額の医療分の所得割額の税額を「100分の7.5」から「100分の6.8」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日、適用区分の規定となり、令和元年度の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、このたびの改正によりまして、医療分、後期支援分、介護分を合わせた所得割の税率は、改定前の11.8パーセントあったものが、改定後11.1パーセントと0.7パーセントの引き下げとなります。

また、加入者 1 人当たりの税負担は、試算の結果、平成30年度当初と比較し5,967円、率にしますと6.6パーセント、また、1 世帯当たり 1 万2,326円、率にしまして8.2パーセントの減額が見込まれます。

なお、本改正案につきましては、去る5月24日に開催されました、国民健康保険運営協議 会においてご協議並びにご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で、提案理由及び改正内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 1人当たりと、それから1世帯当たり幾ら下がるかということはわかりました。歓迎します。

それで、1軒当たりと1人当たりの保険税が幾らが幾らに下がるかわかりますか。

- 〇議長(野村賢一君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(多賀由紀夫君) 確認なんですが、1軒当たりの……。

(「1軒当たりと1人当たりの保険税」の声あり)

- ○税務住民課長(多賀由紀夫君) 申しわけありません。ちょっと調べまして回答させていただきます。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第12、議案第3号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(長野国裕君) それでは、議案つづり53ページをお開きください。

議案第3号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置強化のため、介護保険法施行令の一部が改正され、本年4月1日から施行されました。それに伴い、大多喜町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的な軽減額としては、所得段階別保険料 9 段階のうち、所得が一番低い区分である第 1 段階は年額 2 万7,540円が 2 万2,950円、第 2 段階は年額 4 万5,900円が 3 万8,250円、第 3 段階は年額 4 万5,900円が 4 万4,370円でございます。

今回は、その低所得者の保険料軽減強化のための改正と、元号改正に伴う改正を行うもの

でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。説明に当たり、条文の朗読を一部割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「2万7,540円」を「2万2,950円」に改め、同条に次の2項を加える。

ここでは、元号及び年度の整理と、第 1 号に掲げる第 1 段階の保険料を 2 万7,540円から 2 万2,950円とするものです。

次の第3項では、第2項を準用し、2万2,950円を3万8,250円と読みかえすることにより、第2号に掲げる第2段階の保険料を、本則の4万5,900円から3万8,250円に減額するものです。

次の第4項では、同じく第2項を準用し、2万2,950円を4万4,370円と読みかえることにより、第3号に掲げる第3段階の保険料を、本則の4万5,900円から4万4,370円に減額するものです。

附則でございますが、改正後の保険料の適用時期及び改正前の年度分の保険料の取り扱い について規定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番野中眞弓君。

- ○1番(野中眞弓君) この事業の財源は消費税増税分からという説明がありましたけれども、消費税増税については6割を超える国民が反対しております。7月の参議院選挙の結果によっては、もしかしたら消費税引き上げはなくなるかもしれない。そのときにそういう状況になっても、この改定は実施されるのでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** こちらについては、こちらでお答えできることではないと思いますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長(野村賢一君) しようがないよ、選挙の結果だから。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第13、議案第4号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(和泉陽一君) それでは、議案第4号 大多喜町水道事業給水条例の一部を 改正する条例の制定について。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

議案つづり55ページをお開きいただきたいと思います。

この条例の一部改正は、消費税法等の改正により、消費税が令和元年10月1日から引き上げられることに伴い、本条例で規定する加入負担金、水道使用料、メーター使用料にそれぞれ加算している消費税率を改正しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

大多喜町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下、消費税等相当額という。)を加えた額」に改める。

これは、加入負担金についての改正となります。

第23条及び第29条第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

第23条については水道使用料、第29条第2項についてはメーター使用料の改正となります。 附則。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

施行期日を定めたものです。

以上で、大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第14、議案第5号 大多喜町過疎地域自立促進計画の一部変更に ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

〇企画課長(米本和弘君) 議案第5号 大多喜町過疎地域自立促進計画の一部変更について ご説明いたします。

議案つづり57ページをお開きください。

初めに、本案の提案理由を説明させていただきます。

大多喜町過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、平成28年度から平成32年度までを計画期間として策定し、平成28年議会定例会3月会議において議決をいただいたものです。この計画は、第3次総合計画の前期基本計画に基づき、過疎地域の自立促進、住民福祉の向上、地域格差の是正を目的に策定をされました。

この計画策定による最大の効果は、地方債の発行による財政措置にあります。過疎債の充 当率は100パーセントとなり、後年度以降の元利償還金に対する地方交付税の算入率70パー セントとなります。さらに、地方税の課税免除等に伴う原資補塡措置等があります。

今回の変更につきましては、事業の追加及び事業費が2割を超えるということとなり、議会の議決をいただきまして、今年度以降の2年間においての過疎債の発行に当たり、財政措置を受けるために必要となるものです。

具体的な事業の追加及び変更内容は、地方創生推進交付金事業で実施しております、観光まちづくり推進事業の追加及び防災行政無線の整備事業の見直しによるものとなります。計画変更内容につきましては、資料として配付させていただいております新旧対照表を参考にごらんいただきたいと思います。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町過疎地域自立促進計画の一部変更について。

大多喜町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

大多喜町過疎地域自立促進計画の一部を次のように改正する。

- 2、産業の振興、(2) その他、観光・レクリエーションの規定中に次のように加える。 ケ、観光まちづくりに取り組む組織を設立し、地域の多様な資源を生かした観光プロモーション、地域の貴重な資源である古民家の観光資源としての活用、公共施設の指定管理の受託などを実施し、町全体の観光マネジメントを行い、地域経済や観光まちづくりの活性化を推進します。
- 2、産業の振興、(3)事業計画(平成28年度~32年度)の表中「観光施設整備事業 町」を「観光施設整備事業 町 観光まちづくり推進事業 町及び観光事業者」に改める。 58ページをお開きください。
- 3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、(1)現況と問題点、イ、情報化の推進の規定中「アナログシステムのため、デジタル化について検討する必要があります。」を「電波法の改正に伴い、既存防災行政無線施設の使用が令和3年5月までとなり、施設の更新整備が必要となります。」に改める。

以上で、大多喜町過疎地域自立促進計画の一部変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

- ○11番(山田久子君) 過疎地域自立促進計画を定めるときには、定める事項について、あらかじめ都道府県と協議をしなければならないということに何かなっているようなんですけれども、一部変更についても、やはり都道府県との協議が必要になるのか、必要であったのかということですね。また、必要だった場合には、県から何か、この本町での事項についてご意見のようなもの、アドバイス的なものも含めまして、何かあったのかどうか、その辺をお伺いできればと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) この計画につきましては、当初計画はもちろんのことですけれども、その一部変更につきましても知事のほうと協議をするよう規定されておりますので、この協議につきましては、事前に県と内容等の審査を受けまして、協議のほうは済んでおります。で、本日提案をさせていただいております。

もう1点は何ですか。

(「アドバイスみたいな、ご意見というのはありましたか」の声あり)

- **〇企画課長(米本和弘君)** 協議の中で特にございませんで、ここに挙げさせてもらいます内容で、県のほうも承認はいただいているところでございます。
- 〇議長(野村賢一君) ほかに。

11番山田久子君。

○11番(山田久子君) ありがとうございます。

もう1点お伺いしたいんですけれども、58ページのほうにアナログシステムのデジタル化についての検討ということでございます。一昨日の一般質問の中でも質問させていただいたんですけれども、デジタル化にした場合に、各家庭にある戸別受信機の変更というのが必要なんでしょうかということで、必要だということでご答弁いただいたと思うんですけれども、ここの業務も事業等の中には、今言いました各家庭の戸別受信機の変更の部分も含まれているのかどうか、もうちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 現在の大多喜町過疎地域自立促進計画の計画期間、先ほど企画課 長が説明のとおり、令和2年度までの計画でありますので、今回の計画の期間内では、初め に移動系の無線機に係る設備を更新することを計画させていただきました。

なお、日曜日の山田議員さんの一般質問の中で、戸別受信機の更新についてご質問をいただいたところでございますが、今回の移動系の後に、その際戸別受信機が更新を実施するとお答えさせていただきましたが、戸別受信機はそのまま使用して、戸別受信機に電波を発射する親機の設備について更新するもので、ここで訂正をさせていただければと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** そうしますと、確認ということなんですけれども、各家庭にある戸 別受信機はデジタル化のこれとは関係なく、今までどおり使えるという意味に解釈させてい ただいていいということでしょうか。
- ○議長(野村賢一君) 一般質問と答弁違うのか。
 総務課長。
- ○総務課長(古茶義明君) 受信機の場合、周波数は変わりませんので、電波を発射する側が 問題があるということで、私の勘違いで申しわけございません。戸別受信機のほうはそのま まご使用いただけます。
- ○議長(野村賢一君) ということで、6月2日の一般質問の答弁の訂正をお願いします。

ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) ケの観光まちづくりに取り組む組織を設立しとあります。

今後、どのような組織を立ち上げようと考えているのか、具体的にこういったふうな組織 があったらいいなということを考えているのかということですね。

今後、そういった組織が立ち上がった場合には、その組織が中心になって、地域経済や観光まちづくりの活性化を推進していくということなのか。

それと、下のほうの括弧のほうにいきまして、観光まちづくり推進事業は、町及び観光事業者がやるよということに書かれています。ここで言う観光事業者とは具体的に言うと、観光に携わっている事業者というか、個人含めて、会社含めて、そういった人たちを総称して言っているのか、その辺教えていただくと助かります。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) 今回のこの過疎計画の一部変更につきましては、本来であれば、この変更は年に1回やれるようになっているんですけれども、昨年の今の段階ですと、こういった計画はございませんでしたので、新たにこの8月に国のほうの採択を受けました、観光まちづくりのほうの事業に合わせた内容にしておりますので、今時点では、この組織というのはできている組織、いわゆるわくわくカンパニーとか、そういうところを指している字句でございまして、ここら辺の内容につきましては、先ほども話がありましたけれども、事前に県との協議の中で、表現はいろいろと考えたんですけれども、当初の考え方の表現のほうがいいだろうというようなことで、こういったような内容にしてありますので、多少はこれから新しい組織ができるという意味じゃなくて、今できている組織を指しているというように意味にはなります。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「もう一つ」の声あり)

- **〇企画課長(米本和弘君)** ②のほうですね。町及び観光事業者という部分についても同じ意味となっておりますので、お願いします。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですけれども、熱が入ってきました。

ここで10分間休憩しましょう。

(午後 2時57分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

○議長(野村賢一君) 先ほど野中議員の質問で、多賀税務住民課長が緊張して答えられなかったということで、今、資料ございますので改めて答弁します。

税務住民課長、よろしくお願いします。

〇税務住民課長(多賀由紀夫君) それでは、先ほどの野中議員の質問に対してお答えさせていただきます。

1世帯当たりの額ですけれども、平成30年度税率を改定した場合と、改定しなかった場合の比較では、改定前 1 人当たりでは 9 万77円でありますけれども、改定後 8 万4, 111円になります。5, 967円の引き下げとなります。

1世帯当たりでは、改定前14万9,828円が、改定後13万7,502円になり、1万2,326円の引き下げということになります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

引き続いて会議を続けます。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第15、議案第6号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

〇財政課長(君塚恭夫君) それでは、議案第6号の説明をさせていただきます。

議案つづり59ページをお開きください。

初めに、会計年度の名称についてご説明させていただきます。

改元に伴い、国では予算の会計年度の名称について、原則改元日以降は当年度全体を通じて令和元年度とし、これに伴い当年度予算の名称は令和元年度予算と表示することとし、当該予算の総則において、元号の表示について令和とすることを明示することとしました。

また、改元のみを理由とした補正等の手続は行わず、改元日以降最初に補正予算を作成する場合において、元号を令和とすることとし、都道府県市区町村においても、国の扱いに基づき取り扱うことと通知されました。

大多喜町においても、国の通知に基づき、今回の補正予算にて平成31年度を令和元年度と表示するものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

議案第6号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)。

元号を定める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度大多喜町一般会計予算」の名称を「令和元年度大多喜町一般会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものとする。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,105万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,505万9,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは次に、事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

64、65ページをお開きください。

2歳入、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金1,806万9,000円の増額 補正は、ことしの10月1日の消費税率改正による低所得者及び子育て世帯の負担緩和、及び 地域の消費活動の喚起、下支えのためのプレミアム付き商品券の発行に係る事務費及びプレ ミアム分の補助金でございます。今回のプレミアム付き商品券のプレミアムは25パーセント で、販売価格4,000円で額面が5,000円の商品券となる予定でございます。

目3衛生費国庫補助金186万8,000円の増額補正は、風疹に係る患者の増加対策として、予防接種未実施世代を対象に実施する抗体検査及び予防接種事業の補助金でございます。

次の、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,112万2,000円の増額補正は、収支の均衡を 図るために前年度繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

3歳出、款2総務費、項1総務管理費、目8諸費86万9,000円の増額補正は、本年度開催を予定している大多喜町合併65周年記念事業における、大多喜町名誉町民の顕彰記念品と式 典事務消耗品でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,806万9,000円の増額補正は、プレミアム付き商品券の発行の用に係る職員手当、臨時職員賃金、印刷製本費は商品券の印刷経費、委託料は対象者の管理や商品券の販売や換金及びプレミアム分の経費などでございます。

項2児童福祉費、目4児童福祉施設費16万9,000円の増額補正は、つぐみの森保育園の避難誘導灯の修繕料でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費236万2,000円の増額補正は、風疹の予防接種に 係る委託料と対象者を管理するためのシステム改修費などが主なものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費896万3,000円の増額補正は、町道三又297 号線の法面の損傷による、今後の補修工事実施に必要な地質調査と、安全対策のための仮設 信号機の借り上げ、落石防護柵の設置工事でございます。

次のページをお開きください。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費62万7,000円の増額補正は、大多喜小学校の 既存の空調設備、保健室、音楽室、職員室及び校長室の修繕でございます。

以上で、議案第6号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番野中眞弓君。

- ○1番(野中眞弓君) より詳しい説明を求めます。どこかというと、社会福祉費のプレミア ム付き商品券事業と保健衛生費の予防接種事業についてお願いします。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** それでは、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。 まず、プレミアム付き商品券についてを簡単に説明させていただきます。

本年10月1日の消費税、地方消費税の引き上げが低所得者、子育て世帯に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするためにプレミアム付き商品券を発行するものであります。

購入対象者は、まず住民税非課税者、およそ世帯数1,210世帯で、対象者が1,854人。あと、2番目の対象者としまして、子育て世帯、こちらが2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯で、対象世帯102世帯、対象者数117人であります。見込み数等を合わせて、約2,100人が対象となる予定でございます。

割引率、先ほどの説明にもございましたが、25パーセントであり、最大で1人当たり2万円で2万5,000円分を町内の商店等で利用が可能でございます。

商品券の販売換金業務等を商工会に委託し、商品券の販売部分については商工会が郵便局に再委託をする予定とのことであります。販売期間は9月下旬から令和2年1月末までを、現在のところ見込んでおります。使用期間につきましては、10月1日から令和2年の2月末までとなっております。

大体以上になります。

- 〇議長(野村賢一君) 予防接種は。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** 風疹の追加的対策についてご説明させていただきます。

風疹は発熱及び発疹を主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染し、感染力が強い疾病であり、妊娠中の女性が感染すると生まれてくる子供へ障害を及ぼす可能性があることなどから、現在は幼児期に2回の定期接種として位置づけられ、接種が行われているところでございます。

しかしながら、予防接種制度の変遷上、風疹に係る公的な予防接種を受ける機会がなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、風疹の抗体保有率

が女性及び他の世代の男性と比較しても低い状態となっていることから、このたび風疹の追加的対策として、その年代を対象に3年間にわたりクーポン券を発行し、抗体検査及び予防接種を実施するものです。

大多喜町の対象者は902人であり、本年度の対象者336人、こちらは昭和47年4月2日から 昭和54年4月1日生まれまでの方が対象となります。こちらの336人にクーポン券を発行し、 医療機関等で抗体検査を受け、抗体価の低い方はワクチン接種を受けていただくというもの でございます。なお、本年度の対象となっていない方についても、希望により実施可能でご ざいます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

11番山田久子君。

〇11番(山田久子君) 町道維持管理事業でお伺いしたいと思います。

町道側の法面と企業さんからの法面とが接するあたりを境として、町道側の法面に破損の 状況が発生しているかと思うんですけれども、地質調査はどの範囲で行う予定でお考えにな っているのかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 67ページの町道維持管理事業の13委託料、地質調査委託料でありますけれども、これは町道側の法面、これの工法検討を行うために実施するもので、ボーリングを2カ所ほど実施する予定でございます。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 今のところで、ちょっと私細かい場所がわからなくて、あと具体的な場所と、工法検討とか落石防止工とかということになってきて、今後、もっと大きな工事費がかかってくる可能性が、これを見てみますと一般財源から支出するようになっています。今後大きな工事が予定されているとすれば、その辺の財源の収支とかはどのようになるのか。
- ○議長(野村賢一君) ちょっと無理だな。
- ○4番(根本年生君) すみません。場所と今後またさらに大きな工事費がかかってくるのか、 今回のこれで終わりなのか、その辺だけ教えてください。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。

〇建設課長(吉野正展君) ただいまのご質問ですけれども、場所につきましては、町道の三 又297号線、これは起点側が国道の三又から黒原の三又大橋までの間の、国道がバイパスが 開通されたことによりまして、国から移管された道路であります。場所につきましては、三 又の鋼材の加工会社の入り口から勝浦側に向かったところでございます。

今回の防護柵の設置工事につきましては、その50メーターの間、これは吹きつけが剝離しまして、道路に落ちていたということで、今回の工事は落石の防護柵を設置する工事であります。

あと、今後につきましては、そのところを今現在吹きつけされておりますけれども、それを撤去して、また新たに吹きつけをやるような形になろうと思いますけれども、その財源につきましては、なかなか高額になろうかと思いますので、国の補助金または起債等、できるだけ町にとって有利な方向で、今、関係機関と調整中でありますので、またその時期が来ましたら予算を計上したいというふうに考えております。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番(吉野僖一君) 確認です。

ちょうど三又の鉄橋というか大橋からバイパス、昔は国道ですよね。今はそれが町道になったわけですか。県道ではなくて、町道。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) 現在は町道でございます。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 私は、一般会計補正予算に反対の立場から討論させていただきます。

反対する点は、非常に悩んだんですけれども、社会福祉費のプレミアム付き商品券事業で ございます。

消費税10パーセント値上げによる低所得者及び子育て世代への援護射撃というか、それで 1人当たり2万円の補助をしようという事業ですが、確かに目先役に立つような気がします けれども、そもそも消費税のことを考えたときに、そのいっときを過ぎれば、2万円を使い 果たしてしまえば、後は消費税増税による苦しみが待っているわけです。

問題は、消費税を上げさせないことにあると思うんです。それが選挙にかかわりがありますけれども、消費税が本当に今まで国民のために使われていたか。初めに旗を振ったときのキャッチフレーズが守られてきたか、福祉のために使いますといって始められました。ところが今、社会保障費はぐんぐん値上がりして、国民の生活を苦しめています。その反面、ほくそ笑んでいる階層がいます。

過去30年の消費税の収入は372兆円ありました。同じ期間に大企業向けの減税は、法人税 3税で290億円、お金持ち減税による所得税、住民税の減税分267兆円。これだけで消費税を 超えた減税があります。消費税は本当に福祉のために使ってこなかったということが明らか であります。

目先、このプレミア付き商品券は、本当に目先をだます目くらましの事業であり、本当の 福祉の向上にはならないと、私は思います。

でも、生活が苦しいと目先をどうしのぐかという問題は非常に重要で、複雑な気持ちですが、私は原点を考える必要があると思うので、この事業についての納得はしかねますので、 一般会計の採択については反対いたします。

○議長(野村賢一君) 野中さんの討論になっていますが、その間に私のほうからいきなり討論をやられたので、進めることができませんでしたので、ご了解していただければと思います。

それでは、反対討論がございましたので、賛成討論の方を許します。 2番志関武良夫君。

〇2番(志関武良夫君) 私は賛成の立場から討論させていただきます。

今、消費税の問題を取り上げて言われましたけれども、消費税については、これはこうい う地方で決定するというような趣旨の問題じゃない。国の問題でありまして、国で議論して 消費税を上げていくというような話だと思うんですね。 それについて、我々がその消費税について使われたか使われないか、そういったものも 我々の中では調査するということは非常にできません。そういう中でも、やはり国の指導に よって行われることについて、我々地方としてはそれに従ってやっていくというようなこと だと思うんですね。

執行部の方々も、そういうものの中で考えていくしかない。そういうものの中で、やはり ここで賛成だ反対だというようなことを言っても、国の指導によってやることによって、そ れについて賛成、反対ということについては、私はやるべきじゃないかなというふうに思い ます。

そういう立場から、そういう国の立場を考えながら、やはりこういう予算案についても十分執行部の方々も協議した中での提案だというふうに私は考えますので、賛成の立場として 議論させていただきました。ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第16、発議第1号 大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番山田久子君。

○11番(山田久子君) 発議第1号 大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について申し上げさせていただきます。

それでは、大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の 説明をさせていただきます。 議会報編集委員会は、大多喜町議会報基本条例第7条の規定により、本町議会だよりの作成、発行を議員各位の協力をいただきながら、選出委員により協議を重ね、議会活動の状況や重要な情報などを、町民の皆様にわかりやすく情報発信する広報・広聴の充実に努めているところでございます。

しかし、議会報編集委員会は、地方自治法第100条第12項の協議等の場として位置づけしている議会議員全員協議会のように、本町基本条例で正規の議会活動として明確に規定されておらず、編集会議への出席、調査・研究等をする活動は、任意の委員会活動として判断され、公務災害補償の対象から除外される委員会活動との判断がされますことが危惧されるところでございます。

このようなことから、議会報編集委員会のより一層の広報・広聴の充実に資することや、 議会活動の透明性の確保及びその活動に対する保障を明確にし、正規の議会活動として位置 づける必要があるため、大多喜町議会基本条例第7条に議会報編集委員会を組織する規定を 追加する一部改正を提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

発議第1号。

令和元年6月2日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、山田久子、賛成者、同、末吉昭男議員、賛成者、同、渡辺善男議員、賛成者、同、根本年生議員、賛成者、同、麻生勇議員。

大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により、 別紙のとおり提出をさせていただきます。

提案理由につきましては、先ほどの説明のとおりでございますので省略をさせていただき ます。

大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例について。

大多喜町議会基本条例の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

第4項、議会は議員で構成する議会報編集委員会を組織し、広報機能の充実を図るものと する。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、発議第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして可 決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第17、発議第2号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則 の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番山田久子君。

〇11番(山田久子君) それでは、大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほど可決いただきました大多喜町議会基本条例の一部改正において、議会報編集委員会 を正規の議会活動として明確に規定させていただくことができました。ご理解いただき、可 決賜りまことにありがとうございました。

これにより、議会報編集委員会は、地方自治法第100条第12項の協議等の場として位置づけしている議会議員全員協議会と同様に、会議規則においても追加する必要がございます。

現在、本町議会会議規則は、全国町村議会議長会の標準会議規則をもとに、本町の議会運営 等に合わせて採用しており、第17章の全員協議会においても、この準則をもとに定めており ます。

このようなことから、議会報編集委員会は議会議員全員協議会と同様に、協議等の場として規定するに当たり、将来も見据えた標準的な規則である全国市議会議長会の標準会議規則を採用し、今後、その他の協議等の場の設置も勘案しながら、別表にて規定したいことから、第17章全文を改正し整備する、本町会議規則の一部改正を提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

発議第2号。

令和元年6月2日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、山田久子、賛成者、同、末吉昭男議員、賛成者、同、渡辺善男議員、賛成者、同、根本年生議員、賛成者、同、麻生勇議員。

大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を大多喜町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。 提案理由については、先ほどの説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則。

大多喜町議会会議規則の一部を次のように改正する。

目次中「全員協議会」を「協議又は調整を行うための場」に改める。

第17章を次のように改める。

第17章、協議又は調整を行うための場。

見出し、協議又は調整を行うための場。

第127条、法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を 行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

第2項、前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議 決でこれを決定する。

第3項、前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招 集権者及び期間を明らかにしなければならない。

第4項、協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

この別表では第127条第1項の規定による別表であり、同条第3項の規定により示すこととなる名称として、議会議員全員協議会と議会報編集委員会を定め、その目的、構成員、招集権者を規定するもので、別表の内容のとおりでありますので、詳細は割愛させていただきます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、公布の日から施行するものであり、経過措置として、現在選出されている議会報編集委員会の委員は、この改正後の規定により選出されたものとする、みなし規定を定めているものでございます。

以上で、発議第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、 可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす5日から9月30日まで休会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、明日5日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣言

○議長(野村賢一君) 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時45分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 野村賢一

署名議員 吉野 僖一

署名議員 麻生 剛